

平成 26 年度業務実績等報告書

平成 27 年 6 月



独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

独立行政法人環境再生保全機構の概要

1. 第三期中期目標期間

平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

2. 目的・業務の内容

(1) 目的

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。（独立行政法人環境再生保全機構法（以下「機構法」という。）第 3 条）

(2) 業務の内容

機構は、機構法に基づき機構の目的を達成するため、機構が有する能力等を発揮し、環境分野の政策実施機関として、その役割と責任を果たすため、次の業務を行っている。

- ① 大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務（公害健康被害補償業務）
（機構法 第 10 条第 1 項第 1 号）
- ② 大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務（公害健康被害予防事業）（機構法 第 10 条第 1 項第 2 号）
- ③ 日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務並びに民間環境保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務（地球環境基金業務）
（機構法 第 10 条第 1 項第 3 号及び第 4 号）
- ④ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等の業務（PCB 廃棄物処理助成事業）
（機構法 第 10 条第 1 項第 5 号）
- ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の五第 3 項に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務（最終処分場維持管理積立金管理業務）
（機構法 第 10 条第 1 項第 6 号）
- ⑥ 石綿による健康被害の救済に関する認定、救済給付の支給、特別事業主からの拠出金の徴収業務（石綿健康被害救済業務）（機構法 第 10 条第 1 項第 7 号）
- ⑦ ①から⑥に掲げる業務に附帯する業務（機構法 第 10 条第 1 項第 8 号）
- ⑧ 建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の管理及び回収業務（債権管理・回収業務）
（機構法 附則第 7 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）
- ⑨ 良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと（機構法 第 10 条第 2 項）

目 次

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置

<公害健康被害補償業務>

- ◆ 平成 26 年度に新たに取組んだ事項 1
- 1. 汚染負荷量賦課金の徴収 3
- 2. 都道府県等に対する納付金の納付 10

<公害健康被害予防事業>

- ◆ 平成 26 年度に新たに取組んだ事項 13
- 1. 収入の安定的な確保と事業の重点化 15
- 2. ニーズの把握と事業内容の改善 19
- 3. 調査研究 24
- 4. 知識の普及及び情報提供の実施 27
- 5. 研修の実施 33
- 6. 助成事業 37

<地球環境基金業務>

- ◆ 平成 26 年度に新たに取組んだ事項 40
- 1. 助成事業に係る事項 42
- 2. 振興事業に係る事項 53
- 3. 地球環境基金の運用等について 58

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務> 64

<維持管理積立金の管理業務> 67

<石綿健康被害救済業務>

- ◆ 平成 26 年度に新たに取組んだ事項 69
- 1. 認定・支給等の迅速かつ適正な実施 71
- 2. 救済給付の支給に係る費用の徴収 80
- 3. 制度運営の円滑化等 81
- 4. 救済制度の広報・相談の実施 87
- 5. 安全かつ効率的な業務の実施 92
- 6. 救済制度の見直しへの対応 94

| | |
|---|-----|
| Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 | |
| ◆ 平成 26 年度に新たに取組んだ事項 | 95 |
| 1. 組織運営 | 99 |
| 2. 業務運営の効率化 | 107 |
| 3. 業務における環境配慮 | 115 |
| Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 | 117 |
| 1. 予算（人件費の見積りを含む。） | 120 |
| 2. 収支計画 | 123 |
| 3. 資金計画 | 126 |
| 4. 承継勘定に係る債権・債務の適切な処理 | 132 |
| Ⅳ 短期借入金の限度額 | 136 |
| Ⅴ 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、処分に関する計画 | 137 |
| Ⅵ 剰余金の使途 | 138 |
| Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 | |
| 1. 施設及び設備に関する計画 | 139 |
| 2. 職員の人事に関する計画 | 140 |
| 3. 積立金の処分に関する事項 | 144 |
| 4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項 | 145 |
| <参考> | |
| ○見直し基本方針等への対応状況 | 146 |

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

<公害健康被害補償業務>

◆平成 26 年度に新たに取り組んだ事項

(1) 業務専門性研修の計画及び実施 (1. (1)、2. (2)、(3) 参照)

業務に必要な能力の向上を目的に、以下の研修を計画し、一部は随時実施した。

| 研修区分 | 対象者 | 概要 | 実施日 |
|-------------------|---|---|-----------------------------|
| 制度全般に係る研修 | 初任者研修 (初めて補償業務を担当する者) | ① 公害健康被害補償予防制度 ② 日本の公害経験 ③ 汚染負荷量賦課金算定方法 ④ 電子申告の仕組み | H27/1/16～ 1/27(1月採用者) |
| 新規採用職員に係るスキルアップ研修 | 初任者研修 (初めて補償業務を担当する者) | ① 情報セキュリティ関係 | H27/1/16～ 1/27(1月採用者) |
| | | ② 旅費手続き関係 | H26/9/1 |
| 補償業務推進に係るレベルアップ研修 | 全員 | ① 電話対応研修 (電話のマナー、言葉使い、聞く技術) | H26/12/16、 12/18 |
| | | ② ビジネスボイストレーニング | H27/7月実施 予定 |
| | 業務課徴収係 (徴収事務担当者) | 国税徴収法に係る具体的な徴収手続き関係 | H27/9月実施 予定 |
| | 業務課電算業務係 (電算業務担当職員) | 情報セキュリティ・情報リテラシー関係 | H26/11/19～ 11/21 |
| | 調査管理課調査第一・第二係 (申告書審査担当者) | ① 審査に必要な化学知識、業種毎、施設ごとの SOx 排出実態等 | H26/5月以降 毎月実施 |
| | | ② 各業種の製造工程、施設の知識習得 | H27/3/10～ 3/11 (化学工業) |
| | | ③ 排ガス測定におけるサンプリング、分析操作の実態見学 | H27/6月で調整中 |
| | 調査管理課補償給付・福祉事業係 (納付金納付業務担当者) | 認定更新等関係、給付費の請求・支給関係 | H27/5月実施 予定 |
| | 補償業務部 (徴収・審査システム及び納付業務システムを初めて利用する者) | ① 徴収・審査システムの利用方法等の説明 | H27/1/16～ 1/27 |
| | | ② 納付業務システムの利用方法等の説明 | 対象者なし |

(2) 現在分 0 m³ N 事業者の実態調査の実施 (詳細は 1. (1) ④ア)

現在分 0 m³ N 事業所の全納付義務者数に占める割合が増加したことを踏まえ、今年度から現在分 0 m³ N 事業所の調査を強化した。

(3) 事務手続きの標準化

徴収業務について、「汚染負荷量賦課金の徴収・納付に係る督励事務手引き」を作成した。

また東日本大震災以降、風水害等の災害が各地で発生していることを踏まえ、地震、風水害、雪害等の災害が発生した場合に、納付義務者の被害状況等を迅速に把握し、汚染負荷量賦課金の申告・納付を適切に行うためのマニュアルを国税通則法に準拠し作成し、部内周知した。

(4) 納付遡源及び納付義務者情報等に係る環境省との意見交換の実施

汚染負荷量賦課金の滞納事業者への対応や納付義務者情報及び申告情報等について、環境省と意見交換を行い、滞納事業者については実施方針に基づき対応することができた。

納付義務者情報等については、次の事項を機構にて整理し、本制度の今後の課題等の基礎となる情報提供を行った。

- ・納付義務者情報の経年的変化（納付義務者の状況、未申告者の状況）
- ・申告情報の経年的変化（現在分 0 m³ N 事業者の状況、現在分 SO_x 排出量の状況）

(5) 公害健康被害補償予防制度 40 年のあゆみの作成

公害健康被害補償予防制度は平成 26 年 9 月 1 日をもって 40 周年を迎えた。同制度のこれまでの歴史や同制度に基づき機構が実施してきた業務の実績等を取りまとめ、40 周年誌として刊行し、機構職員や機構との関わりが深いステークホルダーに、同制度の歴史や過去の重要なできごとを正しく理解してもらうとともに、本誌を研究資料として、図書館などに寄贈することで、学術的資料として継承する。

【概要】

第 1 章 公害発生の歴史と公害健康被害者の救済、補償・予防制度のあゆみ

第 1 節 公害による健康被害の発生

第 2 節 公害健康被害状況と被害者の救済、補償

第 2 章 公害健康被害補償予防制度の実施と業務のあゆみ

第 1 節 公害健康被害補償予防制度の概要

第 2 節 公害健康被害補償業務

第 3 節 公害健康被害予防事業

第 3 章 独立行政法人移行後の公害健康被害補償予防制度のあゆみ

第 1 節 独立行政法人環境再生保全機構の発足と業務の実績

第 4 章 組織概要

第 1 節 独立行政法人環境再生保全機構

第 2 節 旧公害健康被害補償予防協会 1. 汚染負荷量賦課金の徴収

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

平成 26 年度計画の概要

- (1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収
- 汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上を維持する。
 - 納付義務者からの適正・公正な賦課金申告に資するため、申告額の修正が発生する原因等について分析し適切な対策を講じるとともに、平成 24 年度実績に比し 50%増の实地調査等を計画的に実施する。
- (2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施
- 徴収関連業務に係る委託費について、平成 30 年度末までに平成 24 年度実績に比し 5%以上の縮減が図られるよう、必要な取組を行う。
 - 汚染負荷量賦課金の申告について、オンライン申告等の電子申告の比率を平成 30 年度末までに 70%以上となるよう、必要な取組を行う。
- (3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上
- 申告納付説明・相談会において、納付義務者からの相談及び質問等に的確に対応する。また、納付義務者の利便性の向上を図るため、システム等の見直しを行う。
 - 徴収関連業務の委託事業者に対し、委託業務の点検・指導、担当者研修会を行うなど、的確に業務指導を実施する。

平成 26 年度業務実績

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

① 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

昨年度同様、納付義務者からの相談及び質問事項等に丁寧に対応すること等により、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率は 99.9%と前年(99.9%)と同率となり、目標(収納率 99%以上)を達成した。

●汚染負荷量賦課金の収納状況(平成 27 年 3 月末現在)

(単位：千円、%)

| 年度 | 計画額 (a) | 申告額 (b) | 収納済額 (c) | 計画額に対する申告率 (d=b/a*100) | 申告額に対する収納率 (e=c/b*100) |
|----------|----------------|----------------|----------------|---------------------------|---------------------------|
| 平成 26 年度 | (35, 115, 089) | (35, 251, 969) | (35, 242, 950) | (100. 4) | (99. 9) |
| | 34, 134, 101 | 34, 226, 838 | 34, 220, 268 | 100. 3 | 99. 9 |

※ () 書きは、平成 26 年 3 月末の数値。

(資料編 P1_補償 1 公害健康被害補償制度の概要)

(資料編 P2_補償 2-① 汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移)

(資料編 P2_補償 2-② 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移)

(資料編 P3_補償 3 都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況)

② 未申告事業所に対する申告督促の実施

平成 26 年度の納付義務者 8,284 事業所のうち、申告期限の 5 月 15 日までに 7,830 事業所から申告があり、454 事業所が未申告であった。委託商工会議所において 6 月 16 日まで申告督促を実施し、それ以降、申告に応じなかった事業所を機構が引継いだ。機構では、法人登記などにより法人の存続に係る現況確認の調査を行ったうえで 32 事業所に対して現地督促を実施した。

商工会議所や機構による督促の結果、389 事業所が申告に応じた。

(平成 27 年 3 月末現在)

| 区 分 | 督促対象 事業所数 | 申告に 応じた事業所数 | 非該当 事業所数 |
|-------------------------|--------------|----------------|-------------|
| 商工会議所による督促 (6/16 まで) | 454 (418) | 333 (289) | 0 (0) |
| 機構による督促 6/17 以降 | 121 (129) | 56 (48) | 16 (25) |
| 督促実施後 未申告事業所数 | 49 (56) | | |

※ () 書きは、平成 26 年 3 月末の数値。

③ 申告誤り等の内容の分析と適切な措置

申告書審査において確認された誤りを項目ごとに集計し、集計した誤りの原因を分析し、来年度の「汚染負荷量賦課金申告の手引」の改訂、申告納付説明・相談会における啓発・指導に活用した。また、オンライン申告ファイル改修に反映していく予定。

④ 実地調査の確実な実施

ア. 実地調査の事前準備

「汚染負荷量賦課金に係る実地調査等事務取扱達」に基づいて、様々な事業所の中から申告書類を審査し、現地で申告内容を確認する必要がある 100 事業所（中期計画で定められている目標値は平成 24 年度比 50%増（95 事業所））を選定した。

なお、現在分 0 m³ N 事業所の全納付義務者数に占める割合が増加したことを踏まえ、今年度より現在分 0 m³ N 事業所の調査を強化した。

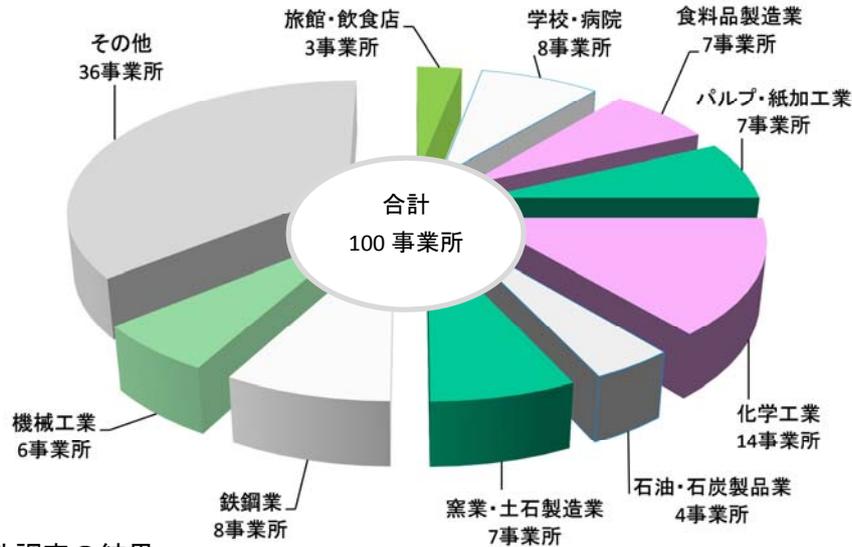
また、実地調査に必要な製造工程やばい煙発生施設等の設置状況及び硫黄酸化物排出工程等の資料を事前に入手し把握するなど、効率的な実地調査を行うための事前準備を実施した。

イ. 実地調査

実地調査においては、事業所の担当者から製造工程及びばい煙発生施設等の説明を受け、これら施設の稼働状況等を確認するとともに、申告書作成の根拠となる原始帳票類（100 事業所×5 年間分=500 件）の精査確認を行うなど、申告内容の調査を行った。

また、休廃止事業所については、現地に赴き実態の確認も行った。

平成 26 年度に実地調査を実施した 100 事業所の業種別内訳

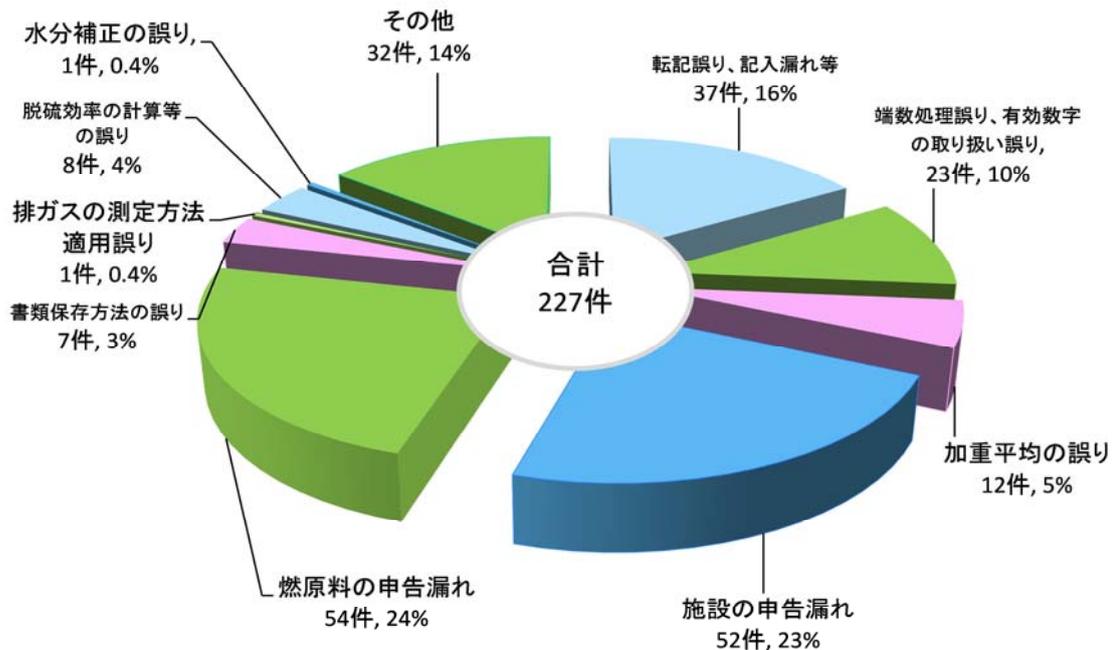


ウ. 実地調査の結果

平成 26 年度については、中期計画に掲げる目標（平成 24 年度比 50%増（95 事業所））を上回る 100 事業所に対して実地調査を実施し、その結果、すべての事業所において改ざん等の事実は認められなかったが、申告額に影響のあった 12 事業所については申告額の訂正を行った。また、転記誤り、記入漏れ等、軽微な誤りがあった事業所については、適宜必要な指導を行った。

なお、現在分 0 m³ N 事業所 62 件を調査したところ、36 件（58%）において非常用発電機等の申告漏れが認められたが、使用量が僅少であるか燃原料が都市ガス等であるため金額には影響しなかった。また、現在分があるにもかかわらず申告されていない事業所が 1 件確認された。

平成 26 年度実地調査における指導内容



（資料編 P4_補償 4 申告書等の審査・実地調査箇所の選定及び指導内容等）

エ. 職員を対象とした研修等の充実

製造工程に関する知見等、専門的な知識を習得し実地調査の質をより向上させるため、申告書審査マニュアルの改訂を進めるとともに、化学工業分野の専門家を招聘し、製造業実態研修を実施した。

研修項目：「化学工業概論」、「石油化学」、「塩素・アルカリ製品」及び「セメント製品」

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

① 徴収業務に係る委託費の縮減

ア. 民間競争入札によって日本商工会議所と平成26年2月28日付けで委託契約した徴収業務（再委託先：全国156商工会議所）において申告書等の点検及び未申告督促業務を行うことにより、機構業務の効率化を図った。

イ. 徴収業務に係る委託費は以下のとおりで、平成24年度比8.61%の縮減が図られた。

●委託費の縮減（平成27年3月末現在、税抜）（単位：円）

| 平成 24 年度 | (参考) 平成 25 年度 | 平成 26 年度 (平成 24 年度比削減率) |
|-------------|---------------|-------------------------|
| 169,507,228 | 166,619,570 | 154,906,135 (▲8.61%) |

ウ. 徴収業務委託費に関し、適切に業務が遂行されたか日本商工会議所に対して検査を実施した。

エ. 業務実施状況について、機構ホームページに掲載し、周知した。

② オンライン申告の促進

ア. オンライン申告促進計画（9月7日）を策定した。具体的には下記の事業所を抽出し、電話によるオンライン申告の慫慂を行った。

(ア) 昨年度、オンライン申告促進文書発送及び電話慫慂を実施し、「オンラインへの移行を検討する等」と回答した事業者（223者）

(イ) 算定様式が多い事業所（A様式10枚以上、B又はD様式5枚以上、C様式1枚以上）（55件）

イ. オンライン申告を導入している事業者のうち算定様式が必要な事業者（3,482者）に対し、次年度もオンライン申告の継続を促すため、10月27日に文書で11月から算定様式雛型ファイルのダウンロードがホームページで可能になる旨を通知した。

(資料編 P6_補償 5 平成 27 年度算定様式雛型ファイルのダウンロードの開始について)

ウ. オンライン申告促進計画に伴い、用紙申告又はFD申告を行っている事業者（3,030者）に対し、10月29日にオンライン申告の導入依頼文書とアンケートを同封して発送した。

(資料編 P7_補償 6 オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い)

アンケートの提出のあった事業者（410者）のうち、「検討する」と回答のあった142者に対し電話による申告の慫慂、「説明を希望する」と回答のあった7者に対し、現地を訪問し説明を行った。

エ. 本社でまとめて申告している事業者（2者）及び対象工場が多い事業者（1者）に対し、本社を訪問し説明を行った。そのうち、本社でまとめて申告している事業所からは「電子申告等届出書」の提出があった。

オ. 実地調査時に、用紙又はFDで申告している事業所（50件）に対し、オンライン申告の懇話をを行った。

●申告方式別の申告件数及び申告金額

（単位：件、%、千円）

| 区分 | 平成 25 年度 | | | | 平成 26 年度 | | | |
|---------|----------|-------|------------|-------|----------|--------|--------------|--------|
| | 件数 | 構成比 | 申告金額 | 構成比 | 件数 | 構成比 | 申告金額 | 構成比 |
| オンライン申告 | 4,515 | 54.5 | 24,702,593 | 70.1 | (4,837) | (58.7) | (25,116,733) | (73.4) |
| | | | | | 4,835 | 58.7 | 23,297,468 | 68.1 |
| FD申告 | 994 | 12.0 | 6,754,641 | 19.1 | (782) | (9.5) | (5,653,489) | (16.5) |
| | | | | | 783 | 9.5 | 6,233,939 | 18.2 |
| 電子申告 | 5,509 | 66.5 | 31,457,234 | 89.2 | (5,619) | (68.2) | (30,770,222) | (89.9) |
| | | | | | 5,618 | 68.2 | 29,531,407 | 86.3 |
| 用紙申告 | 2,780 | 33.5 | 3,794,735 | 10.8 | (2,625) | (31.8) | (3,456,615) | (10.1) |
| | | | | | 2,626 | 31.8 | 4,695,430 | 13.7 |
| 合計 | 8,289 | 100.0 | 35,251,969 | 100.0 | 8,244 | 100.0 | 34,226,837 | 100.0 |

※1 オンラインの申告金額が減少しているのは、WindowsXPのサポートの終了により、同OSで申告していた事業者が暫定的にFDで申告したためである。なお、平成27年度からはオンラインに戻す予定である。また、FDの申告金額が減少しているのは、事業者側の機器の不調からExcel雛型ファイルで申告書類を作成できなかった事業者が用紙で申告したためである。

※2 平成26年度の上段（ ）書きは、※1の不可抗力がなかった場合における件数、申告金額を集計したものである。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

① 納付義務者への適切な対応及び効果的な情報提供

ア. 全国151商工会議所103会場において、4月に申告納付説明・相談会を実施した。

イ. 各地での申告納付説明・相談会には環境省及び機構の役職員が出席し、納付義務者からの相談及び質問事項等に対し、きめ細かな対応を行った。

ウ. 申告・納付に係る注意事項及び賦課金ホームページ内の動画「オンライン申告の手順」についての認知度を測るため、出席事業者へのアンケートを実施した。

【アンケートの結果】

申告・納付に関する留意事項及びオンライン申告に係るアンケート結果は次のとおり。

（申告納付説明・相談会出席者数3,053人のうち2,581人が回答、回答率84.5%）

(ア) 申告・納付に係る注意事項について

| 質問 | 知っている | 知らなかった |
|--|-------|--------|
| 汚染負荷量賦課金に関する書類は、その完結の日から5年間保存する義務があること | 61.0% | 39.0% |
| 機構は、汚染負荷量賦課金の徴収に関し必要があると認めるときは、ばい煙発生施設等設置者に対し、文書その他の物件の提出を求めることがあること | 59.6% | 40.4% |

(イ) 動画「オンライン申告の手順」について

| 見たことがある | 見たことはないが知っている | 知らなかった |
|---------|---------------|--------|
| 30.5% | 29.2% | 40.3% |

(資料編 P7_補償 6 オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い)

(資料編 P12_補償 7 平成 26 年度汚染負荷量賦課金申告納付説明・相談会での対応について)

エ. 6月12日に平成26年度申告納付説明・相談会に係る事後検討会を開催し、申告納付説明・相談会に出席した機構職員、環境省及び委託先担当者で、今年度の反省点及び次年度に向けた課題について意見交換を行った。

オ. オンラインに関する問い合わせ専用のフリーダイヤルは、1,298件の利用があった。特に申告・納付時期の5月末までは793件の問い合わせがあり、申告方法や書類作成方法、オンライン申告の手続きなどについて丁寧に対応した。

カ. 風水害等の災害により被災を受けられた地域の納付義務者の納付状況を逐時把握するとともに、被害の状況により納付期限の延長等の措置を受けることができる旨をホームページにより周知した。

キ. 事後検討会の意見を踏まえ、申告納付説明・相談会の実施方法を検討するとともに、配布及び説明する資料の改善を図るため、部内の若手職員を中心にブレインストーミングを行った。

② 商工会議所担当者との連携の強化及び制度の理解向上ための指導等の実施

ア. 委託徴収業務実施計画書に基づき、全国各地の商工会議所担当者と連携し、納付義務者からの質問や意見等に対する会議所担当者からの照会に対して適切に対応するなど徴収業務の進行管理に努めた。

イ. 来年度の徴収業務の質の向上に資するため、日本商工会議所及び各地の商工会議所22箇所と意見交換を行った。

ウ. 申告書の点検方法等の具体的な業務内容について、商工会議所の徴収業務担当者の理解を深めるための研修会を平成27年3月4日に開催するため、事前打合せを日本商工会議所と2回(1月22日及び2月19日)行った。

③ 利用者の利便性の向上を図るための汚染負荷量賦課金システム等の見直し

ア. 納付義務者や日本商工会議所及び各地の商工会議所の利便性、事務処理の省力化による内部処理の適正化・効率化を図るため、申告納付説明・相談会時や各地の商工会議所への訪問時等の機会を利用し、システム利用上の要望・意見をとりまとめ、改修すべき項目を整理し、改修を行った。

(ア) 納付義務者が使用するシステムにかかる改修

システムの入力画面への文字数の追加、算定過程雛型ファイルの一括印刷 等。

(イ) 商工会議所が使用するシステムにかかる改修

商工会議所の徴収業務担当者が使用するシステムの最新環境への対応、入力画面への表示項目の追加 等。

イ. オンライン申告の利便性向上のため、開発・保守業者以外の専門家に改修・改善に係る提案を求めた。

自己評価

●自己評価：A

●評定理由

- ・ 汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率は 99.9%（前年同水準）であり、年度計画の収納率 99%以上を達成した（計画額に対する申告率は 100%を達成した）。
- ・ 実地調査について、中期計画においては 5 カ年で平成 24 年度の調査件数 63 件に対し 32 件増（平成 24 年度比 50%）が目標値であり、1 カ年当たりの平均増加件数は 7 件（平成 26 年度予定件数 70 件）であるが、現在分 0 m² N 事業所の調査を強化したため、今年度は 37 件増の 100 件の実地調査を行った。この結果、中期計画に掲げる目標（平成 24 年度比 50% 増（95 事業所））を初年度において達成することができた。
- ・ 徴収関連業務に係る委託費について、年度計画に掲げた目標の平成 24 年度比 5%を上回る、8.61%の縮減を達成した。
- ・ 申告納付説明・相談会ではオンライン申告の説明に多くの時間を割いたほか、算定様式の早期ダウンロードの開始（11 月）及び実地調査時の導入依頼等の方策を講じた結果、オンライン申告件数は平成 25 年度より 320 件（7%）増加した。

●今後の取組

- ・ 次年度においては 100 事業所を上回る件数の実地調査を実施する。
- ・ 次年度においては申告・納付手続きに係る利便性向上のため、申告の手引きやオンライン申告マニュアルなどについてシンプルかつ読みやすくする等デザインの一新を図る。
- ・ 次年度においてはオンライン申告を促進するため、必要な書式の一括ダウンロードを可能とするなど、システムの改修を行う。

2. 都道府県等に対する納付金の納付

平成 26 年度計画の概要

(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

現地指導を 3 年に 1 回のサイクルで実施する。また、国及び都道府県等へ現地指導の調査結果に関する情報提供を行う。

(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

納付業務システムについて、都道府県等のニーズ等に対応した改良を図る。また、全ての都道府県等でオンライン申請が維持出来るよう、担当者に対し研修を実施する。

平成 26 年度業務実績

(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

- ① 旧第一種地域 14 都道府県等及び第二種地域 2 都道府県等に対して現地指導を実施した。また、2 都道府県等に対して公害保健福祉事業実態調査を実施した。
- ② 現地指導では、都道府県等の原始帳票を確認し、適正な事務処理がなされるよう指導を行った。また、補償給付及び公害保健福祉事業にかかる意見・要望等について聴取した。特に過去に誤りが多く見受けられる死亡案件や療養手当に係る事務処理状況については詳細に確認した。
- ③ 現地指導の結果については、環境省にも報告した。また、公害保健福祉事業を実施するうえで創意工夫が見られた事例については、都道府県等に情報提供を行った。

(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

① 納付金関係書類作成の手引等の見直し

補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費納付金関係書類作成の手引と操作マニュアルについて見直しを行い、納付業務システムへの入力に関する留意事項を追加した。

② オンラインによる納付業務システムにかかる研修の充実

ア. 全ての都道府県等が利用しているオンラインによる納付業務システムについて、より一層の理解を深めるため、「納付業務システム担当者研修会」を実施した。

場所：川崎、大阪の 2 会場で計 4 回（5 月：2 回、8 月：2 回）実施

参加者：13 都道府県等から 15 名

イ. 研修の実施にあたり、納付業務システムの操作手順に関する簡易マニュアルを改訂した。

ウ. システム改修項目の参考とするため、研修参加者に対し研修内容の理解度、システム及び研修会に対する意見、要望等のアンケートを実施した。

【アンケート結果】

| 項目 | 評価 | 集計結果 | 備考 |
|---------|-----------|--------------------|-------|
| 研修会開催時期 | 適当・やや適当 | 11 名 / 15 名 (73%) | 未記入 1 |
| 研修の満足度 | 有意義・やや有意義 | 15 名 / 15 名 (100%) | |

③ 納付業務システムの改修等の実施

- ア. 都道府県等の意見・要望をもとに、最新のパソコン環境で利用できるようにするとともに、補償給付に係るシステムについて、データ転記機能を追加した。
- イ. 納付業務システム操作マニュアルを都道府県等の担当者が分かりやすいように改訂するとともに、それぞれの事業で2冊に分かれていた操作マニュアルを1冊に統合した。

(3) 都道府県等に対する補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費納付金の納付実績

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------------|----------|----------|
| 補償給付費納付金 | 43,626 | 41,983 |
| 公害保健福祉事業費納付金 | 95 | 94 |
| 合 計 | 43,721 | 42,077 |

(資料編 P13_補償 8-①旧第一種地域被認定者数の年度別推移)

(資料編 P13_補償 8-②旧第一種地域補償給付費納付金の年度別推移)

(資料編 P14_補償 9 旧第一種地域公害保健福祉事業費納付金の年度別推移)

(資料編 P15_補償 10-①補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況
(旧第一種地域))

(資料編 P16_補償 10-②補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況
(第二種地域))

自己評価

●自己評価：B

●評定理由

- ・ 旧第一種地域 14 都道府県等、第二種地域 2 都道府県等に対して現地指導を実施し、補償給付費に係る原始帳票等の確認及び公害保健福祉事業に係る事業実施のヒアリングを行い、適正な事務処理となるよう納付指導を行った。また、公害保健福祉事業を実施するうえで創意工夫が見られた事例については、全ての都道府県等に情報提供を行った。
- ・ 「納付業務システム担当者研修会」を4回(5月:2回、8月:2回)実施し、13都道府県等から15名の参加を得た。開催時期を早めたところ、約7割の者から「開催時期が適当であった」との評価を得た。
また、参加者全員から「本研修が有意義・やや有意義であった」との結果を得た。
- ・ 利用者の一層の利便性の向上を図るため、補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費納付金に係る手引き及びマニュアルを改訂し、複数に分かれていた操作マニュアルを統合した。
- ・ 納付業務システムについては、最新のパソコン環境への対応、データ転記機能の追加を行うなど、都道府県等の要望に応えた。

●今後の取組

- ・ 都道府県等に対して指導調査を引き続き実施するとともに公害保健福祉事業の実態調査を本格的に実施し、事業実施担当者等へのインタビューを行う等、より充実した情報収集に努める。

- ・ 都道府県等を対象とした「納付業務システム担当者研修会」の実施場所及び実施回数を増やす等、特に初めて担当となる者にもPCを用いて操作できるよう更なる研修の充実を図る。

<公害健康被害予防事業>

◆平成 26 年度に新たに取り組んだ事項

(1) 公害健康被害予防事業の第三期中期目標期間（平成 26～30 年度）における見直しの実行

① 背景（「1. 収入の安定的な確保と事業の重点化」及び「2. ニーズの把握と事業内容の改善」参照）

ア. 近年、ぜん息やCOPD（慢性閉塞性肺疾患）については、治療方法の進歩等により、患者の自己管理の支援（患者教育）の重要性が増大するとともに、支援を必要とする患者層が変化してきており、公害健康被害予防事業を実効性の高い事業にシフトしていくことが必要な状況になっていた。

イ. また、事業環境については、行政改革への対応（効果を見据えた事業展開を行うこと）及び公害健康被害予防事業の原資である基金の運用収入の減少傾向、並びに、地域における公害健康被害予防事業の実施主体である地方公共団体の組織体制の変化という状況を踏まえた効果的な事業の展開を行っていくことが必要な状況になっていた。

ウ. これらのことから、平成 26 年度から始まる第三期中期目標期間において公害健康被害予防事業の見直しを実施することとし、平成 25 年度に内部検討を行い、今後の公害健康被害予防事業のあり方、事業項目ごとの効果的な事業の展開方法等について取りまとめた。

② 実施状況

ア. 地方公共団体への助成事業の見直し内容について、助成対象地方公共団体及び環境省との調整を経て、平成 27 年度からの助成に適用すべく助成要綱等を改正した。（「6. 助成事業」参照）

イ. 調査研究事業について、平成 26 年度から実施する研究計画の重点化を行うとともに、総事業費を大きく削減した。（「3. 調査研究」参照）

ウ. 知識普及事業について、平成 26 年度に実施する講演会等の行事や作成パンフレット類から合理化を行うとともに、NPO 法人等を活用した知識普及事業や動画の配信等の新たな事業展開を開始した。（「4. 知識の普及及び情報提供の実施」参照）

エ. 地方公共団体職員等に対する研修事業について、平成 26 年度に実施する研修から研修体系の再構築や専門スタッフ研修の充実を行うとともに、e-ラーニングシステムの活用や専門スタッフの人材育成策の検討を行った。（「5. 研修の実施」参照）

③ 今後（平成 27 年度）の予定

ア. 地方公共団体への助成事業について、改正後の新しいメニューを助成対象地方公共団体が活用できるよう、グッドプラクティスの情報共有等のソフト面の支援を行うとともに、大気環境改善分野の助成事業の具体的な見直しを行う。

イ. 知識普及事業について、平成 26 年度から開始した NPO 法人等を活用した知識普及事業やパンフレットの統合等を本格的に実施するとともに、関連情報のプラットフォーム化等のホームページの見直しを行う。

ウ. 地方公共団体職員等に対する研修事業については、平成 26 年度に検討した専門スタッフの人材育成策について、地方公共団体における助成事業への活用を視野に入れつつ具体的な研修等の取組を行う。

(2) 新たな普及啓発事業の実施（「4. 知識の普及及び情報提供の実施」参照）

[NPO 法人等との協働事業]

① 背景

ぜん息やCOPDの予防については、患者の適正な自己管理の支援（患者教育）の重要性が増大してきている。一方、地域の公害健康被害予防事業の担い手である地方公共団体の実施体制は縮小していく傾向にある。これらのことから、市民向けの情報発信やネットワーク力に優れる NPO 法人等を公害健康被害予防事業の担い手として協働することを検討する必要がある。

② 実施状況

今年度から NPO 法人等との協働事業として、「地域における COPD 対策推進事業」及び「ぜん息予防等に関する出張型講習会」（いずれも三ヵ年事業）を実施している。

③ 今後（平成 27 年度）の予定

上記の二事業を引き続き実施するとともに、平成 27 年度の事業実施で得られる成果や課題の抽出を平成 28 年度の事業に反映する。

[PM2.5 に関する知識普及の新たな取組]

① 背景

PM2.5 は、最近数年の中国の深刻な大気汚染の報道からセンセーショナルなかたちで多くの方が見聞きする環境問題のキーワードの一つになったが、一方で、その実態や課題について、正確な情報の理解が進んでいないと考えられる状況にある。

このような状況の中で、呼吸器疾患の関係者から高い関心を持たれるようになり、地方公共団体の現場で公害健康被害予防事業等に従事する職員からは、PM2.5 についての専門的な知識や最新の情報（の提供）が不足しているという声が寄せられていた。

② 実施状況

上記を受けた初の試みとして、第一線の講師陣の協力を得て、地方公共団体で公害健康被害予防事業に従事する職員や地方公害研究所の職員等を対象とした『大気環境対策セミナー（PM2.5 の現状と今後の課題について）』を平成 27 年 2 月に開催した。参加者へのアンケート調査の結果、このような PM2.5 に関する正確な情報を提供する機会が求められていたことを改めて認識することとなった。

③ 今後（平成 27 年度）の予定

引き続き、平成 27 年度においても PM2.5 に関する知識普及に取り組む。上記のようなセミナー等を、環境省の新たな施策や国立環境研究所等の研究の進展も見ながら時期や内容等を検討して開催する。

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化

平成 26 年度計画の概要

(1) 収入の安定的な確保

公害健康被害予防基金の運用は、運用方針に基づいて安全で有利な運用に努める。また、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用等を行い、収入の安定的な確保を図る。

(2) 事業の重点化・効率化

地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、効率化を図る。

平成 26 年度業務実績

(1) 収入の安定的な確保

公害健康被害予防基金の運用について、低金利が続いている状況を踏まえ市場の動向を注視して、経理部と連携して安全で有利な運用に努めたとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用により、収入の安定的な確保を図った。

(単位：百万円)

| | 平成 25 年度 | | | 平成 26 年度 | | |
|--------|----------|-----|-----------|----------|------------|-----------|
| | 計画額 | 決算額 | 平均利回り (%) | 計画額 | 決算額 見込額 | 平均利回り (%) |
| 基金運用収入 | 973 | 941 | 2.09 | 835 | 798 | 1.77 |
| 補助金 | 200 | 200 | — | 200 | 200 | — |

(資料編 P17 _ 予防 1 公害健康被害予防基金債券運用状況)

(資料編 P114_共通 10 運用方針について)

(2) 事業の重点化・効率化

- ① 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)(以下「事務・事業の見直しの基本方針」という。)を踏まえ、継続的にぜん息患者等のニーズを的確に把握し、その結果を事業内容の改善に反映させるなど、把握したニーズに基づき該当する事業を継続して実施した。

(資料編 P18_予防 2 公害健康被害予防事業の概要)

(資料編 P19_予防 3 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)」フォローアップ(各府省・各法人における措置状況))

- ② 地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト 3 事業について、地方公共団体の要望に全て対応できるよう助成を行った。

(資料編 P20_予防 4 平成 26 年度ソフト 3 事業等実施状況)

(3) 公害健康被害予防事業の第三期中期目標期間（平成 26～30 年度）における見直しの実行（新規）

近年のぜん息やCOPDの治療環境の変化及び独立行政法人や基金等を巡る事業環境の変化を踏まえて平成 25 年度末にまとめた公害健康被害予防事業の見直しの考え方に基づき、今年度はその具現化・実行の方針を定め、直轄事業の見直しについて、調査研究の事業費の削減、講演会等や作成パンフレットの合理化、NPO 法人等を活用した知識普及の協働事業や動画の配信等の新たな事業を実施した。

また、助成事業の見直しについて、助成事業メニューの具体的な見直しを行い、平成 27 年度からの助成に適用すべく「公害健康被害予防事業助成金交付要綱」等を改正したが、地方公共団体との調整では、第 1 回実務者連絡会議（6 月）において見直しの原案について説明、7 月には当該会議の場等で地方公共団体から出された意見を踏まえて整理した内容を提示、その後、内容の精査・検討を継続し、第 2 回実務者連絡会議（12 月）において要綱案を提示するという流れで調整を行ったことから、地方公共団体の理解と協力を得て、見直し後の助成事業メニューへ円滑に移行することができた。

① 見直しの必要な背景

近年、ぜん息やCOPDについては、治療方法の進歩等により、患者の自己管理への支援の必要性や支援を必要とする患者層が変化してきており、患者のニーズや環境に応じた事業展開が望まれる状況になっている。また、大気汚染の環境改善を巡る状況も変化してきており、地域における普及啓発や人材育成などのソフト面の対策の必要性が高まってきている。（→実効性の高い事業へのシフト）

他方、行政改革への対応や予防基金の運用収入の減少など事業環境の変化に加え、地方公共団体の関係部署や当機構においても人材の確保やマンパワーに限りがある。（→効果的な事業の展開）

② 見直しの実行計画

ア. 各事業の見直しの優先順位や費用対効果を踏まえながら、平成 26 年度から始まる第三期中期目標期間（5 年間）に具現化し、実行していく。

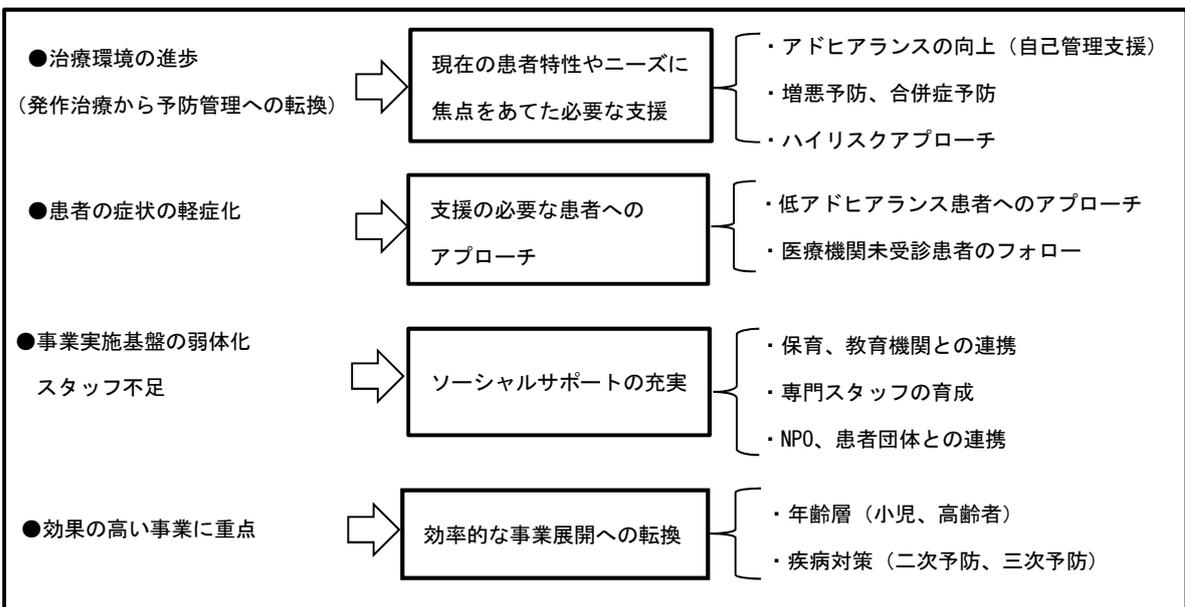
イ. 事業の廃止と統合は、原則として平成 26 年度の事業から実施する。ただし、統廃合の準備作業が必要なものは、平成 26 年度は準備期間にあて、平成 27 年度以降の事業から順次実施する。

ウ. 新規に実施する事業は、平成 26 年度は準備期間にあて、平成 27 年度以降の事業から順次実施する。

③ 予防事業の課題

| | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●ぜん息患者の動向等 <ul style="list-style-type: none"> ・ぜん息患者の有症率⇒横ばい傾向 ・発症予防対策は医学的に未解明 ・ぜん息治療の進歩等により症状の軽症化 ・自己管理の重要性増大⇒患者教育の充実化 ●COPD 患者の動向等 <ul style="list-style-type: none"> ・患者増加の懸念（約530万人と推定） ・COPD認知度の向上が課題 ・呼吸リハビリテーションの普及が課題 | <ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染の状況等 <ul style="list-style-type: none"> ・NO₂、SPMの環境基準をほぼクリア ・大都市の一部地域において未達成 ・PM2.5の環境基準達成は4割程度 ・助成対象地域における学童のぜん息有症率は非助成対象地域に比べて高率（「平成24年度助成対象地域における有症率調査結果」機構調査研究） ・「そらプロジェクト調査」（環境省）において、学童のぜん息発症と排ガスの関連が指摘 |
| <ul style="list-style-type: none"> ●ソフト3事業（健康相談、健康診査、機能訓練事業）の課題 <ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施する地方公共団体の実施基盤の弱体化 ・事業従事者（医療スタッフ等）の不足 ・事業参加者の減少、乳幼児医療費無料制度の普及によりぜん息患者の把握が困難 ・事業の硬直化、形骸化 ・事業効果の把握、評価が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ●行政改革への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ぜん息患者のニーズに的確に応える事業内容に改善するなど事業の抜本的な見直し 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 ・事業実施効果の把握及び事業内容の改善 「独立行政法人整理合理化計画」 ・ぜん息の発症予防・健康回復に効果のある事業に重点化 「(第三期中期計画)に係る勧告の方向性」 |

④ 予防事業の展開の方向



自己評価

- 自己評価：A
- 評定理由

公害健康被害予防基金の運用について、低金利が続いている状況を踏まえ市場の動向を注視して、安全で有利な運用に努め、環境省からの自立支援型公害健康被害予防事業補助金も活用

して、収入の安定的な確保を図ることができた。

さらに、事業の抜本的な重点化・効率化として今年度に取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの具現化は、第三期中期目標期間以降の事業運営において重要かつ難易度が高い業務であったが、多くの課題で目指す成果を得ることができた。すなわち、今年度は、近年のぜん息やCOPDの治療環境の変化及び独法や基金等に関する事業環境の変化を踏まえて平成25年度にまとめた公害健康被害予防事業の見直しの考え方に基づき、まず、前掲④の「予防事業の展開の方向」を踏まえて具現化・実行の方針を定めた上で、直轄事業の具体的な見直しとして、調査研究の事業費の削減、講演会等や作成パンフレットの合理化、NPO法人等を活用した知識普及の協働事業や動画の配信等の新たな事業を実施することができた。

また、助成事業の見直しでは、助成事業メニューの具体的な見直しを行い、平成27年度からの助成に適用すべく「公害健康被害予防事業助成金交付要綱」等を改正したが、地方公共団体との調整では、第1回実務者連絡会議（6月）において見直しの原案について説明、7月には当該会議の場等で地方公共団体から出された意見を踏まえて整理した内容を提示、その後、内容の精査・検討を継続し、第2回実務者連絡会議（12月）において要綱案を提示するという流れで調整を行ったことから、地方公共団体の理解と協力を得て、見直し後の助成事業メニューへ円滑に移行することができた。

●今後の取組

引き続き公害健康被害予防基金の安全で有利な運用を行うとともに、公害健康被害予防事業の第三期中期目標期間（平成26～30年度）における見直しの二年度目以降の取組を着実に進める。

2. ニーズの把握と事業内容の改善

平成 26 年度計画の概要

- (1) 効果的かつ効率的に事業を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。
- (2) ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談、健康診査及び機能訓練（「ソフト3事業」）について、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価・分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。

平成 26 年度業務実績

- (1) 公害健康被害予防事業の第三期中期目標期間（平成 26～30 年度）における見直しの実行（新規）

近年、ぜん息やCOPDの治療方法が進歩し、患者の自己管理の重要性の高まりに伴って、支援すべき内容やニーズが変化しており、現在の患者特性やニーズに焦点を当てた支援が必要となっている。

また、独立行政法人や基金等を巡る事業環境も変化しており、以上のことを踏まえて平成 25 年度末にまとめた公害健康被害予防事業の見直しの考え方は、これまで把握を続けてきたぜん息等の患者、地域住民、関係地方公共団体、患者団体等のニーズや意見を事業内容に反映し、抜本的に改善するためのものでもある。

今年度はその具現化・実行の方針を定め、直轄事業の見直しについて、調査研究の事業費の削減、講演会等や作成パンフレットの合理化、NPO 法人等を活用した知識普及の協働事業や動画の配信等の新たな事業を実施した。

また、助成事業の見直しについて、助成事業メニューの具体的な見直しを行い、平成 27 年度からの助成に適用すべく「公害健康被害予防事業助成金交付要綱」等を改正したが、地方公共団体との調整では、第 1 回実務者連絡会議（6 月）において見直しの原案について説明、7 月には当該会議の場等で地方公共団体から出された意見を踏まえて整理した内容を提示、その後、内容の精査・検討を継続し、第 2 回実務者連絡会議（12 月）において要綱案を提示するという流れで調整を行ったことから、地方公共団体の理解と協力を得て、見直し後の助成事業メニューへ円滑に移行することができた。

- (2) ニーズの把握と事業への反映

- ① 患者団体等との連絡会の開催

「事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえて設置した、公害健康被害補償制度と関わりの深い患者団体及びぜん息等の発症予防や健康回復に資する活動に取り組んでいる NPO 法人等の団体との連絡会を 3 月に開催し、小児・成人の分野別に予防事業の効果的なあり方について意見交換を行った。

（資料編 P21_予防 5 意見交換を実施した団体）

- ② 患者等のニーズに基づき実施した事業

患者団体等へのヒアリングにより把握したニーズに基づき、次の事業を実施した。

（資料編 P22_予防 6 平成 26 年度知識の普及事業実施状況）

| 把握したニーズ | ニーズに応える事業として平成 26 年度に実施した事業 | 事業区分 |
|--|--|-------|
| 1. 専門医への相談・交流機会の確保 | <p>日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会と連携し、市民公開講座を開催して、今年度は、アレルギー専門医による講演に加え、アレルギーエドゥケーター指導による実技体験を実施した。</p> <p><専門医による市民公開講座></p> <p>平成 26 年 6 月 30 日（日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会共催）</p> <p>平成 26 年 11 月 9 日（日本小児アレルギー学会共催）</p> | 知識の普及 |
| 2. 就学期のぜん息患者のサポート | <p>地域においてぜん息等の啓発に取り組んでいる NPO 法人等との協働事業として、地域の学校保健等に従事する専門職を対象とした出張型の講習会を企画し、平成 27 年度からの本格実施に向けて準備を行った。（新規）</p> | 知識の普及 |
| 3. 思春期のぜん息患者を対象とする患者教育機会の提供 | <p>地方公共団体が行う水泳教室に参加しているぜん息児童等を対象とした水泳記録会を開催。また、記録会参加者を対象とした「ぜん息に関するミニ体験教室」及び「全員参加型の実技講習」を実施した。</p> <p>平成 26 年 8 月 31 日 関西地区</p> <p>平成 26 年 10 月 18 日 関東地区</p> | 知識の普及 |
| 4. 高齢患者に対する事業メニューの充実化 5. COPD に対する認知度の向上、重症化の防止 | <p>成人ぜん息・COPD を対象にした講演会（4 回）を開催した。COPD の早期診断、重症化防止を図るため、今年度は参加者に肺機能測定、呼吸リハビリテーションの実技体験を実施するなど、COPD の診断率の向上、呼吸リハビリテーションの普及に努めた。</p> <p>COPD の認知度向上、呼吸リハビリテーションの普及・定着を図るため、地域の特性を熟知した NPO 法人等の協働事業として、COPD の普及啓発、呼吸リハビリテーション教室を企画し、平成 27 年度からの本格実施に向けて準備を行った。（新規）</p> <p>成人・高齢のぜん息・COPD 患者が吸入薬の正しい吸入方法（手技）を習得することを支援するため、家庭や医療機関で繰り返し学べる教材「ぜん息・COPD 治療の吸入指導のため啓発教材（DVD）」を製作した。</p> | 知識の普及 |
| 6. ぜん息患者教育スタッフの養成 | <p>厚生労働省と連携を図り、保育所に勤務する保育士・栄養士・看護師等を対象とした講習会を 3 年計画の 3 年目である今年度は 3 カ所で開催し、予防事業対象地域の全 10 都府県の開催を終了した。</p> <p>平成 26 年 10 月 3 日 大阪地区</p> <p>平成 26 年 11 月 28 日 三重地区</p> <p>平成 27 年 1 月 30 日 神奈川地区</p> | 知識の普及 |

| 把握したニーズ | ニーズに応える事業として平成 26 年度に実施した事業 | 事業区分 |
|---------------------------|--|------|
| | <p>ぜん息患者の教育等に従事する地域のコメディカルスタッフを養成するための研修を日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会の協力を得て、今年度は岡山地区で実施した。</p> <p>平成 26 年 12 月 11 日～12 日 岡山地区</p> | 研修 |
| 7. 呼吸リハビリテーションを行う理学療法士の養成 | <p>受講希望者の増加に対応するため、昨年度に引き続き、日本呼吸ケア・リハビリテーション学会への派遣方式ではなく、機構独自に研修を実施した。</p> <p>なお、今年度は日本呼吸器学会にも協力を得て、広く参加者を募集した。</p> <p>平成 26 年 11 月 20 日～21 日 大阪地区</p> | 研修 |

③ 直轄事業参加者へのアンケート

知識普及事業への参加者及び研修事業参加者（計 5,846 名）にアンケート調査（回収率 79.8%）を実施し、各事業への満足度及び意見等を収集した。さらに、講演会、水泳記録会等の事業参加者に事業終了 2 ヶ月後に追跡アンケートを実施し、得られた意見等を事業内容の改善に反映している。

（資料編 P26_予防 7 平成 26 年度研修事業実施状況）

④ アンケートの結果等の事業内容への反映

平成 25 年度に実施した事業参加者へのアンケートの結果等を、今年度の事業内容に反映した。

| 事業区分 | 要望等 | 反映事項、検討状況等 |
|-------------|---------------------------|---|
| 1. 水泳記録会 | 医師への質問の機会の提供 | これまで競技中に実施していた専門医への個別相談の機会に加え、参加者の保護者から事前（申込時）に質問を集め、当日の競技終了後に医師が回答する時間を設けるプログラムを新たに実施した。 |
| 2. 講演会、講習会等 | 講演と実習を組み合わせたプログラムの実施 | 医師による講演に加え、コメディカルスタッフによる吸入指導、肺機能検査等の実技体験のプログラムなどを実施した。 |
| | 当日不参加者へのフォローアップ | インターネットによる動画配信を試行的に実施した。今後は利用状況や課題を整理した上で本格運用を検討する。 |
| 3. 研修 | 地域におけるコメディカルスタッフ養成の推進 | ①ぜん息患者教育スタッフ養成研修については、予防事業対象地域を 5 地区に分け、今年度は岡山地区で実施した。 （例）平成 25 年度 名古屋地区 平成 26 年度 岡山地区 ②今後の人材育成のあり方や人材派遣の仕組み等を外部有識者で構成する検討会で検討し取りまとめた。 |
| | 募集周知の拡充、受講の促進 | 今年度は呼吸器医学の領域で最も会員数が多い日本呼吸器学会の会員に周知を図るとともに、日本呼吸ケア・リハビリテーション学会指定研修に位置付け（単位取得）てもらい、研修の受講を促進した。 |
| | 研修生の利便性を配慮したタイムスケジュールへの変更 | 研修の開始時間や終了時間を調整するなど、研修生の利便性を考慮したプログラムに見直した。 |

(3) ソフト3事業の実施効果の継続的な測定・把握及び事業内容改善の検討

ソフト3事業の実施効果の測定・把握のための調査を継続して実施するとともに、地方公共団体が直接、事業の評価・分析が可能となるよう、昨年度に構築した「集計・分析システム」の運用を開始した。

また、これまでに実施した上記調査の結果を報告書として取りまとめるとともに、日本小児アレルギー学会にて本調査の結果を発表し、ソフト3事業の事業効果の周知を図るとともに、ソフト3事業参加者に対して行う調査票について、平成27年度からの助成事業メニューの見直しに合わせ、内容の修正を行った。

(資料編 P27_予防8 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための本格調査及び事業改善に向けた検討状況)

(資料編 P28_予防9 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告―抜粋―)

自己評価

●自己評価：A

●評定理由

本項の「ニーズの把握と事業への反映」は、公害健康被害予防事業の役割からして、本来的に基本とすべき重要な取組である。

ぜん息等の治療方法の進歩や地方公共団体の組織体制の変化など、事業を取り巻く環境が昭和63年の公害健康被害予防事業創設期から大きく変化している中、公害健康被害予防事業の第三期中期目標期間（平成26～30年度）における見直しは、これまで把握を続けてきたぜん息等の患者、地域住民、関係地方公共団体、患者団体等のニーズや意見を事業内容に反映し、抜本的に改善するためのものである。今年度は、その改革の初年度であり、まず具現化・実行の方針を定め、多様化・複雑化している患者や地方公共団体のニーズに応えるため、知識の普及や人材の育成等において新たな事業を開始するとともに、効果の高い助成事業メニューへの見直しを行うなど、第三期中期目標期間以降の事業運営において重要かつ難易度が高い業務であったが、多くの課題で目指す成果を得ることができた。

また、「事務・事業の見直しの基本方針」を契機として実施している患者団体等との連絡会における意見交換及び各種事業の参加者等に対するアンケート調査で、今年度も様々なニーズや意見を把握することができたとともに、昨年度以前に把握したニーズ等を今年度の事業展開に的確に反映することができた。

●今後の取組

公害健康被害予防事業の第三期中期目標期間（平成26～30年度）における見直しの二年度目以降の取組を着実に進めるとともに、ニーズの把握（患者団体等との連絡会における意見交換、各種事業の参加者等に対するアンケート調査等）と事業展開への的確な反映を、継続して行う。

3. 調査研究

平成 26 年度計画の概要

- (1) 環境保健分野及び大気環境の改善分野に係る調査研究について、平成 26 年度から開始する研究課題を公募により実施する。なお、研究課題の重点化を行うことにより、調査研究費の総額を平成 24 年度比で 10%以上削減する。また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定する。
- (2) 各研究課題の外部有識者による評価については、終了後の事後評価だけでなく、途中の各年度毎に年度評価を実施し、その評価結果を各研究者へフィードバックし次年度の研究内容に反映させるほか、公害健康被害予防事業各分野における事業の展開に結び付ける。
- (3) 研究の成果については、研究発表会やホームページで公表するとともに、ぜん息患者等の日常生活の向上や大気環境の改善に直接役立つ情報について、よりわかりやすい資料を作成するなどして、ホームページやパンフレットなどにより広く情報提供を行う。

平成 26 年度業務実績

(1) 調査研究の公募による実施

① 調査研究課題の重点化及び研究費の削減

平成 26 年度から開始する調査研究は、第三期中期計画に掲げる患者の日常生活の管理・指導等に関する課題や局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善に係る課題など今後の予防事業の重点施策に則した課題に選択と集中を高めつつ、研究費の配分の見直し及び採択における研究経費の査定等を行うことにより、採択した研究費の総額を平成 24 年度比で 39%削減した。

② 環境保健分野に係る調査研究

平成 26 年度から開始する研究課題について、機構ホームページ及び関連学会のホームページに加え、一般社団法人日本アレルギー学会の協力を得て、学会員へ個別通知を行うなど広く公募をしたところ 32 件の応募があり、評価委員による事前評価を経て、10 件を採択した。また、課題の採択までの事務処理期間（事務局審査+外部有識者で構成する調査研究評価委員会による事前評価・採択案作成+機構内の契約手続審査委員会の承認）については、公募の締切から 60 日以内という目標を定めているが、課題の決定に要した日数は、この期間内の 59 日であった。

(資料編 P32_予防 10 平成 26 年度新規環境保健調査研究課題の公募について)

(資料編 P33_予防 11 平成 26 年度環境保健分野に係る調査研究概要<新規研究課題>)

③ 大気環境の改善分野に係る調査研究

平成 26 年度から開始する研究課題について、機構ホームページ及び関連学会のホームページなど広く公募をしたところ 6 件の応募があり、評価委員による事前評価を経て、3 件を採択した。また、課題の決定に要した日数は、上記の環境保健分野に係る調査研究と同じ 59 日であった。

(資料編 P36_予防 12 平成 26 年度新規環境改善調査研究課題の公募について)

(資料編 P37_予防 13 平成 26 年度環境改善分野に係る調査研究概要<新規研究課題>)

(2) 調査研究の評価

第9期調査研究（平成24年度～平成25年度）として実施した「公害健康被害予防事業の根拠となる知見の確立、事業実施効果の適切な把握及びソフト3事業の充実・強化」を課題とする環境保健分野の調査研究全14件について、平成26年5月に調査研究成果発表会を開催し、評価委員による事後評価を行った。



また、平成26年度から開始した環境保健・環境改善両分野の研究課題について、平成27年3月に調査研究成果発表会を開催し、評価委員による年度評価を行い、評価結果については、平成27年度調査研究内容に反映する。

（資料編 P38_予防 14 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について）

(3) 研究成果の公表等

- ① 環境保健・環境改善分野とも、平成25年度の調査研究成果を機構ホームページで公表するとともに調査研究成果集を作成し、関係地方公共団体のほか関係学会等に配布した。また、研究成果については、事業の見直しやパンフレットの作成などに結び付けて事業への一層の活用を図った。

<調査研究成果の主な反映事例>

| 分野区分 | 研究課題 | 反映事例 |
|------|---|--|
| 環境保健 | 「気管支ぜん息発症予防のための客観的かつテラーメイド的予知のスクリーニング基準の確立に関する研究」 | ●ソフト3事業メニューの見直し 乳児期におけるぜん息発症のリスク要因に関する新たな知見が得られたことを踏まえ、健康診査事業におけるハイリスク児を抽出するためのスクリーニング基準等の見直し |
| | 「アレルギー専門コメディカルによる喘息・アレルギー疾患自己管理・長期管理指導の質の向上、医療の効率化に関する研究」 | ●研修教材としての活用 公害健康被害予防事業従事者向け「eラーニング学習支援システム」コンテンツ（ケーススタディ）として機構ホームページで運用 |
| | 「吸入アレルギー回避のための室内環境整備の手法と予防効果に関する研究」 | ●市販の医学書に研究成果が活用され、広く啓発 「吸入性アレルギーの同定と対策」（メディカル出版） |

| | | |
|------|--|---|
| | 「ぜん息発症予防のための客観的評価指標によるスクリーニング基準に関する研究」 | ●専門医向けガイドラインの最新知見として引用され、医療技術の向上に貢献 「小児の咳嗽診療ガイドライン」 (日本小児呼吸器学会) |
| 環境改善 | 「大気浄化植樹事業の効果の把握及び効果的推進のための調査研究」 | ●大気浄化植樹マニュアル(2014年度改訂版)の発刊 |

② また、研究成果については、内外での学会や論文発表などが行われ、学問分野の発展、社会貢献を果たしている。

(平成26年度実績)

| 分野区分 | 研究件数 | 学会発表数 | 論文発表数 |
|--------|------|-------|-------|
| 環境保健分野 | 10件 | 168件 | 93件 |
| 環境改善分野 | 3件 | 0件 | 0件 |

(4) 経理の適正化、透明性の確保

評価委員による事前評価を受けた保健分野10課題、改善分野3課題について、委託契約締結の作業を行うとともに、委託先の会計担当者を対象とした会計説明会を平成26年11月に開催し、会計・事務手続についての情報共有を図り、委託費の適正執行の周知徹底を図った。

自己評価

●自己評価：A

●評定理由

事業の抜本的な重点化・効率化として今年度に取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの具現化は、第三期中期目標期間以降の事業運営において重要かつ難易度が高い業務であったが、多くの課題で目指す成果を得ることができた。すなわち、今年度は、近年のぜん息やCOPDの治療環境の変化及び独法や基金等に関する事業環境の変化を踏まえて平成25年度にまとめた公害健康被害予防事業の見直しの考え方に基づき、まず、「予防事業の展開の方向」を踏まえて具現化・実行の方針を定めた上で、直轄事業及び助成事業の見直しを行った。

調査研究事業では、今後の予防事業の重点施策に則した課題への選択と集中等により、定量的な目標である「研究課題の重点化を行うことにより、調査研究費総額を平成24年度比で10%以上削減する」を大きく上回る水準(39%削減)で達成するとともに、調査研究課題の決定手続及び評価、調査研究成果の活用・公表、経理の適正化の取組を年度計画どおりに実施することができた。

●今後の取組

平成27年度は、現在実施している調査研究課題の2年目である(採択年ではない)ため、調査研究課題の評価、調査研究成果の活用・公表、経理の適正化の取組を継続して行う。

4. 知識の普及及び情報提供の実施

平成 26 年度計画の概要

- (1) 地域住民等に対する知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息専門医等によるぜん息等講演会の開催、ぜん息電話相談などの事業並びに NPO 法人等の知見を活用した事業を積極的に実施する。なお、講演会等の参加者及び電話相談の利用者に対してアンケート調査を行い、有効回答者のうち 80%以上の方から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得ることなど、質の向上を図る。
- (2) ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。

平成 26 年度業務実績

(1) 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復等に係る知識の普及

① 講演会・講習会の開催

地方公共団体からの開催要望を踏まえ、地方公共団体との共催により、地域の患者等を対象とした講演会を 7 箇所で開催し、1,185 名の参加を得た。

また、各地域の保健師、栄養士、保育士、養護教諭、医師会医師等を対象とした講習会を 5 箇所で開催し、770 名の参加を得た。

② 市民公開講座の開催

ぜん息等の患者やその家族をはじめとした地域住民に対し、専門医への相談、交流機会を提供するため、日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会との共催による市民公開講座を平成 26 年 6 月に開催し、268 名の参加を得た。また、今年度は専門医による講演に加え、アレルギーエデュケーターの指導による実技体験を併せて開催した。

また、日本小児アレルギー学会との共催による市民公開講座を 11 月に開催（個別相談会も実施）し、265 名の参加を得た。なお、本公開講座では当日会場に参加できない方など訴求対象の拡大を図るため、インターネットによる動画配信を試行的に実施した。



市民公開講座（日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会共催）



広報チラシ



ホームページによる動画配信

③ 保育所等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会の開催

厚生労働省と連携し、保育所における正しい知識の普及を図るとともに、「保育所におけるアレルギーガイドライン」の現場での更なる活用を促進し、アレルギー児への対応の充実を図ることを目的とした講習会を三カ年計画の最終年度である今年度は 3 箇所（大阪、三重、神奈川）で開催し、1,159 名の参加を得た。

④ ぜん息児水泳記録会の開催

地方公共団体が行う水泳教室に参加しているぜん息児童等を対象に、健康の回復を図る上で大切な自己管理の啓発・継続を図ることを目的とした水泳記録会を関西地区（大阪プール）及び関東地区（東京辰巳国際水泳場）で開催し、234名の参加を得た。

また、ぜん息児及び保護者への保健指導・患者教育の機会として、水泳記録会プログラム開始前の時間帯を利用した吸入手技指導を交えたミニ体験教室及び全員参加型のピークフローメータの使用実技指導も併せて実施した。



ぜん息児水泳記録会



ピークフローメータの使用実技指導

⑤ ぜん息・COPD電話相談の実施

ぜん息・COPD患者等からの相談に応えるぜん息・COPD電話相談室を通年で設置し、常勤相談員（看護師）及び非常勤相談員（医師：日本呼吸器学会認定呼吸器専門医、日本アレルギー学会認定指導医・専門医）を配置して計1,178件の相談に対応した。

また、計画的に広報を実施し、ぜん息・COPD患者等に対する電話相談室のより一層の周知を図った。

（2）新たな普及啓発事業の実施

予防事業の効果的な実施に向けてぜん息・COPDに関する啓発や情報発信の強化を図るため、ぜん息等の啓発に積極的に取り組んでいるNPO法人等との協働事業を立ち上げた。

① NPO法人等との協働事業（新規）

ア. 地域の特性を熟知したNPO法人等の知見やノウハウを活用して地域の行政・医療機関・住民と連携し、COPD患者や医療従事者等に呼吸リハビリテーションを普及・浸透させ、自己管理能力とQOLの向上を図るための「地域におけるCOPD対策推進事業（NPO法人等との協働事業）」を開始した。

イ. 就学期のぜん息患者のサポートの強化を図るため、地域においてぜん息等の啓発に取り組んでいるNPO法人と連携し、地域の学校保健等に従事する専門職を対象とした出張型の講習会を実施する「ぜん息予防等に関する出張型講習会（NPO法人等との協働事業）」を新たに開始した。

② アレルギーの日関連行事の開催（新規）

2月20日の「アレルギーの日」に合わせ、公益財団法人日本アレルギー協会と連携し、ぜん息などアレルギーの啓発に関する講演会を2月に東京で開催し、306名の参加を得た。

| 事業分類 | 対象 | 開催数 | 参加者数 | アンケート 回答率 | 上位2段階 の評価率 |
|----------------------|------------------------------|----------------|--------------------|------------------|------------------|
| 講演会 | 地域のぜん息・COPD 患者とその家族等 | 7回 (12回) | 1,185人 (1,480人) | 75.1% (70.1%) | 90.9% (92.6%) |
| 講習会 | 保健師、保育士、養護教 諭等 | 5回 (22回) | 770人 (2,764人) | 71.8% (80.5%) | 94.9% (96.9%) |
| 市民公開講座 | ぜん息患者やその家族、地域 住民、保健師、看護師等 | 2回 (2回) | 533人 (472人) | 53.7% (53.5%) | 84.6% (91.8%) |
| 保育所等における 普及啓発講習会 | 保育士、栄養士、看護師 等 | 3回 (4回) | 1,159人 (897人) | 83.1% (86.7%) | 99.1% (98.7%) |
| 水泳記録会 | ぜん息を持つ児童・生徒 | 2回 (2回) | 234人 (294人) | 88.0% (85.7%) | 90.8% (89.3%) |
| ぜん息・COPD 電話相談 | ぜん息・COPD患者と その家族等 | 12ヶ月 (12ヶ月) | 1,178件 (1,155件) | 95.2% (94.0%) | 98.8% (94.6%) |
| アレルギーの日 関連行事(講演会) | ぜん息患者やその家族、地域 住民、保健師、看護師等 | 1回 (新規) | 306人 | 75.2% | 86.4% |

※（ ）書きは前年度実績

(3) 大気環境改善に係る知識の普及

① 大気環境対策セミナー ～PM2.5の現状と今後の課題～ (新規)

予防事業の効果的な実施に向けた見直しの一環として、昨年度まで実施していた地域住民や事業者を対象として講義・事例紹介等を行う講演会・講習会は廃止する一方、新たに地方公共団体からのニーズの高かったPM2.5に関する専門的知見や最新の情報を提供するため、地方公共団体の技術系職員等を対象とした大気環境対策セミナーを2月に大阪で開催した。

| 事業分類 | 対象 | 開催数 | 参加者数 | アンケート 回答率 | 上位2段階 の評価率 |
|----------------|-------------------|------------|------|--------------|---------------|
| 大気環境対策セ ミナー | 地方公共団体の技術系 職員等 | 1回 (新規) | 100人 | 76.0% | 80.3% |

② 「大気浄化植樹マニュアル(2014年度改訂版)」の発行

大気浄化植樹効果の高い植栽の整備を推進するため、平成23～25年度に実施した調査研究の成果をもとに植物の大気浄化に係る新たな知見や緑化技術などを整備したマニュアルを発行した。また、ダイジェスト版パンフレットを合わせて作成し大気浄化植樹の普及啓発に努めた。

③ エコドライブ普及ツールの貸出し

地方公共団体が地域の事業者や住民を対象として実施する各種環境イベントにおいて、エコドライブ啓発の支援を行うため、機構が所有するエコドライブシミュレーターを19の地方公共団体に貸し出した。

(4) 啓発資料、教育ツールの作成・提供

① 啓発資料等の提供

ぜん息・COPDの治療や大気環境の改善に関する正しい情報を提供するための啓発資

料、教育ツールとして、各種パンフレット等を作成しており、今年度は、医療機関、地方公共団体（保健所、学校）、事業者、患者個人等からの要望に応じて約 57 万部を提供した。

| 提供先 | 提供部数 | 利用目的 |
|-------------------------|-----------|--|
| 地方公共団体等 (保健所、学校を含む。) | 166,917 部 | ソフト3事業の参加者に対する教育用ツール、講演会教材、学校関係者の研修用教材、環境学習、環境イベントにおける啓発資料 |
| 医療機関 | 260,789 部 | 受診患者への患者教育・指導等 |
| 個人等 | 147,207 部 | 患者の自己管理用等 |
| 計 | 574,913 部 | (環境保健分野 566,998 部、環境改善分野 7,915 部) |

② 啓発資料等の作成

ア. COPD 患者の呼吸リハビリテーションの普及拡大を図るため、医師等の指導のもと、家庭においても呼吸リハビリテーションが実践できるよう、7 分冊に分かりやすくまとめた「呼吸リハビリテーションマニュアル」を新規に発行した。

また、アナフィラキシーショックに関する最新の知見を踏まえた内容に改訂し、「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2014」を発行した。

なお、当該冊子は、医療・学校関係者、患者ら多方面から配布要望が寄せられており、大変好評を博している。

イ. 成人・高齢のぜん息・COPD 患者の吸入薬の正しい吸入方法（手技）の習得を支援するため、家庭や医療機関で繰り返し学べる教材「正しい吸入方法を身につけよう」(DVD)を製作し発行した。

ウ. ぜん息及び COPD の最新情報を取りまとめた生活情報誌「すこやかライフ」(春・秋/年 2 回発行)及びぜん息及び COPD の新規作成冊子については、引き続き Web 版コンテンツも併せて製作し、読者層の拡大を図った。

●新規作成

| | 冊子名等 | 発行部数（発行時期） |
|---|---------------------------|-------------------------|
| 1 | 「呼吸リハビリテーションマニュアル」(全 7 種) | 各 10,000 部（平成 26 年 7 月） |
| 2 | 「ぜん息予防のための食物アレルギーを正しく知ろう」 | 50,000 部（平成 26 年 7 月） |
| 3 | 「すこやかライフ」44 号 | 60,000 部（平成 26 年 10 月） |
| 4 | 「すこやかライフ」45 号 | 60,000 部（平成 27 年 3 月） |
| 5 | 「正しい吸入方法を身につけよう」(DVD) | 10,000 部（平成 27 年 3 月） |

●改訂版の発行

| | 冊子名 | 発行部数（発行時期） |
|---|---|-----------------------|
| 1 | 「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギー対応ガイドブック 2014 年改訂版」 | 30,000 部（平成 26 年 7 月） |



「呼吸リハビリテーション
マニュアル」

「ぜん息予防のためのよくわかる食物
アレルギー対応ガイドブック 2014」

「正しい吸入方法を
身につけよう」DVD

(5) ホームページによる情報提供

ぜん息やCOPDの予防や治療等に関する情報をホームページで提供することを目的として機構ホームページにWEBコンテンツ「大気環境・ぜん息などの情報館」を開設しており、今年度は新規作成した冊子のWeb版コンテンツを追加し、予防事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く提供した。

●新規作成冊子のWEBコンテンツ展開

| | 冊子名 | HP掲載日 |
|---|----------------------|----------|
| 1 | 呼吸リハビリテーションマニュアル | 平成26年4月 |
| 2 | 「すこやかライフ」44号 | 平成26年12月 |
| 3 | 「すこやかライフ」45号 | 平成27年3月 |
| 4 | 「正しい吸入方法を身につけよう」(動画) | 平成27年3月 |



WEB版「すこやかライフ」



WEB版「正しい吸入方法を身につけよう」

また、調査研究事業で開発した「eラーニング学習支援システム」を、ぜん息患者と接する機会を有する専門職（看護師、養護教諭、保育士）にも利用が可能となるよう要望があったことを踏まえ、9月から機構ホームページ「大気環境・ぜん息などの情報館」で運用した。

また、本システムは厚生労働省からも都道府県等を通じて全国の保育所(約2万4千箇所)

に周知され、関係者に利用された。



e ラーニングコンテンツ「基礎編」



e ラーニングコンテンツ「患者教育編」

自己評価

- 自己評価：A
- 評定理由

定量的な目標である「講演会の参加者等に対するアンケートで有効回答者のうち 80%以上の方から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得る」を達成することができた。

さらに、事業の抜本的な重点化・効率化として今年度に取り組んだ公害健康被害予防事業の事業の見直しの具現化は、第三期中期目標期間以降の事業運営において重要かつ難易度が高い業務であったが、多くの課題で目指す成果を得ることができた。すなわち、今年度は、近年のぜん息やCOPDの治療環境の変化及び独法や基金等に関する事業環境の変化を踏まえて平成 25 年度にまとめた公害健康被害予防事業の見直しの考え方にに基づき、まず、「予防事業の展開の方向」を踏まえて具現化・実行の方針を定めた上で、直轄事業及び助成事業の見直しを行った。

知識の普及事業では、新たな事業展開として、NPO 法人等との協働事業や地方公共団体の現場で公害健康被害予防事業等に従事する職員を対象とした PM2.5 の現状と今後の課題についてのセミナー開催等を実施することができた。

- 今後の取組

ぜん息・COPD、大気環境の改善に関する正確な知識をわかりやすく提供する取組を、講演会等と冊子類等の両面で継続して行う。また、冊子類やコンテンツについて、統合や見直し等の改善を進める。

5. 研修の実施

平成 26 年度計画の概要

- (1) 地方公共団体が実施する公害健康被害予防事業の従事者を対象に、必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。
- (2) 地域においてぜん息患者等に対して指導を行う看護師等の患者教育スタッフを養成するための研修を実施する。
- (3) 研修の受講者に対してアンケート調査を行い、有効回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得ることなど、質の向上を図る。また、研修を受講したソフト 3 事業の従事者について追跡調査を実施し、80%以上の者について「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得る。

平成 26 年度業務実績

- (1) 地方公共団体が行う公害健康被害予防事業従事者を対象とする研修

① 環境保健分野

- ア. 地方公共団体が実施するソフト 3 事業（助成対象地方公共団体数：46）の従事者等を対象に、各事業への理解を深めるとともに、事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得することを目的に研修を実施した。なお、前年度の受講者アンケートにおけるニーズ等を踏まえ、実技の講義を取り入れるなどカリキュラムの見直しを行った。
- イ. 研修の合理化として、「フォローアップ研修」を廃止し、「フォローアップ研修」で実施していた事例紹介やグループディスカッションを他の研修カリキュラムに組み込むなど、研修コースの見直しを行った。
- ウ. 予防事業従事者の研修の受講機会の拡大を図るため、年度の初めに研修計画や各研修のカリキュラム内容を地方公共団体へ案内し、年間を通じて計画的に受講できるよう周知を行うとともに、各研修開催前に再度案内を行った。
- エ. 各研修コースとも、有効回答者のうち 90%以上の受講者から上位 2 段階の評価を得た。また、今年度から研修を受講したソフト 3 事業の従事者について追跡調査を実施し、90%以上の者の上司から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得た。
- オ. 研修に参加できない事業従事者に対してぜん息の知識等を修得する機会としての利用を提供するとともに、既受講者の復習を促進するため、環境保健調査研究で開発した「eラーニング学習支援システム」を機構ホームページで運用した。
- カ. 予防事業の事業実施基盤の強化に向けた見直しの一環として、より効果的な患者支援を行うための人材の育成や制度の構築を外部有識者で構成する検討会で検討を行い、「患者教育の充実に向けた予防事業における人材育成、支援に関する総合的な取組」を取りまとめた。

患者教育の充実に向けた 予防事業における人材育成・支援に関する総合的な取組

目標と取組事項

目標1
患者教育の
専門家の育成

目標2
ネットワークを活用した
人的支援の強化

目標3
専門的な
知識・技能の標準化

①体系的な研修の実施
②予防事業に従事する保健師
の専門性の強化

③人材バンク事業の実施
④パッケージ支援事業
(人材+事業ノウハウ)の実施

⑤マニュアルの整備
(患者教育ガイドライン)

新たな事業モデルの構築

行政（地方公共団体）、医療機関との連携強化

取組の基礎となる見直しの内容

研修体系の
再構築

地方公共団体への
支援方法の見直し

医療との連携による
人的支援システムの
構築

患者教育に関する
知見の集積

【アンケート調査結果①（事後調査（研修受講者からの評価））】

| 地方公共団体従事者 向け研修コース | 平成 26 年度 | | | | 平成 25 年度 |
|----------------------|---------------|------|--------------|-----------------|----------|
| | 実施時期 | 受講者数 | アンケート 回答率 | 上位 2 段階 の評価率 | 受講者数 |
| 初任者研修 | H26. 6. 5-6 | 38 人 | 86. 8% | 97% | 54 人 |
| 機能訓練研修 | H26. 7. 2-4 | 34 人 | 100% | 94. 1% | 66 人 |
| 保健指導研修 | H26. 9. 10-12 | 70 人 | 98. 6% | 94. 2% | 89 人 |
| 環境改善研修 | H27. 1. 15-16 | 58 人 | 100% | 96. 6% | 80 人 |

※ 初任者研修及び機能訓練研修は、約 9 割が初めての受講者である。

※ 今年度の参加者が減少した要因として、初任者研修は対象としている初任者に該当する者が少なかったこと、機能訓練研修はカリキュラムから水泳教室の見学を廃止したことで指導員の参加が減少したこと、開催会場が大阪であったことから関東の地方公共団体の参加者が減少（30 名→3 名）したこと、保健指導研修は食物アレルギーによる死亡事故を踏まえ昨年は例年に比べ栄養士の参加者が多かったことなどが考えられる。

【アンケート調査結果②（追跡調査（研修受講者の上司からの評価））】

| 地方公共団体従事者 向け研修コース | 平成 26 年度 | |
|----------------------|--------------|-----------------|
| | アンケート 回答率 | 上位 2 段階 の評価率 |
| 初任者研修 | 91. 2% | 100% |
| 機能訓練研修 | 80. 0% | 95. 8% |
| 保健指導研修 | 79. 1% | 98. 1% |

② 環境改善分野

ア. 助成対象地方公共団体において環境改善事業に従事する者を対象とする環境改善研修を実施する。実施に当たっては、前年度の受講者アンケートにおけるニーズ及び最新の大気環境改善分野に関する国等の動向や知見等を踏まえ、PM2. 5 に関する最新の知見、地域における取り組み事例、大気浄化植樹事業に関する一層の理解促進を目的としたカリキュラムを構成して実施した。

イ. 有効回答者のうち 90%以上の受講者から上位 2 段階の評価を得た。

(2) 公害健康被害予防事業対象地域の医療機関等に勤務する看護師、保健師、理学療法士等の
 コメディカルスタッフを対象とする研修

① 呼吸リハビリテーションスタッフ養成研修

ア. 受講希望者の増加に対応するため、昨年度に引き続き、日本呼吸ケア・リハビリテーション学会への派遣型の研修ではなく、機構独自に企画して11月に大阪で実施した。

なお、今年度は日本呼吸器学会の協力を得て、広く参加者を募集した結果、定員を大幅に上回る応募があったため、受講枠を60名から100名に増加して対応した。

イ. 有効回答者の90%以上の受講者から上位2段階の評価を得た。

② ぜん息患者教育スタッフ養成研修

ア. ぜん息患者の療養指導に必要な知識、技術を修得する機会を提供し、地域における患者指導の充実化に資する研修を、12月に岡山地区で実施した。

イ. 有効回答者の90%の受講者から上位2段階の評価を得た。

| 研修コース | 平成 26 年度 | | | | 平成 25 年度 |
|-------------------------|----------------|-------|--------------|-----------------|----------|
| | 実施時期 | 受講者数 | アンケート 回答率 | 上位 2 段階 の評価率 | 受講者数 |
| 呼吸リハビリテーション スタッフ養成研修 | H26. 11. 20-21 | 100 人 | 100% | 98% | 68 人 |
| ぜん息患者教育スタッフ 養成研修 | H26. 12. 11-12 | 74 人 | 100% | 96% | 87 人 |

自己評価

●自己評価：B

●評定理由

定量的な目標である「研修参加者の有効回答者のうち80%以上の方から5段階評価で上から2段階までの評価を得る」を達成することができた。

●今後の取組

各研修をより効果的なものにしていく取組を継続して行うとともに、各地域における公害健康被害予防事業を地方公共団体で従事する職員の力だけでなく、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師等の患者教育スタッフも含めて展開していくための取組を進める。

6. 助成事業

平成 26 年度計画の概要

- (1) 環境保健分野に係る助成事業については、重点的推進事項を定め、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業を優先的に採択するなど重点化を図るとともに、関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえたより効果的・効率的実施に向けた取組を推進する。なお、ソフト3事業については、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価・分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。
- (2) 環境改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、真に必要な事業に限定して実施する。

平成 26 年度業務実績

(1) 環境保健分野の助成

地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業を優先的に採択し、健康相談事業 55 (54) 百万円、健康診査事業 152 (153) 百万円、機能訓練事業 206 (220) 百万円、ソフト3事業計 413 (427) 百万円の助成を行った。

(単位：人)

| 事業名等 | | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------|-------------|----------|----------|
| 健康相談事業 | 相談参加人数 | 14,261 | 15,794 |
| 健康診査事業 | スクリーニング参加人数 | 167,111 | 162,887 |
| 機能訓練事業 | 事業参加延べ人数 | 29,853 | 27,830 |
| 合 計 | | 211,225 | 206,511 |

(2) 環境改善分野の助成

大気浄化植樹事業について、10 百万円 (8 百万円) の助成を行った。

※ () は前年度実績

(3) 助成事業に関する情報提供等

地方公共団体に対して、実務者連絡会議 (6 月と 12 月) や、指導調査 (11 月)、要望事業ヒアリング (1~2 月) 等の場を通じ、助成事業の効果的な実施に向けた見直しを働きかけたほか、地方公共団体の職員を対象とした研修においてソフト3事業のグッドプラクティスの紹介や事例討議を行うなど、情報提供や意見交換を積極的に行った。

また、ソフト3事業の参加者に対する事業実施効果の把握測定調査の集計・分析を地方公共団体が速やかに行うことができるよう昨年度に構築したシステムの運用を開始した。

(4) 助成事業メニューの具体的な見直し (新規)

地方公共団体に対する助成事業は公害健康被害予防事業の大きな柱であり、その内容の見直しは、近年のぜん息やCOPDの治療環境の変化及び独法や基金等に関する事業環境の変化を踏まえて平成 25 年度にまとめた公害健康被害予防事業の見直しの考え方においても、中心的なものである。

今回の助成事業の抜本的な見直しは、助成事業メニューの具体的な見直しを行い、平成27年度からの助成に適用すべく「公害健康被害予防事業助成金交付要綱」等を改正したが、地方公共団体との調整では、第1回実務者連絡会議（6月）において見直しの原案について説明、7月には当該会議の場等で地方公共団体から出された意見を踏まえて整理した内容を提示、その後、内容の精査・検討を継続し、第2回実務者連絡会議（12月）において要綱案を提示するという流れで調整を行ったことから、地方公共団体の理解と協力を得て、見直し後の助成事業メニューへ円滑に移行することができた。

① 助成事業メニューの見直しの概要

ア. ぜん息治療を取り巻く状況の変化に伴い、鍛錬を主たる目的としたぜん息キャンプなどの機能訓練事業メニューから自己管理の技術やノウハウを習得するための事業を地方公共団体の企画立案により実施できるよう事業の見直しを行った。

イ. ぜん息患者等と接する機会を有する専門職（教職員、養護教諭、保育士）への知識の普及・啓発するための事業を助成対象メニューに追加した。

<助成事業メニューの見直し>

| | | 改訂前 | 改訂後 |
|---|----------------|----------------------------|---|
| 環 境 保 健 | 健康相談事業 | ・ 集団による健康教室等 | ・ 集団による健康教育・相談 ※地域住民、専門職への知識の普及啓発（講演会、講習会）を対象に追加 |
| | | ・ 集団相談 | |
| | | ・ 個別相談 | ・ 個別による健康教育・相談 |
| | | ・ 家庭訪問指導 | (改訂なし) |
| | | ・ ピークフローメーターの支給・貸与 | |
| | | ・ ネブライザーの貸与 | |
| | 健康診査事業 | ・ 健康診査 (3~4ヶ月、1歳6ヶ月、3歳) | ・ 健康診査（1歳6ヶ月、3歳） ※3~4ヶ月健診の廃止 |
| | | ・ 血液検査 | ・ 廃止 |
| | | ・ 健康診査により把握されたりスク児に対する指導 | (改訂なし) |
| | | ・ ピークフローメーターの支給・貸与 | |
| | | ・ ネブライザーの貸与 | |
| | 機能訓練事業 | ・ 機能訓練計画策定打合会 | (改訂なし) |
| | | ・ 水泳訓練教室 | ・ 運動訓練教室 (例) 水泳教室、スケート教室、サッカー教室等 |
| | | ・ 音楽訓練教室 | |
| | | ・ ぜん息キャンプ | ・ 自己管理支援教室 (例) デイキャンプ、呼吸リハビリテーション、呼吸筋ストレッチ教室、音楽訓練教室、スポーツ吹き矢教室等 |
| ・ 自己管理説明会、個別指導、ピークフローメーターの支給・貸与、ネブライザーの貸与 | | | |
| 施設等整備 (助成) 事業 | ・ 医療機器整備（助成）事業 | ・ 助成上限額の引き下げ | |

② 助成事業メニュー改正の手続

見直し後の助成事業メニューを平成 27 年度分から施行するため、地方公共団体へ実務者連絡会議（第 1 回：6 月実施、第 2 回：12 月実施）での説明・調整を実施した。

また、7 月には助成事業の見直しに関する内容を文書にて各地方公共団体に通知するとともに、「公害健康被害予防事業助成金交付要綱」の改正など所要の措置を行った。

自己評価

●自己評価：A

●評定理由

今年度の環境保健分野に係る助成事業について、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト 3 事業に重点化した助成を行うことができ、環境改善事業についても、関係地方公共団体のニーズに対応した助成を行うことができた。

さらに、事業の抜本的な重点化・効率化として今年度に取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの具現化は、第三期中期目標期間以降の事業運営において重要かつ難易度が高い業務であったが、多くの課題で目指す成果を得ることができた。すなわち、今年度は、近年のぜん息や COPD の治療環境の変化及び独法や基金等に関する事業環境の変化を踏まえて平成 25 年度にまとめた公害健康被害予防事業の見直しの考え方にに基づき、まず、「予防事業の展開の方向」を踏まえて具現化・実行の方針を定めた上で、直轄事業及び助成事業の見直しを行った。

助成事業の見直しでは、今年度は助成事業メニューの具体的な見直しを行い、平成 27 年度からの助成に適用すべく「公害健康被害予防事業助成金交付要綱」等を改正したが、地方公共団体との調整では、第 1 回実務者連絡会議（6 月）において見直しの原案について説明、7 月には当該会議の場等で地方公共団体から出された意見を踏まえて整理した内容を提示、その後、内容の精査・検討を継続し、第 2 回実務者連絡会議（12 月）において要綱案を提示するという流れで調整を行ったことから、地方公共団体の理解と協力を得て、見直し後の助成事業メニューへ円滑に移行することができた。

●今後の取組

助成事業は、公害健康被害予防事業の見直しの一環として、平成 27 年度から見直し後の助成事業メニューで実施していくこととなる。関係地方公共団体がこれを活用して、各地域で公害健康被害予防事業をより効果的に実施できるよう、総合的に支援していく。

<地球環境基金業務>

◆平成 26 年度に新たに取組んだ事項

(1) 地球環境基金事業の見直しの具現化

地球環境基金では、平成 25 年度に創設 20 周年を迎えたことを契機に「地球環境基金事業あり方検討プロジェクト・チーム（以下「PT」という。）」を設置して、今後の地球環境基金事業の事業の見直しを行い、平成 26 年度より、順次その成果の具現化に取り組んでいる。

① 助成団体の成果の可視化に向けた助成メニュー見直しの具現化（詳細は 1.（1））

平成 25 年度までの「入門助成」「一般助成」「特別助成」を再編し、平成 26 年度から新たに「フロントランナー助成」「プラットフォーム助成」「復興支援助成」を設け、より活動の成果・効果が把握できるメニューに細分化した。

② 研修事業を人材育成の視点から見直したプログラムの具現化（詳細は 2.（1））

環境活動を行う世代が高齢化している現状に鑑み、次世代の人材を育成するため、助成事業（活動）と振興事業（研修）を有機的に組み合わせた「若手プロジェクトリーダー育成支援」を平成 26 年度から開始した。

平成 26 年度は、16 名を採択し、活動推進費を助成するとともに、若手プロジェクトリーダー研修（1 泊 2 日の合宿型）を 3 回実施した。

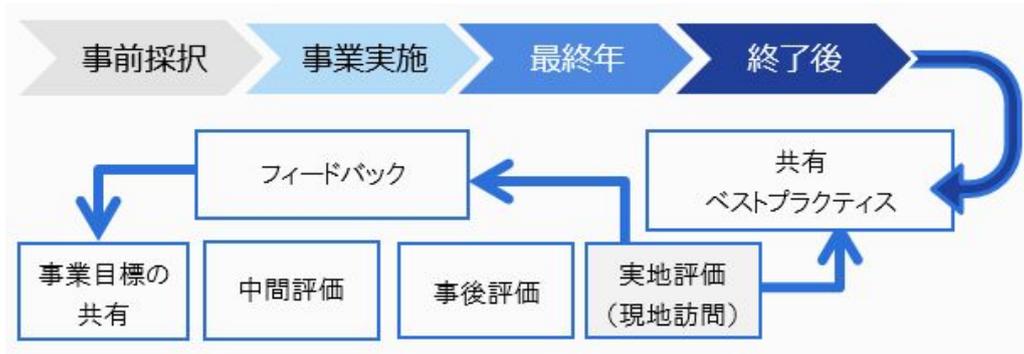


■若手プロジェクトリーダー研修の様子

③ 評価制度の見直しの具現化（詳細は 1.（5））

助成団体の活動全体及び進捗、成果を把握するため、事前の目標共有や中間評価など、より詳細な評価を行うとともに、評価結果の共有化について NGO・NPO が目指す活動の本本となるような評価視点を加えるなど、平成 26 年度から新たな評価制度の運用を開始した。

■評価システムの概要



④ 各主体（民間団体・企業・行政）との連携促進の具現化（詳細は1.（8））

地球環境基金を取り巻くステークホルダーとの連携を強化するため、各主体との連携の取り組みを平成26年度から開始し、全国8箇所の地方環境パートナーシップオフィス（EPO）との連携会議、他のNGO・NPO支援団体との連携会議を開催した。

（2）広報・募金活動強化に向けた体制構築（「寄付金推進委員会」の開設）（詳細は3.（1））

広報募金活動を更に強化するため、機構全体での取組む「寄付金推進委員会」を開催し、役員が一丸となり、募金獲得件数及び募金額の増大に向けた新たな募金方法等の検討を進め、具現化を進めた。

（3）地球環境基金企業協働プロジェクト助成の開始（詳細は1.（2））

「寄付金推進委員会」で検討を進め、寄付を直接当該年度の助成に充て、一部を地球環境基金に繰入れるスキーム（特定寄付）を導入した。同スキームの導入により、平成27年度から地球環境基金企業協働プロジェクト「つり環境ビジョン助成」を開始する。

（新たな寄付スキーム）



1. 助成事業に係る事項

平成 26 年度計画の概要

(1) 助成の重点化

助成対象については、国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、海外の助成対象地域については、アジア太平洋地域を中心とするなど重点化を図る。((1) ②参照)

また、活動の成果・効果が明確に目標設定された活動や、企業・行政等との連携による活動、人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的な事業を実施する。

(2) 助成先固定化回避

一つの事業に対する助成継続年数は 3 年間を限度とし、特段の事情がある場合でも 5 年を超えないこととする。また、助成対象の裾野の拡大を図るため、助成金を受けたことのない団体に助成（全助成件数の 2 割 以上）を行う。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、支払申請書受付から支払までの 1 件当たりの平均処理期間を 4 週間以内とする。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

第三者による委員会等により、助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定のうえ審査を行い、結果を公表するとともに、助成した事業の成果についても評価を行い、結果を公表する。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

- ・ 助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を 30 日以内とする。
- ・ 募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにするほか、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、利用者の利便性を図る。
- ・ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介するなど関係団体とのネットワークを構築し、連携強化を図ることで、より広範な情報提供に努める。

平成 26 年度業務実績

(1) 助成の重点化

- ① 平成 26 年度の助成について、助成専門委員会において国の政策目標等を勘案して作成された地球温暖化防止、生物多様性保全等の重点配慮事項に基づき助成対象活動の採択を行い、交付決定 197 件（国内案件：156 件、海外案件：41 件）のうち、重点配慮事項の対象活動は、157 件（79.6%）となった。

（資料編 P44_地球 1 平成 26 年度助成金分野別件数内訳）

- ② 海外の助成活動 41 件については、アジア太平洋地域での活動に重点化し、この地域における助成活動は 38 件（92.7%）となった。
- ③ 平成 26 年度より、一般助成、入門助成に加え、新たな助成メニューとして、フロントランナー助成（2 件）、プラットフォーム助成（2 件）、復興支援助成（9 件）の助成を行った。
- ④ 平成 26 年度より、助成事業と振興事業を有機的に組み合わせた人材育成プログラムとして、若手プロジェクトリーダー育成支援を開始し、応募 71 名の中から 16 名を採択した。
- ⑤ 「国連持続可能な開発のための教育の 10 年」に関連する環境保全活動について、特別助

成として、8 件助成を行った。

〈平成 26 年度から追加した助成メニューの概要〉

| | |
|------------|--|
| フロントランナー助成 | 日本国内において、環境 NGO・NPO が中心となり、市民社会に新たなモデルや制度を作るための支援制度 |
| プラットフォーム助成 | 日本の環境 NGO・NPO が横断的に協働・連携し国際会議等で意見表明等大きな役割を果たすための連携支援制度 |
| 復興支援助成 | 東日本大震災に関する復興支援として、現地に事務所を有する（有していた）団体の活動支援と基盤整備をセットにした支援制度 |

⑥ 平成 27 年度の助成について助成専門委員会（10 月 20 日）において国の政策目標や社会情勢等を勘案した重点配慮事項等を含む平成 27 年度助成金募集案内を決定した。

⑦ 平成 27 年度の助成について、助成専門委員会（3 月 9 日）において採択案を決定し、運営委員会（3 月 27 日）での承認を経て、3 月 30 日付、209 件の内定を通知した。

（資料 P46_地球 2 平成 27 年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項）



■ビナ・カルタ・レスタリ財団の活動



■河北潟湖沼研究所の活動



■環境保全米ネットワークの活動



■地球環境市民会議の活動

(2) 企業からの寄付による助成事業

平成 27 年度から新たな寄付スキームによる地球環境基金企業協働プロジェクト「つり環境ビジョン助成」の募集を行った。募集に当たっては通常の募集案内とは別冊で募集案内を作成し、他の助成メニューと同じスケジュールで募集を行った。

○つり環境ビジョン助成の概要

対象活動 : 国内の水辺の環境保全活動（河川、海岸の清掃等）に限定。

対象団体 : 環境活動関連分野における活動実績を 1 年以上有する団体

助成金額 : 総額 900 万円の範囲内で助成。

審査 : 地球環境基金の審査方針に基づき助成専門委員会において審査。



(3) 助成先固定化回避

地球環境基金運営委員会（4月11日）の審議を経て、助成案件を内定（4月14日）、交付決定（6月27日）し、197件の助成を行い、ホームページに公表した。なお、3年を超える継続採択案件はなかった。

また、助成対象の裾野を広げるため、これまで地球環境基金の助成を受けたことのない団体を対象に52件の助成（全助成件数の26.4%（新規活動件数の50.0%））を行い、全助成件数の2割以上となった。

<平成 26 年度地球環境基金助成金実施状況>

(単位: 件、百万円)

| 年度 | 一般助成 | | 入門助成 | | 特別助成 | | 復興支援助成 | | プラットフォーム助成 | | フロントランナー助成 | | 計 | |
|------|------------|-------------|------------|------------|----------|-----------|----------|------------|------------|----------|------------|-----------|-------------|--------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| H25 | 142 | 476 | 35 | 65 | 12 | 37 | — | — | — | — | — | — | 189 | 578 |
| H26 | 144 | 479 | 32 | 52 | 8 | 28 | 9 | 20 | 2 | 9 | 2 | 14 | 197 | 604 |
| うち新規 | 51 (10) | 182 (40) | 32 (32) | 52 (52) | 8 (1) | 28 (2) | 9 (8) | 20 (17) | 2 (1) | 9 (6) | 2 (0) | 14 (0) | 104 (52) | 308 (118) |

(注) 括弧書きは、初めて地球環境基金の助成を受けた団体数
(資料 P49_地球 3 地球環境基金助成金の推移)

(4) 処理期間の短縮

助成金の支払申請に係る事務については、厳正な審査をしつつ迅速な処理に努め、処理日数を計画どおり 4 週間以内で実施した。

<平成 26 年度支払申請に係る事務処理日数>

| | 目標 | 平成 26 年度 |
|------|-------------|----------|
| 平均日数 | 4 週間 (28 日) | 27.72 日 |

(5) 第三者機関による評価を踏まえた対応

① 新たな評価制度に基づく評価の実施

平成 26 年度から評価要領を一新し、新たな評価要領に則り実施することとした。なお、中間評価、事後評価（書面評価）、事後評価（実地評価）については、平成 26 年度は新評価制度の移行期間であることから、試行的に一部の団体を抽出し実施した。

(資料 P50_地球 4 新評価システムの移行スケジュール及び試行的実施について)

ア. 事前目標共有

事前目標共有として、3 年計画で本年 1 年目の新規活動 64 件を対象に、評価専門委員から当該新規活動の目標設定について意見を聴取し、5 月の助成団体との内定団体説明会において職員から団体にフィードバックすることで事前目標共有の合意形成を図った。

イ. 中間評価

平成 26 年 10 月 23 日、27 日及び 11 月 7 日に、平成 26 年度に活動 2 年目を迎える団体 49 団体のうち、試行的に 14 団体を抽出し、機構事務所において助成団体の担当者に対し、直接評価専門委員からヒアリングを行った。

ウ. 事後評価（書面評価）

平成 26 年度に活動 3 年目を終了する団体 50 団体のうち、試行的に 14 団体を抽出した。なお、翌年度にその事後評価（書面評価）を行う。

<実地評価>



■宮城県石巻市



■マレーシア サラワク州

エ. 事後評価（実地評価）

平成 25 年度に活動を終了した団体 50 団体のうち、試行的に 6 団体(国内 5 件、海外 1 件)を抽出し、評価専門委員が、平成 26 年 11 月～12 月の間に活動現場や団体事務所を訪問し、

ヒアリングを行った。

オ. 助成終了後のフォローアップ調査

平成 22 年度から 24 年度に 3 年間継続して一般助成を受けた団体について、助成事業実施後の活動状況について、平成 26 年 6 月にフォローアップ調査を実施した。

調査対象 29 団体全件から回答を得た調査結果は、以下のとおりであり、助成活動の実施による波及効果や組織運営面での効果があったことが伺える。

| | 回答項目 | 件数 | 割合 |
|----|--|------------|----------------|
| 1) | 活動が現在も継続している (うち、助成を受けた当時と同等以上の規模で実施) | 25 (16) | 86.2% (64%) |
| 2) | 他の団体から問い合わせまたは説明依頼があった | 15 | 67% |
| 3) | 他団体等とのネットワークが構築された | 12 | 54% |
| 4) | 活動の参加者が増えた。パンフレット等配布物の配布数が増えた | 10 | 45% |

※設問によって回答なしを除いた「有効回答数」で割合を表示。

(資料 P51_地球 5 助成事業に関するフォローアップ調査について (平成 26 年度))

② 評価専門委員会の開催

平成 26 年 8 月 6 日に第 1 回評価専門委員会を開催し、助成専門委員会への提言、中間評価、実地評価の評価対象活動の選定等について審議した。また、5 月の助成団体との内定団体説明会において合意形成を図った事前目標共有の結果について報告した。

平成 27 年 2 月 17 日に第 2 回評価専門委員会を開催し、事後評価の評価対象活動の選定及び中間評価、実地評価のレビューを行った。

③ 平成 25 年度事後 (終了年次) 評価の公表

評価専門委員によって、平成 25 年度に一般助成 3 年目となる活動で調査研究を活動形態とする全ての活動 (8 件) を対象に、事後 (終了年次) 評価を実施した結果を平成 26 年 8 月 6 日に催した評価専門委員会で取りまとめ、評価対象団体にフィードバックするとともにその結果の概要を機構ホームページで公表 (平成 26 年 9 月 2 日) した。

また、評価結果を踏まえ、助成専門委員会への提言を取りまとめ、平成 27 年度募集案内に反映させた。

<平成 25 年度事後評価結果>

| | A 評価 | B 評価 | C 評価 | D 評価 | E 評価 |
|----|------|------|------|------|------|
| 件数 | 4 | 3 | 1 | 0 | 0 |

- ・ 評点 A → 極めて高く評価できる水準・状況・結果である。
- ・ 評点 B → ある程度高く評価できる水準・状況・結果である。
- ・ 評点 C → 普通の水準・状況・結果である。

- ・評点D → やや不満足な水準・状況・結果である。
- ・評点E → 極めて不十分な水準・状況・結果である。

(資料 P61_地球6 平成 25 年度事後 (終了年次) 評価実施結果 (調査研究)、平成 26 年度事後評価 (実地評価) 実施状況)

(6) 利用者の利便性向上を図る措置

- ① 助成金交付申請の受理から交付決定までの処理を 28 日 (平均処理期間 30 日以内) で実施した。
- ② 助成金支払申請の利便性向上のため構築した Excel マクロファイルについて、5 月の内定団体説明会において利用方法の説明を行うとともに、機構ホームページに平成 26 年度版を公表した (第 1 回～第 5 回の平均利用率 93.91%)。また、助成金支払い事務の双方の軽減を目指し、更なる利用率の向上のため、助成団体との個別打ち合わせ等の機会に積極的に利用を促している。
- ③ 助成金支払早期化のため、支払申請の約 3 週間前に助成団体宛一斉メールを各支払い毎 (年間 5 回) 送信し、申請勧奨を行った。
- ④ 地球環境基金以外の環境分野の助成金に関する情報を整理するとともに、NGO・NPO 向けの融資情報を更新し、助成金説明会等において提供した。
- ⑤ 平成 27 年度の助成に関する募集案内、各種様式、助成団体の活動状況、支払申請 Excel マクロファイルなどを機構ホームページに逐次掲載した。

(7) 助成事業の周知広報

① 助成団体合同説明会の開催

地球環境基金が呼びかけ結成した NGO・NPO 支援団体連絡会 (後述) が契機となって、9 月 27 日 (東京) に、初めて 10 の助成団体と合同説明会をセブン-イレブン記念財団と共催で実施し、150 名以上の環境 NGO・NPO 関係者が来場した。

② 平成 27 年度助成金説明会の開催

地球環境基金主催及び他の助成金運営団体と共同で、環境 NGO・NPO の数が多い地域、要望件数の少ない地域を中心に各地で助成金説明会を開催した。

<助成金説明会実施状況>

| 開催方法 | 開催場所及び開催日 |
|---------------------------------------|--|
| 地球環境基金主催 9 箇所 (環境パートナーシップオフィス等と連携) | 浦添 (11/20)、東京 (12/1)、前橋 (12/2)、米子 (12/9)、大阪 (12/16)、高松 (12/9)、札幌 (12/13)、青森 (12/13)、岐阜 (12/13) |
| 他の助成金運営団体との共同実施 6 箇所 | 宇都宮 (9/6)、東京 (9/27)、札幌 (11/8)、桜井 (11/15)、佐賀 (11/29)、天童 (12/19) |

<地球環境基金助成金説明会>



■東京会場

<他の助成金運営団体との共同実施>



■宇都宮会場（個別相談）

③ 地球環境基金助成金に係る周知広報

平成 27 年度地球環境基金助成金募集の周知を図るため、全国の環境 NGO・NPO にメール案内を送信した（約 3,600 件）。また、11 月に募集案内を約 5,000 部作成し、約 1,500 箇所へ送付した。

- ・ 直近 3 年間に助成を受けた団体 353 箇所
- ・ 中間支援組織（環境パートナーシップオフィス等） 288 箇所
- ・ 全国の環境カウンセラー協会、国際交流協会、温暖化防止センター
 全国の社会福祉協議会等 213 箇所
- ・ 報道機関（新聞社（全国紙・地方紙）、地方放送局） 604 箇所

また、募集案内を簡潔にまとめたリーフレットを約 20,000 部作成し、上記機関・組織等に加え、大学（環境・国際部門）にも送付した。

さらに、大手検索サイト Yahoo! JAPAN と Google で WEB 上での広告展開（リスティング広告）を平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 1 月 14 日の（45 日間）の期間に実施した。



(8) 各主体との協働・連携

今日の環境問題は多様な主体が関係する課題があり、これらの課題を解決するためには、環境 NGO・NPO の力だけでは難しい。このため、環境問題にかかわるあらゆる主体が連携することにより環境問題の解決策を模索することが重要である。こうしたことから、地球環境基金では各主体との連携を重要課題として掲げ、新たに以下のような多様なステークホルダーとの連携を図った。

① 地方環境パートナーシップオフィスとの協定書の締結

全国 8 箇所の地方環境パートナーシップオフィス（以下「全国 EPO」という。）と環境保全活動の協働取組の推進に向け、環境教育推進法に基づく「協定書」を全国 EPO 受託団体と締結

し、平成 27 年 3 月に環境大臣に同法初の登録として届け出、更なる取り組みの邁進に努めた。

② NGO・NPO 支援団体連絡会の開催

地球環境基金より、環境保全活動に助成を行う企業等 10 団体に呼びかけ、「NGO・NPO 支援団体連絡会」を結成した。この連携により、環境 NGO・NPO の更なる発展に資することを主な目的として、共通の課題や問題意識について意見交換を行うこととし、8 月に第 1 回目の連絡会を開催（参加 8 団体）、1 月に第 2 回連絡会を実施（参加 7 団体）した。連絡会では、各支援団体からの助成事例報告や会計処理の実施方法などの情報交換を行った。なお、同連絡会が契機となって、9 月に共催で 10 の助成団体による合同説明会が実施された。



<NGO・NPO 支援団体連絡会>



<助成団体合同説明会>

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・（一社）環境パートナーシップ会議・（一財）セブン-イレブン記念財団・（公財）日本財団・三井物産環境基金・（公財）助成財団センター | <ul style="list-style-type: none">・経団連自然保護協議会・（公財）損保ジャパン日本興亜環境財団・パナソニック NPO サポートファンド・（独）国際協力機構・（特非）日本 NPO センター |
|---|--|

③ EPO と地球環境基金との連携

全国 EPO と、助成金説明会、要望案件の情報照会の振り返り、また、9 月には地球環境基金が支援すべき各地域のニーズの掘り起こしや、地域の環境施設の状況などについて全国 EPO と意見交換を実施した。

なお、11 月から 12 月にかけて、全国 EPO と協力し、助成金説明会を実施した。



④ 助成団体活動報告会

11 月 28 日に活動 3 年目の助成団体（43 団体）が活動の成果や魅力を広く公表し、NPO と企業等との協働事業の創出やパートナーシップ構築の契機となることを目的として、助成団体活

動報告会を東京で開催した。

基調講演として、「富士山の森づくり」推進協議会（（公財）オイスカ【事務局】、オルビス(株)、豊田通商(株)、(株)ニコン）の協働事例の発表いただき、その後、4分科会に分かれ、各団体より活動報告を行った。

なお、助成団体活動報告会の広報にあたっては、地球環境基金から企業のCSR担当者宛（約500件）へのメール広報や、日本経済団体連合会1%クラブ、日本商工会議所の協力を得て、多くの企業に向けて広く広報を行った。



<助成団体活動報告会>



■ 基調講演



■ 分科会

開催日：平成26年11月28日（金）

参加者数：167名（うち企業22名、行政4名、大学3名）

自己評価

- 自己評価：S
- 評定理由

年度計画に掲げる目標を達成した上で、中期計画、年度計画に示した以上の成果を挙げることができた。①助成メニューの再構築、②若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムの実施、③各主体との連携の開始、④新たな評価制度の導入の4分野で新たな取り組みを行った。

新たな成果1 助成メニューの再構築

- ・ 平成26年度から「一般助成」、「入門助成」、「特別助成」の3メニューに加え、これからの環境保全活動の手本となる先進的な活動を見出し支援する「フロントランナー助成」、今後の環境保全活動の基礎となる重要な国際交渉や会議への参画を支援する「プラットフォーム助成」、東日本大震災被災地の環境保全を支援する「復興支援助成」、を開始し、地球環境基金が支援する環境保全活動によって生み出される社会的価値を明確に打ち出すことができた。
- ・ 新たな助成メニューを導入したことにより、フロントランナー助成では、これまで地域の

NPOが個別に行っていた鳥獣被害対策のノウハウを波及するための全国初のネットワークを組織する成果があった。

- ・ 平成 26 年度の要望件数は約 10%増の 509 件となった（平成 25 年度要望件数 465 件）。

新たな成果 2 若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムの実施

- ・ 環境 NGO・NPO の若手常勤職員を対象に、環境活動に専念するための賃金とプロジェクトマネジメント能力の向上の両面を支援する画期的な取り組みであることから、環境 NGO・NPO の多くから反響があり、16 名の採択に対し、71 名の応募があった（倍率 4.4 倍）。
- ・ 環境 NGO・NPO として安定的な活動経費（特に賃金）の確保が難しい状況の中、複数の事業を掛け持ちすることで臨時的な賃金を得ている若手常勤職員が、若手プロジェクトリーダーとして採択され、賃金を支給されることにより、助成活動に専従できるようになった。このことは、環境 NGO・NPO から高い評価を得ており、今後の環境保全活動の発展に大きなインパクトを与えた。

新たな成果 3 各主体との連携の開始

- ・ 全国の EPO 受託団体と環境教育推進法に基づく「協定書」を締結し、同法初の登録として環境大臣に届け出を行い、助成金説明会の共同開催、地域の環境保全活動を取り巻く情報交換、今後の環境 NGO・NPO 活動支援のための定期会合の開催など、支援の協力体制の強化ができた。
- ・ 地球環境基金の呼びかけにより NGO・NPO 支援団体連絡会や、全国の EPO との意見交換会という各主体との連携組織を発足させることで、環境 NGO・NPO を関係ステークホルダーと包括的に支援する枠組みを構築した。また、NGO・NPO 支援団体連絡会の発足を契機に環境分野で全国初の 10 の支援団体合同の助成金説明会を開催することができた。
- ・ 協働事業の創出やパートナーシップ構築の契機となるよう、「企業と NPO との協働」をテーマに助成活動報告会を実施し、167 名の参加を得ることができた。なお、環境 NPO 以外に 22 名の企業担当者の参加があり、「企業と NPO との協働」に向けた各担当者間の連携促進の場として大いに活用され、継続的に開催して欲しいとの多くの要望があった。

新たな成果 4 新たな評価制度の導入

- ・ 事業の開始から終了まで、評価専門委員が活動の状況を確認し、アドバイスする、新たな評価制度を導入した（一部は試行）。
- ・ 新たな評価制度の導入に伴う事前目標共有について、評価専門委員と内定団体の活動目標の設定について意見を聴取し、内定団体説明会において地球環境基金課職員から団体担当者へフィードバックする仕組みを導入したことにより、助成活動に対する目標設定の合意形成を図ることができた。また、このフィードバックを生かして団体担当者が交付申請書を記載することにより、交付申請書の活動計画の質を格段に向上させることができた。
- ・ 各評価委員からは、先駆的な評価方法であり、助成活動の成果の可視化をより実現させるものであると高い評価を受けた。

(1) 助成事業の重点化

- ・ 助成対象について、国の政策目標等を勘案した地球温暖化防止、生物多様性保全等の分野の活動に対して（157 件/197 件、79.6%）、また、海外活動について、アジア太平洋地域での活動に対して（38 件/41 件、92.7%）、重点的に助成することができた。

(2) 助成事業の固定化回避

- ・ これまで地球環境基金の助成を受けたことのない団体に対し全体の 2 割以上の団体（52 団体（26.4%））に助成を行い、環境保全活動の裾野の拡大を図ることができた。
- ・ 地球環境基金の助成のねらいの 1 つは助成終了後も活動が自立して実施されることであるが、フォローアップ調査にて、80%を超える団体が、地球環境基金の助成終了後も自立して活動を継続していることが確認された。

(3) 処理期間の短縮

- ・ 助成金の支払申請の事務処理の平均処理期間は、迅速な処理に努め、4 週間以内（27.72 日）の日数で処理することができた。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

- ・ 平成 25 年度事後（終了年次）評価結果の取りまとめ、評価対象団体へのフィードバックを行うとともに、助成専門委員会への提言を取りまとめ、平成 27 年度募集案内に反映させることができた。
- ・ また、中間評価、事後評価（書面評価）、実地評価（現地評価）を試行的に実施し、評価専門委員が団体と直接ヒアリングなどを実施するための日程等の準備を行うことができたことで、助成活動の結果の確認や団体へのアドバイスをすることができた。

(5) 利用者の利便性向上

- ・ 助成金交付申請の受理から交付決定までの処理を 28 日（平均処理期間 30 日以内）で実施することができた。
- ・ 助成団体等への利便性を考慮し、支払申請の利便性向上のための Excel マクロファイルの提供、支払申請の約 3 週間前に助成団体に対する申請勧奨メールの送信を実施することにより、助成金支払申請に係る処理期間について、計画目標である 4 週間以内を達成することができた。
- ・ 平成 27 年度の助成について、これまで 4 月に内定を通知していたが、平成 26 年度中の 3 月に早め実施することができた。これにより、助成団体は年度早期に活動を開始することができるようになった。

2. 振興事業に係る事項

平成 26 年度計画の概要

(1) 調査事業、研修事業の重点化

- ・ 調査事業については、国の政策目標や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。
- ・ 研修事業については、人材育成の観点を中心として、助成事業とも連携したより効果の高い事業に重点化する。

(2) 研修事業の効果的な実施

第三者の評価や参加者のフォローアップなどを行い、今後の研修に反映させる。また、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち 80% 以上から得られるようにするなど、質の向上を図る。

平成 26 年度業務実績

(1) 調査事業、研修事業の重点化

① 研修事業

- ・ 平成 26 年度より助成事業と振興事業を有機的に組み合わせた「若手プロジェクトリーダー育成支援」を開始し、7 月、10 月、1 月に 1 泊 2 日の合宿形式で若手プロジェクトリーダー研修を直轄事業として実施した。
- ・ 地域の環境 NGO・NPO 活動を推進するため、スタッフ向け環境 NGO・NPO 活動推進レベルアップ実践研修（基礎研修）を 9 月から全国 8 ブロック 16 会場において開始した。
- ・ 9 月に、国際協力の振興と実践活動を担う人材を育成するため、フィリピン共和国において、海外派遣研修を短期コース（10 日間）、長期コース（20 日間）の 2 コース実施した。

<平成 26 年度実施の概要>

| 研修名 | 概要 |
|---------------------------------|--|
| 若手プロジェクトリーダー研修 | 環境 NGO・NPO としてのビジネスモデルを構築できる人材を育成するため、若手プロジェクトリーダー育成支援対象者に対し、7 月、10 月、1 月の年 3 回の研修（1 泊 2 日の合宿形式）を実施（対象者 16 名）。 |
| スタッフ向け環境 NGO・NPO 活動推進レベルアップ実践研修 | NGO・NPO の組織運営における課題解決のため、知識技術の向上を目的としたスタッフ向け研修を全国 8 ブロック 16 会場で実施。 北海道（札幌、東川） 「ボランティアマネジメント」 東北（仙台、山形） 「課題解決、NPO と企業との連携」 関東（東京、水戸） 「広報・資金調達のマニュアル作成」 中部（名古屋、大垣） 「広報戦略」 近畿（大阪、近江八幡） 「広報・資金調達のマニュアル作成」 中国（岡山、廿日市） 「広報戦略、資金調達」 四国（松山、上勝） 「広報戦略、資金調達」 九州（熊本、始良） 「広報・資金調達のマニュアル作成」 |
| 海外派遣研修 | フィリピン共和国における都市環境問題解決のための取組みをテーマに長期コース（20 日、参加 6 名）、短期コース（10 日、参加 4 名）の 2 コース実施。 |

<若手プロジェクトリーダー研修>



■プログラム

| | | |
|---|--|---|
| <p><7月> 戦略づくり</p> | <p><10月> リーダーシップ、個別コンサル</p> | <p><1月> ファシリテーション</p> |
| <p>●講演 「留職プログラムという社会貢献型事業の取り組み」</p> <p>●ワークショップ ロジックツリーを用いた活動計画の再構成</p> | <p>●トークセッション NPO、スポーツ、政治、企業の各分野リーダーとの「リーダーシップ」についての意見交換</p> <p>●コンサルティング ①国際環境協力、②地域づくり、③政策提言、④事業化につながるプロジェクトの4グループに分かれ、各専門家とのコンサルティング</p> | <p>●ワークショップ 「ファシリテータティブな場」づくり 即興寸劇によるロールプレイング</p> <p>●ワークショップ 「聴くこと」のエクササイズ</p> |

<スタッフ向け環境 NGO・NPO 活動推進レベルアップ実践研修>



■中国ブロック（広報戦略）



クラウドファンディングの実践

<スタッフ向け環境 NGO・NPO 活動推進レベルアップ実践研修>



■北海道ブロック（ボランティアマネジメント） ボランティアリーダーの実習

<海外派遣研修（フィリピン）>



■パケットテストでの水質検査

■NGO へのインタビュー

（資料 P63_地球 7 平成 26 年度研修・講座実施状況）

（資料 P64_地球 8 平成 26 年度研修・講座のアンケート結果・意見・要望等）

② 調査事業

平成 26 年度は過去の助成活動の情報整理・分析及び海外の NGO や助成団体が行っている評価の枠組や指標についての情報収集・調査分析を元に、日本国内の環境保全活動の成果の可視化について検討する調査研究を実施し、過去の助成活動から抽出した指標を、活動形態別に整理した指標群として取りまとめた。

（2）研修事業の効果的な実施

研修・講座の計画に当たっては、第三者を振興事業アドバイザーとして選任した。また、研修評価に当たって、事前、事後、フォローアップと研修効果を把握するため、アンケート項目の統一を図り、環境 NGO・NPO スタッフ向けレベルアップ実践研修において同アンケートを用いた評価を開始した。

また、受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち 89.0%の者から「有意義であった」との評価を得た。

平成 27 年 2 月に研修運営団体との実務者ミーティングを実施し、振興事業アドバイザーから研修評価のフィードバックを行うとともに、運営団体と次年度の研修運営の改善をテーマに意見交換を行った。

(3) 情報提供事業

平成 26 年度は、活動報告集の内容について、コンサルティングを依頼し、助成金を活用して団体がどのような活動による成果が出たのかがわかるようレイアウト等を改善し、実績報告書の様式に反映させた。

自己評価

●自己評価：A

●評価理由

研修事業については、年度計画に掲げる目標に沿った適切な事業を実施することができ、研修参加者の 89%から有意義だったという評価を受けることができた。

特に、これまで実施してきた単発の研修では受講の効果が一過性のものであり、受講者の行動変容が把握できなかったため、行動変容を把握できるよう、年度を通じたプログラムに改善したことが成果である。

また、助成事業と振興事業の両面から支援する若手プロジェクトリーダー研修は、3年間で通じた研修プログラムにより、同じ人材を研修し、行動変容を促し、マネジメント能力を育てることとした点は、大きな改革である。

3年間でプロジェクトの自立を目指した研修の開始（若手プロジェクトリーダー研修育成支援プログラム）

- ・ 若手プロジェクトリーダー育成支援は、単なる研修の実施ではなく、研修で得た知識を 3 年間の助成活動を通じて実践することになり、助成活動の質の向上が図られた。平成 26 年度は戦略作りの研修を実施したが、若手プロジェクトリーダーの担当する平成 27 年度の助成金要望書の戦略の質は、格段に向上した。
- ・ 若手プロジェクトリーダー同士の交流を図るため年 3 回の合宿形式のカリキュラムにしたことにより、若手プロジェクトリーダー同士が自発的に各人が担当するプロジェクトの詳細をコンサルティングしあったり、自主的に Facebook グループをつくり、活発な意見交換を行うなど、想定以上のレベルの向上・ネットワークの形成が図られた。
- ・ 若手プロジェクトリーダーは、毎年度 10～15 名を採択するため、3 年目の平成 28 年度以降は、3 期分の 30～45 名が研修に参加することとなる。10 年後には 100 名～150 名の研修卒業生が環境保全活動を先導するリーダーとして輩出される。

(1) 調査事業、研修事業の重点化

① 若手プロジェクトリーダー研修

- ・ 平成 26 年度から新たに助成事業と振興事業の両面から支援することとした若手プロジェクトリーダー育成支援について、研修を実施することができた。

② スタッフ向け環境 NGO・NPO 活動推進レベルアップ実践研修

- ・ スタッフ向けの研修は、分野別の講座、単発実施で効果が望めない講座を廃止し、少人数を長期間にわたり育成する各地域のスタッフ向けレベルアップ実践研修（基礎研修）として重点化し、平成 25 年度のスタッフ向け研修（4 会場）の 4 倍にあたる全国（16 会場）において実施し、平成 25 年度のスタッフ向け研修（49 名）の 4.2 倍にあたる 206 名が受講した。
- ・ また、ファンドレイジングを実践したスタッフ向け研修においては、研修課題として実施したクラウドファンディング（ネットを通じた寄付の呼びかけ）が成功し、活動資金を得ることができた。

③ 海外派遣研修

- ・ 海外派遣研修（フィリピン）については、現場体験や意見交換を通じて、今後海外の環境保全活動に従事を目指す人材に対し、現地の環境問題に対する認識を深めてもらうことができた。

④ 調査研究事業

- ・ 調査研究事業として、地球環境基金事業の過去の助成活動について情報整理を行うとともに、海外の NGO や助成団体の活動の評価の状況について情報収集し、指標群の事例をとりまとめることができた。

（2）研修事業の効果的な実施

- ・ 研修事業について、アンケート項目の統一を図り、環境 NGO・NPO スタッフ向けレベルアップ実践研修において同アンケートを用いた評価を開始することができた。
- ・ 受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち 89.0%の者から「有意義であった」との評価を得ることができた。

3. 地球環境基金の運用等について

平成 26 年度計画の概要

- 広報・募金活動の強化に向けて機構内の体制を整備するとともに、新たな募金方法等を検討・実施し、総合的かつ効果的な広報活動に取り組み、地球環境基金のより一層の造成に努める。
また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。

平成 26 年度業務実績

(1) 広報・募金活動等

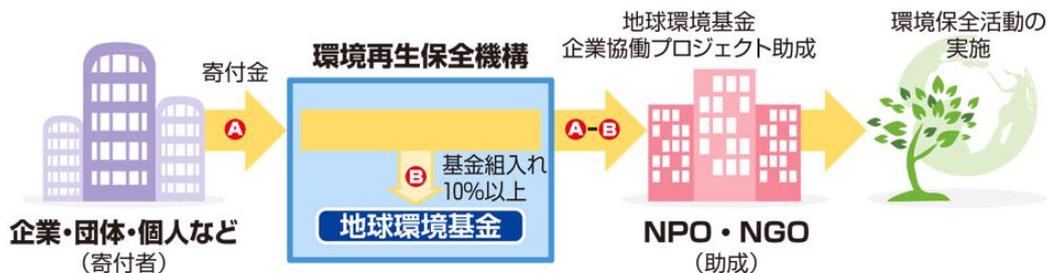
- ① 広報・募金活動の更なる強化のため、機構全体で取組む「寄付金推進委員会」を開催し、役職員が一丸となり、募金獲得件数及び募金額の増大に向けた新たな募金方法等の検討を行い、具現化を進めた。

<具現化した内容>

ア. 寄付を直接当該年度の助成に充て、一部を地球環境基金に繰入れるスキーム「地球環境基金企業協働プロジェクト」を導入した。また、同スキームの周知のため、新聞、雑誌等による広報をはじめ、上場企業、業界団体、既存寄付者に対し、郵送により直接周知を行った。

なお、同スキームの導入により、一般社団法人日本釣用品工業会から、大口の寄付を受け入れた。

「地球環境基金企業協働プロジェクト」



(周知用ちらし)



(表)



(裏)

イ. 協力が得られたステークホルダーに対し、次の広報・募金活動を行った。

| ステークホルダー | 実施内容 |
|----------|--|
| A証券会社 | 全国 110 店舗において、チラシ「本 de 寄付」を設置 |
| B証券会社 | 本店窓口に「本 de 寄付」、「三つ折パンフ」、「地球環境基金」パンフレット等を設置 |
| 日本商工会議所 | 全国の商工会議所に「本 de 寄付」、「三つ折パンフ」、「地球環境基金」パンフレット等を設置 |
| 地方自治体 | 予防事業対象地域内で開催される各種講演会、講習会において、「本 de 寄付」、「三つ折パンフ」、「地球環境基金」パンフレット等を設置 |

また、地方自治体東京事務所の環境担当職員に対し、地球環境基金事業の説明と寄付活動への協力依頼を行った（53 自治体 53 名）。

ウ. 個人や企業等から、地球環境基金に継続的に寄付できる仕組み（サポーター制度）を創設した。



エ. 大口寄付に対する環境大臣からの感謝状贈呈に係る要領を策定した。

その他、寄付機能付き自動販売機の導入、全国大学生協連合会と協働した事業展開、遺言、個人や相続人による寄付、カードポイント等による寄付の拡充については、具現化に向けて相手との協議をそれぞれ実施した。

② また、「地球環境基金広報・募金活動計画」を策定し、計画に沿って次の取り組みを実施した。

ア. 新聞・雑誌等による広報

新聞、雑誌等を活用し、地球環境基金事業の紹介、助成金要望案内及び新たな寄付スキームについて広報を行った。

| 新聞・雑誌名 | 掲載月 | 主な掲載内容 |
|---------|-------------|---------------------|
| 東京新聞 | 平成 26 年 5 月 | 地球環境基金事業の紹介 |
| 東京新聞 | 12 月 | 助成金募集案内、特定寄付の周知 |
| 東京新聞 | 平成 27 年 1 月 | 特定寄付の周知 |
| 日経 M J | 1 月 | 地球環境基金事業の紹介、特定寄付の周知 |
| 日経エコロジー | 1 月 | 地球環境基金事業の紹介、特定寄付の周知 |
| 産経新聞 | 1 月 | 特定寄付の周知 |
| 日経ビジネス | 3 月 | 地球環境基金事業の紹介、特定寄付の周知 |



「東京新聞 12 月」



「日経エコロジー1月」

イ. イベントへの出展

地元川崎市で開催する環境イベントに新たに出展するとともに、環境等に関連するイベントに出展し、地球環境基金事業の PR 及び募金活動を行った。イベント参加者に対し、環境にやさしいエコアイデアの募集を行い、エコアイデアは機構ホームページで紹介した。また、環境保全活動を行っている助成団体に対し応援メッセージを作成してもらい、メッセージを団体に届けた。

| イベント名称 | 開催日 | 場所 | 来場者数 | エコアイデア |
|-------------------------|--------------------|--------------------|------------|------------------|
| エコ暮らしこフェア | 5月18日(日) | 川崎市等々力 陸上競技場周辺 | 約 15,000 人 | 112 件 |
| エコライフ・フェア 2014 | 6月7日(土) ～8日(日) | 代々木公園 | 26,088 人 | — |
| ミュージアの日 2014 | 7月1日(水) | ミュージア川崎 ホール | 約 12,000 人 | — |
| 子ども霞が関見学デー | 8月6日(水) ～7日(木) | 中央合同庁舎 第5号館 22階 | 857 人 | 184 件 (メッセージ) |
| あきたエコ&リサイクルフェス ティバル | 9月6日(土) ～7日(日) | 秋田駅前 アゴラ広場他 | 約 28,000 人 | 130 件 |
| グローバルフェスタ JAPAN 2014 | 10月4日(土) ～5日(日) | 日比谷公園 | 77,548 人 | — |

| | | | | |
|--------------|----------------------|--------------|----------|---|
| エコプロダクツ 2014 | 12月11日(木) ～13日(土) | 東京ビック サイト | 161,647人 | — |
|--------------|----------------------|--------------|----------|---|

ウ. その他の広報

(ア) Twitterによる情報発信

助成団体の活動情報、イベント等の周知を繰り返して行うなど、地球環境基金事業の活動情報等を発信した（ツイート 54 件、フォロワー55 人）。フォロワーを通じて 167,742 人に情報が届いた。

(イ) YouTubeによる地球環境基金事業等の広報

助成団体の環境保全活動や活動の成果等を映像として収録し、YouTube への掲載を通して、地球環境基金事業に関する広報を行った。

(ウ) 地球環境基金紹介パンフレットの発行（4月：5,000部）

地球環境基金のしくみ、助成団体による活動事例、振興事業（研修・講座）への参加者及び講師の声や、環境NGO・NPOの環境保全活動にご支援いただいた寄付者の声を取り入れた冊子「地球環境基金」を発行し、各種イベント及び助成金説明会等で配布した。

(エ) 助成団体の活動紹介パンフレット「ききんレポート2014」の発行（9月：3,000部）

環境保全活動について理解を深め、かつ、寄付での支援につなげるため、助成団体の活動内容を取りまとめた冊子「ききんレポート2014」を発行し、各種イベント及び助成金説明会等で配布した。

(オ) 地球環境基金オリジナル「しおり」の全国展開

地球環境基金事業を幅広く周知するため作成した「しおり」を、協力が得られた書店商業組合を通じ、各書店に設置した。

| 書店商業組合名 | 設置書店数 | 設置枚数 | 設置時期 |
|-----------|-------|---------|----------|
| 東京都書店商業組合 | 152店 | 29,900枚 | 平成26年5月～ |
| 京都府書店商業組合 | 24店 | 10,500枚 | 平成26年9月～ |
| 北海道書店商業組合 | 154店 | 33,300枚 | 平成26年9月～ |



(表) (裏)
「しおり」

(カ) 広報誌の発行

「地球環境基金便り」の発行（9月、3月：各35,000部）

- ・第37号 特集：『協働・連携のいま NGO・NPOと企業・行政、「ニーズ」と「強み」のマッチングを読み解く』を発行した（9月）。
- ・第38号 特集：『ESD、未来への指針 「持続可能な開発のための教育の10年」から託された課題』を発行した（3月）。

各号とも、寄付者、自治体、図書館、商工会議所、NPOセンター等約8,000箇所に送

付した。

(キ) 募金関係

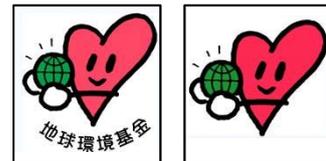
既存寄付者への対応

- ・ 寄付者に謝意を表すため、領収書の発行及びホームページ上への寄付者名の掲載時期の早期化（週単位）に努めた。
- ・ 継続寄付者、一定額以上の寄付者 10 者に対して、事業の実施状況を説明した。（4月～2月）
- ・ 継続寄付者に対する感謝の意を示すため、寄付者 13 名（個人 6、企業 6、団体 1）に対し、感謝状を贈呈した。
- ・ 三つ折パンフレットの改訂（9月：10,000部）

より多くの募金を獲得するため、環境NGO・NPOの重要性、活動に対する支援の必要性を中心とした内容にするとともに、活動の成果も目に見える形で取り入れて既存のパンフレットを改訂し、募金箱設置者への送付をはじめ、各種イベント及び助成金説明会等で配布した。

- ・ 新たな募金システムの導入（9月）

携帯電話を活用した募金方法（対象となる画像「キンちゃんマーク」にかざすだけで継続して寄付ができる仕組み（かざして募金））を導入した。



【募金の実績】（単位：件、千円）

| 年度 | 中期目標（5年間） | H26年度 |
|---------|-----------|-------------------|
| 件数（件） | 3,776 | 874 |
| 寄付額（千円） | 237,621 | 18,170 (9,000) |

※（ ）書きの数値は、「地球環境基金企業協働プロジェクト」として受け入れた寄付金のうち助成に充てた額で、寄付額の内数である。

(2) 基金の運用

安全かつ収入の安定的確保に努めており、総額約 141 億円（政府出資金 94 億、民間等出えん金 47 億円）について、財政投融資金預託金等による運用を行った。

（単位：百万円）

| | 平成 25 年度 | | | 平成 26 年度 | | |
|------|----------|-----|--------------|----------|-----|--------------|
| | 計画額 | 決算額 | 平均利回り (%) | 計画額 | 決算額 | 平均利回り (%) |
| 運用収入 | 172 | 221 | 1.57 | 210 | 212 | 1.51 |

（資料編 P65_地球 9 地球環境基金造成状況について）

（資料編 P114_共通 10 運用方針について）

自己評価

●自己評価：B

●評定理由

(1) 広報募金活動等

地球環境基金への寄付状況は依然として厳しいことから、新たな募金方法等の検討・実施のため機構全体で取組む「寄付金推進委員会」を年度計画どおり立ち上げ、新たな寄付メニューについて検討を進め、寄付メニューの一つである大口寄付獲得に向けた寄付スキーム「地球環境基金企業協働プロジェクト」を環境省との協議の結果導入することができた。同スキームを導入したことにより業界団体から寄付の申込みがあり、大口の寄付を受け入れることができた（寄付金 10,000 千円のうち環境保全活動への助成に充てた 9,000 千円は、約 8 億円の基金の運用益に相当する額である（20 年国債金利 1.133%（基準日：H27. 3. 31）により試算）。

その他、新たに作成した冊子「地球環境基金」等による広報、「しおり」の書店店頭設置、各部のステークホルダーの活用、Twitter による情報発信などを通じて地球環境基金の広報に努めた結果、寄付件数、寄付額とも、昨年度を上回ることができた（寄付件数：874 件、対前年度 10.773%増、寄付額：18,170,216 円、対前年度 4.931%増）。

(2) 基金の運用

市場の状況や金利の有利性を勘案し、中期計画の予算を割り込まない範囲で債券を購入することで利息収入の確保に努めることができた。

●今後の取組

広報募金活動等については、新たな寄付メニューについて引き続き検討を行い、具現化を進め、併せて効果的な広報を実施し、募金件数、募金額の増に努めていく。

基金の運用については、市場の状況に注視しつつ、金利の優位性を勘案し、利息収入の確保に努めていく。

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>

平成 26 年度計画の概要

- 環境大臣が指定する者からの助成交付申請を適正に審査した上で交付する。
また、本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、これに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況、並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表する。

平成 26 年度業務実績

(1) 軽減事業への助成金の交付

中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理費用軽減のための助成（軽減事業）については、環境大臣が指定する事業者からの交付の申請を審査した上で平成 26 年 5 月 15 日に交付決定し、四半期ごとに助成金の交付を行った。

また、審査基準や助成対象事業の実施状況などについて、機構ホームページで公表した。

- ・第 1・四半期処理分 平成 26 年 8 月 1 日公表 （交付対象 754 件、1,739 台処理）
- ・第 2・四半期処理分 平成 26 年 11 月 1 日公表 （交付対象 1,148 件、2,503 台処理）
- ・第 3・四半期処理分 平成 27 年 2 月 1 日公表 （交付対象 999 件、2,120 台処理）
- ・第 4・四半期処理分 平成 27 年 4 月 22 日公表 （交付対象 1,092 件、3,145 台処理）

(2) 振興事業への助成金の交付

PCB 廃棄物処理に関する研究促進のための助成（振興事業）については、環境大臣が指定する事業者からの交付の申請を審査した上で平成 26 年 9 月 5 日に交付決定を行った。

事業実施後においては事業実績報告書を審査し、研究テーマ等の事業の採択状況を機構ホームページで公表した。

- ・平成 26 年度研究テーマ：「超大型機器及び搬出不可機器等処理促進に向けた検討調査業務」

(参考) 軽減事業及び振興事業の実施状況

(単位：件、台、千円)

| 区分 | 平成 25 年度 | | | 平成 26 年度 | | |
|------|----------|--------|-----------|----------------|----------------|------------------------|
| | 件数 | 台数 | 金額 | 件数 | 台数 | 金額 |
| 軽減事業 | 4,290 | 10,577 | 2,292,298 | 3,993 [287] | 9,507 [782] | 2,143,764 [302,230] |
| 振興事業 | | | 58,916 | | | 59,994 |

(注) 軽減事業の平成 26 年度中の [] 書きは、平成 26 年 4 月 7 日の交付要綱改正により交付対象となった個人又は破産手続中等の法人に係る数値で、内数である。

(3) PCB 廃棄物処理基金の造成状況

PCB 廃棄物処理基金の造成状況は下表の通りである。

また、基金の管理状況について、機構ホームページで公表した。

(単位：千円)

| 区分 | 項目 | ①平成 25 年 度末残高 | 平成 26 年度 | | ④平成 26 年 度末残高(① +②-③) |
|------|-----------|------------------|------------|------------|-----------------------------|
| | | | ②当期拠出 等 | ③当期助成 額 | |
| 軽減事業 | 国 | 19,423,053 | 700,000 | 1,071,882 | 19,051,171 |
| | 都道府県 | 18,971,304 | 676,071 | 1,071,881 | 18,575,493 |
| | 運用利息 | 1,630,812 | 58,376 | | 1,689,188 |
| | 小計 | 40,025,170 | 1,434,447 | 2,143,764 | 39,315,853 |
| 振興事業 | 民間出えん金 | 143,082 | 0 | 59,994 | 83,088 |
| | 運用利息 | 18,591 | 169 | | 18,760 |
| | 消費税戻り分(※) | 13,276 | 2,805 | | 16,081 |
| | 小計 | 174,950 | 2,974 | 59,994 | 117,931 |
| 基金残高 | | 40,200,120 | 1,437,421 | 2,203,758 | 39,433,784 |

(※)「消費税戻り分」とは、助成対象者である環境大臣が指定する事業者が、助成事業に伴う事業経費のうち消費税等仕入控除税額部分について還付を受けることから、機構が交付要綱に基づき当該消費税等仕入控除税額について助成対象者に請求し返還を受けた額である。

(資料編 P66_PCB1 ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理基金業務について)

(資料編 P68_PCB2 ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理基金拠出状況について)

(4) 基金の運用

PCB 廃棄物処理基金の運用については、流動性と安全性を重視した基金の運用を行った。

(単位：百万円)

| | 平成 25 年度 | | | 平成 26 年度 | | |
|------|----------|-----|--------------|----------|-----|--------------|
| | 計画額 | 決算額 | 平均利回り (%) | 計画額 | 決算額 | 平均利回り (%) |
| 利息収入 | 73 | 86 | 0.21 | 47 | 58 | 0.15 |

(資料編 P114_共通 10 運用方針について)

自己評価

●自己評価：B

●評定理由

PCB 廃棄物処理基金助成金について、環境大臣が指定する事業者からの交付の申請を適正に審査して実施し、事業の実施状況等並びに基金の管理状況について機構ホームページで公表することができた。

●今後の取組

引き続き、環境大臣が指定する者からの助成交付申請を適正に審査した上で交付する。

また、本助成金の交付の透明性・公平性を確保するための情報の公表を適切に行う。

＜維持管理積立金の管理業務＞

平成 26 年度計画の概要

○ 安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況に応じた適切な運用を図る。

また、積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。

平成 26 年度業務実績

(1) 維持管理積立金の適切な管理

① 積立て及び取戻し

最終処分場設置者からの維持管理積立金の積立て及び取戻しについて、それぞれ適切に対応し、積立て及び取戻しに係る最終処分場設置者への預り証書の発行・送付を遅滞無く行った。

また、最終処分場設置の許可権者（93 都道府県等）に対し、平成 25 年度分の維持管理積立金の積立て及び取戻し状況を平成 26 年 6 月に通知した。

＜機構が維持管理積立金を管理する最終処分場数＞

| 区 分 | 最終処分場数 合計 | 内 訳 | | 取戻終了 |
|-----------|--------------|--------|-----|------|
| | | 積立中 | 取戻中 | |
| 平成 25 年度末 | 1, 225 | 1, 176 | 49 | 121 |
| 平成 26 年度末 | 1, 206 | 1, 146 | 60 | 146 |

＜維持管理積立金の積立て及び取戻し状況＞

(単位：千円)

| 区 分 | 積 立 | | 取 戻 (△) | | 残 高 |
|----------------------|-------------|--------------------------|---------|-------------|--------------|
| | 最終処分場数 | 金額 | 最終処分場数 | 金額 | 金額 |
| 平成 25 年度 | 773 | 7, 435, 434 | 45 | 975, 366 | 79, 239, 355 |
| 平成 26 年度 (うち過年度分) | 742 (27) | 5, 831, 946 (84, 828) | 68 | 2, 001, 470 | 83, 069, 831 |

(資料編 P69_維持 1 維持管理積立金管理業務について)

② 利息の通知と払渡し

最終処分場設置者に対し維持管理積立金の平成 26 年度運用利息額の通知を平成 27 年 3 月末付けで送付し、払渡請求書に基づく利息の払渡しを行った (407 最終処分場)。

③ 平成 26 年度維持管理積立金に関する連絡

許可権者より機構に平成 26 年度算定額の通知が送付され次第、最終処分場設置者に維持管理積立金の払込金融機関と積立期限 (平成 27 年 2 月 27 日) を連絡した。

(2) 維持管理積立金の適切な運用

最終処分場の埋立終了等に伴う取戻しに対応するため、預金による短期運用を中心としつつ、資金需要を考慮して債券による中・長期の運用を行い、前年度を上回る運用利回りを確保した。

(単位：百万円)

| | 平成 25 年度 | | | 平成 26 年度 | | |
|------|----------|-----|--------------|----------|-----|--------------|
| | 計画額 | 決算額 | 平均利回り (%) | 計画額 | 決算額 | 平均利回り (%) |
| 運用収益 | 152 | 275 | 0.34 | 267 | 307 | 0.37 |

(資料編 P114_共通 10 運用方針について)

自己評価

●自己評価：B

●評定理由

維持管理積立金の積立て及び取戻し並びに利息の払渡しについて、適切な管理を行うことができた。

また、維持管理積立金の運用については、安全性の確保を優先しつつ資金需要を考慮した運用により、前年度を上回る利回りを確保した。積立者に対し運用状況等の情報提供を行い、資金の透明性を確保することができた。

●今後の取組

引き続き維持管理積立金の管理を適切に行う。

また、安全性の確保を優先しつつ資金需要を考慮した適切な運用を行うとともに、積立者に対し運用状況等の情報提供を行う。

＜石綿健康被害救済業務＞

◆平成 26 年度に新たに取り組んだ事項

1. 認定・支給等の迅速かつ適正な実施

（1）石綿繊維計測の迅速化（詳細は 1.（1）①）

環境省での医学的判定の結果、電子顕微鏡による石綿繊維の計測を求められた案件については、これまで計測ができる機関（者）が限られていたことから、認定までに長期間を要していたところ、平成 26 年度において民間計測機関 2 機関と契約を締結し、石綿繊維計測を行う体制を整備した。このうち 1 件について環境省に医学的判定を申し出て、認定することができた。

（2）判定結果の医療機関へのフィードバック（詳細は 1.（4））

これまで、指定疾病でないとされた不認定者については、環境省の判定結果を送付はするものの、診断を行った医療機関には個人情報保護の観点から情報提供は行っていなかったが、治療中の申請者が適切な医療サービスを受けられるよう、申請者の同意を得た上で判定結果を医療機関にフィードバックすることを開始した。

（3）厚生労働省への被災労働者に係る情報提供（詳細は 1.（3））

今後の石綿健康被害救済制度の在り方について、平成 23 年 6 月の中央環境審議会の答申では、救済制度の運用の強化・改善のひとつとして労災保険制度との連携強化が掲げられていたところ、申請者の同意を得て労災保険制度の対象となる可能性が高い案件を精査し厚生労働省に被災労働者の情報提供を行った。

（4）適正な支給に係る取組（詳細は 1.（7）①）

適正な支給を推進するため、厚生労働省と調整を進めた結果、平成 26 年度より石綿肺・びまん性胸膜肥厚で認定を受けている被災労働者情報等（厚生労働省提供）についても、定期的に入手できるようになり、救済給付と労災保険給付との併給調整に係る突合範囲を拡大した。また、被認定者が他の法令による給付等を受給した場合、より速やかに届出を行えるよう、給付の手引きの印刷時に合わせ、併給調整の事務手続きに必要な書類の様式等を新たに掲載するなど手引きの改訂を行った。

2. 制度運営の円滑化等

制度運営の円滑化等に資するため、以下の取組により医療機関等へ申請手続等の周知を強化。

（1）医療団体との連携

- ① 四病院団体協議会（日本医療法人協会、日本病院会、全日本病院協会、日本精神科病院協会）の協力を得て、各医療機関（計 5,667 か所）へ申請に係る医師向け手引き・パンフレット等の配布を行った。（詳細は 3.（3）①）
- ② 四病院団体協議会団体のそれぞれのホームページにおいて、医療機関向けの制度周知に関する情報及び石綿救済サイト URL を掲載した。また、日本医療法人協会ホームページにバナー広告を掲載した。（詳細は 3.（3）⑤）

（2）医療機関向け広報

- ① 石綿関連疾患については、検診により発見されることもあることから、人間ドック学会学術大会に出展し制度紹介等を行った。（詳細は 3.（3）②）
- ② 多数の医療機関等が購読している病院新聞へ広告を掲載するとともに、併せて同新聞を学会で配布した。（詳細は 3.（3）③）

- ③ 地方医師会主催の研修会での講演の準備を行った。(詳細は3.(3)⑥)

3. 救済制度の広報・相談の実施

一般等への制度周知をさらに強化すべく以下の取組を実施。

(1) 一般向け広報

- ① 大阪の4私鉄(京阪、近鉄、阪神、南海)ターミナル駅構内の4か所に大型広告(高さ2m40cm×横3m20cm)を掲出した。(詳細は4.(1)①イ)
- ② ラジオ局が主催するイベントにおいて、ブース出展するとともに、レポーターと職員による制度紹介を行った。(詳細は4.(1)①ウ.(イ))
- ③ ラジオ番組内でパーソナリティによる生CMにより救済制度の内容と相談等を行っていることを紹介した。(詳細は4.(1)①カ.)
- ④ 新聞社の取材への対応による制度周知を行った。(詳細は4.(1)⑥)

(2) その他

- ① 各地方自治体の東京事務所の環境省担当者を対象とした機構業務説明会を開催し、救済制度等に関する紹介を行った。(詳細は4.(1)③)
- ② 日本環境衛生センターのホームページへのバナー掲載を行った。(詳細は4.(1)①オ.(イ))
- ③ 全国管工事業協同組合連合会の機関誌へ救済制度に関する寄稿を行った。(詳細は4.(1)④イ)

4. 安全かつ効率的な業務の実施

- ・石綿健康被害救済業務に係る情報セキュリティの状況に関して、外部機関による調査及び評価を行った。(詳細は5.(2)③)

1. 認定・支給等の迅速かつ適正な実施

平成 26 年度計画の概要

(1) 認定等の迅速かつ適正な実施

療養中の方々からの認定申請の総件数のうち半数以上を 3 か月以内に処理するよう努める。

また、労災保険制度の対象になり得る申請について労災保険窓口で随時、情報提供を行うなど、他制度との連携を図る。

(2) 迅速かつ適正な支給

医療機関等に対し医療費の支給手続きを分かりやすく周知するなど、被認定者からの請求が円滑に行われるよう努め、支給に係る事務を適切に行う。

また、認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。

平成 26 年度業務実績

(1) 期間短縮に向けた取組

① 石綿繊維計測の迅速化【新規】

計測に時間を要している石綿繊維の計測について、平成 22 年度から実施している石綿繊維計測機関の育成事業の成果を踏まえ、本年度において民間の検査機関 2 機関と契約を締結し、環境省とも調整を図り石綿繊維計測を求められている案件 5 件の計測を行い、このうち 1 件について認定を行うことができた。

② 追加・補足資料の件数低減に向けた取組

申請者等から提出された医学的資料に不足がある場合に、機構が自主的に医療機関に連絡を行い資料提出の協力を求めた結果、資料を求めた 19 件のうち 9 件が 1 回の判定で認定を行うことができた。

③ 医療機関に対する追加依頼等

環境省の医学的判定において追加資料が必要とされ、申請者等に追加資料を求めたものの資料の提出がなく審査が長期間にわたっているもの 23 件について、申請者の同意を得て機構から医療機関に対して依頼を行い判定に必要な資料を整備し再度申出を行った。

④ 審査中案件の進捗管理

審査中の案件について、認定・給付システムを活用して毎月棚卸しを行い、追加資料の提出が遅れているものがないか洗い出しを行い、医療機関から資料の提出が遅れているものについては、石綿救済法第 56 条に基づき医療機関の長に対して資料の提出を依頼するなどして、審査が滞ることがないように努めた。

(2) 受付と認定等の状況

平成 26 年度に 920 件の申請を受け付け、前年度未処理案件 302 件と合わせた 1, 222 件に

ついて 875 件の処理を行った。

① 受付状況

●平成 26 年度の進捗状況

(単位：件)

| | 前年度未処理 | 受 付 | 処 理 | 未処理 |
|--------|--------|-----|-----|-----|
| 療養中の方 | 240 | 760 | 728 | 272 |
| 未申請死亡者 | 51 | 141 | 124 | 68 |
| 施行前死亡者 | 11 | 19 | 23 | 7 |
| 計 | 302 | 920 | 875 | 347 |

(注) 新資料の提出による再審査、及び原処分取消後の処分は除く。未処理の計 347 件のうち 220 件は医学的判定に進んでいる。

平成 26 年度の受付 920 件の内訳は、療養中の方 760 件、未申請死亡者の遺族 141 件及び施行前死亡者の遺族 19 件であり、前年度の実績 (1,018 件) と比べ 9.6%の減となっている。このうち療養中の方からの申請は 3.6%減、未申請死亡者の遺族からの請求は 27.7%減、施行前死亡者の遺族からの請求は 45.7%減となっており、療養中の方の申請に比べ遺族の方からの請求が大幅に減少している。

申請疾病別では、中皮腫は 691 件であり前年度の実績 (735 件) と比べ 6.0%の減、肺がんは 154 件であり前年度の実績 (188 件) と比べ 18.1%減となっている。このうち、未申請死亡者の肺がんは 41.5%と大幅に減少しており、申請件数が少なかった平成 23 年度の肺がんの受付件数 (26 件) と同程度となっている。

施行前死亡者については、機構と厚生労働省が法施行前の中皮腫死亡者の遺族に対して行った周知事業による効果が一巡し、前年度に引き続き減少している。

●平成 26 年度受付状況

(単位：件)

| 申請疾病 申請者 | 中皮腫 | 肺がん | 石綿肺 | びまん性 胸膜肥厚 | その他 | 計 |
|-------------|--------------|--------------|------------|--------------|------------|----------------|
| 療養中の方 | 583 (586) | 119 (129) | 26 (28) | 22 (33) | 10 (12) | 760 (788) |
| 未申請死亡者 | 97 (122) | 31 (53) | 6 (8) | 4 (6) | 3 (6) | 141 (195) |
| 施行前死亡者 | 11 (27) | 4 (6) | 4 (1) | 0 (0) | 0 (1) | 19 (35) |
| 計 | 691 (735) | 154 (188) | 36 (37) | 26 (39) | 13 (19) | 920 (1,018) |

(注) () 書きは、平成 25 年度の実績。

② 認定等状況

平成 26 年度の認定状況は療養中の方 595 件、未申請死亡者の遺族 87 件及び施行前死亡者の遺族 13 件の計 695 件であり、前年度と比べ 15.7%減となっている。このうち中皮腫は全体で 13.3%減、肺がんは同 21.9%減となっている。

また、認定と不認定の件数からみた認定率は全体で 82.4% (前年度 81.6%)、中皮腫と肺

がんでは 88.5%（同 86.6%）、石綿肺とびまん性胸膜肥厚では 13.2%（同 21.8%）となっている。

●平成 26 年度認定状況

（単位：件）

| 申請疾病 申請者 | 決定 内容 | 中皮腫 | 肺がん | 石綿肺 | びまん性 胸膜肥厚 | その他 | 計 |
|-------------|----------|-----------|-----------|---------|--------------|-------|-----------|
| 療養中 の方 | 認定 | 486 (516) | 101 (111) | 2 (3) | 6 (9) | | 595 (639) |
| | 不認定 | 35 (49) | 25 (28) | 27 (17) | 23 (27) | 0 (0) | 110 (121) |
| | 取下げ | 20 (16) | 2 (8) | 0 (0) | 1 (1) | 0 (2) | 23 (27) |
| 未申請 死亡者 | 認定 | 68 (104) | 18 (42) | 0 (1) | 1 (3) | | 87 (150) |
| | 不認定 | 17 (34) | 9 (10) | 5 (7) | 2 (8) | 0 (0) | 33 (59) |
| | 取下げ | 3 (3) | 0 (5) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 4 (8) |
| 施行前 死亡者 | 認定 | 11 (32) | 2 (2) | 0 (1) | 0 (0) | | 13 (35) |
| | 不認定 | 0 (0) | 3 (4) | 2 (2) | 0 (0) | 0 (0) | 5 (6) |
| | 取下げ | 3 (2) | 2 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 5 (3) |
| 計 | 認定 | 565 (652) | 121 (155) | 2 (5) | 7 (12) | | 695 (824) |
| | 不認定 | 52 (83) | 37 (42) | 34 (26) | 25 (35) | 0 (0) | 148 (186) |
| | 取下げ | 26 (21) | 4 (14) | 1 (0) | 1 (1) | 0 (2) | 32 (38) |

（注）（ ）書きは、平成 25 年度の実績。計数は新資料の提出による再審査、及び原処分取消後の処分を除く。

（資料編 P70_石綿 1 申請書等の受付状況と認定等状況）

（資料編 P73_石綿 2 審査中の案件に係る状況（平成 26 年度））

（資料編 P74_石綿 3 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（平成 26 年度））

（資料編 P75_石綿 4 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況（法施行日から平成 27 年 3 月 31 日までの累計））

（資料編 P76_石綿 5 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（平成 26 年度））

（資料編 P77_石綿 6 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況（法施行日から平成 27 年 3 月 31 日までの累計））

③ 療養中の方に係る処理日数の状況

電子顕微鏡による石綿繊維計測の結果によって判定が行われた特殊事例 17 件を除く、申請から認定等決定までの平均処理日数は 116 日（前年度 115 日）である。このうち、1 回の医学的判定で認定されたものは平均 69 日（同 61 日）、追加資料が必要とされた案件は平均 167 日（同 197 日）である。

1 回の医学的判定案件の平均処理日数が前年度より増えたのは、環境省の医学的判定において、審議が 2 回以上行われた案件が多かったためと考えられる。

また、環境省の医学的判定において追加資料を求められた割合は特殊事例を除き 48.1%であり、前年度（39.6%）と比べ 8.5 ポイント増となったものの、案件毎の進捗管理を徹底したことにより期間短縮を図ることができた。

なお、石綿繊維計測による特殊事例 17 件（平均処理日数 1,167 日）を含めた平均処理

日数は142日であり、このうち1件（処理日数855日）は本年度より開始した民間の検査機関の石綿繊維の計測結果により申出を行い判定が行われたものである。

●平成26年度療養中の方に係る平均処理日数等（単位：日、件）

| 区 分 | 認定等決定までの平均処理日数 | | 判定申出までの平均日数 | 件 数 |
|---------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|-----------------------|
| 1回の医学的判定 | 116 (115) [142] | 69 (61) | 25 (24) [26] | 357 (457) |
| 追加資料が必要とされたもの | | 167 (197) [216] | | 331 (300) [348] |

(注) () 書きは、平成25年度の実績。計数は取下げ、再審査、及び原処分取消後の処分を除く。

[] 書きは石綿繊維計測案件（特殊事例）を含めた場合の日数。

④ 療養中の方に係る平均処理日数の分布状況

石綿繊維計測による特殊事例を除いた療養中の方の総件数688件のうち90日以内に事務処理が行われたのは289件（42.0%）で前年度（51.1%）と比べ9.1ポイントの減少となっており、60日以内に処理ができた件数の比率（21.5%）も前年度（38.6%）に比べ17.1ポイントの減少となっている。

これは、環境省の医学的判定において審議が2回以上行われた案件が多かったためと考えられる。

●平成26年度 療養中の方に係る平均処理日数分布状況

| 認定等決定までの日数 | 件数 | 件数累計 | 累計の比率 | 25年度 |
|------------|------|------|--------|--------|
| 21～60日 | 148件 | 148件 | 21.5% | 38.6% |
| 61～90日 | 141件 | 289件 | 42.0% | 51.1% |
| 91～120日 | 74件 | 363件 | 52.8% | 64.3% |
| 121～150日 | 132件 | 495件 | 71.9% | 78.1% |
| 151日以上 | 193件 | 688件 | 100.0% | 100.0% |
| 総 計 | 688件 | | | |

(資料編 P78_石綿7 認定等に係る処理日数)

(3) 厚生労働省・労災保険制度との連携強化

本来労災保険制度に申請すべき者が、機構の方に申請する事案があることから、厚生労働省から労災保険制度の請求を勧奨してもらえよう、機構から労災保険制度の対象となる可能性が高い案件を精査した上で厚生労働省に29件の情報提供を行った。そのうち8件が労災保険制度から支給決定を受けた。

(4) 判定結果の医療機関へのフィードバック【新規】

現在治療中の申請者が適切な医療サービスを受けられるよう、指定疾病ではないとされ

た案件について、環境省とも調整を行い、申請者の同意を得た上で判定結果を医療機関にフィードバックする取組を開始した。

また、判定結果に関する医療機関からの照会についても、環境省と連携して対応した。

(5) 判定基準の改正を受けての取組

平成 26 年 6 月に救済制度の判定基準が改正されたことを受けて、医師向けの手引の改訂を行うとともに、新たに判定基準についてのリーフレットを作成し、これらをこれまで医学的資料の提出のあった医療機関及びその他病院（計 5,667 か所）に配布した。

また、改正後の判定基準では中皮腫について、申請段階より病理標本の提出が推奨されたことから、保健所説明会等で周知したほか、環境大臣への医学的判定の申出に当たり医療機関に照会を行うための体制を整備した。

(6) 肺がん申請者の石綿ばく露作業従事歴の調査

環境省からの委託を受けて、救済制度に申請した肺がんの案件について、申請者の石綿ばく露作業従事歴をどこまで確認することができるかについて、肺がん申請者の同意を得た上でアンケート調査等を行い、その結果を整理、集計する業務を行った。

(7) 迅速かつ適正な支給

① 救済給付の迅速かつ適正な支給に係る取組【一部新規】

- ・ 認定の時期に応じて支給の時期を早めるよう支払日を複数化する取組を継続した。
- ・ 被認定者が石綿健康被害医療手帳を使用する医療機関に対して、平成 26 年 3 月に作成した「医療費請求のしくみ」について説明したパンフレットを配布し、手続きの周知に取り組んだ。（平成 26 年度配布実績：301 件）
- ・ 併給調整の事務手続きに必要な書類の様式等を新たに掲載するなど、迅速かつ適正な支給に資するよう給付の手引の改訂を行った。
- ・ 厚生労働省より提供される認定被災労働者情報等について、平成 26 年 4 月から、中皮腫・肺がんに加え、石綿肺・びまん性胸膜肥厚に関する情報の定期的な入手を開始し、救済給付と労災保険給付との併給調整に係る突合範囲を拡大するとともに、併給調整の対象となる他の法令による給付状況について全ての制度の所管官庁に照会するなど、適正な支給に係る取組を進めた。



医療費請求のしくみ

② 救済給付の支給状況

平成 26 年度は、被認定者等に対し総額 28 億 9,845 万円の支給を行った（前年度比 2.5% 減）。

医療費及び療養手当の増加は療養中の被認定者数が増えたこと、特別遺族弔慰金等の減少は、機構と厚生労働省が法施行前の中皮腫死亡者の遺族に対して行った周知事業による効果が一巡し、施行前死亡者の受付・認定件数が前年度に引き続き減少したことなどが要

因として考えられる。

●平成 26 年度 救済給付の支給状況

(単位：件、千円)

| 給付種類 | 医療費 | 療養手当 | 葬祭料 | 特別遺族弔慰金等 | 救済給付調整金 | 計 |
|------|----------------------|--------------------------|--------------------|----------------------|----------------------|--------------------------|
| 件数 | 15,484 (14,291) | 6,591 (6,290) | 433 (411) | 109 (171) | 241 (253) | 22,858 (21,416) |
| 金額 | 433,896 (409,942) | 1,712,155 (1,602,992) | 86,167 (81,789) | 324,091 (512,829) | 342,143 (364,589) | 2,898,452 (2,972,141) |

(注) ()書きは前年度の実績。

(資料編 P80_石綿 8 救済給付の支給件数・金額 (経年変化))

③ 救済給付の支給に係る処理期間の状況

- ・ 支給に係る処理期間が長期化する案件として、救済給付の請求をした遺族が当該支給を受ける前に死亡する事案がある。同案件については制度運用の整理、明確化を図り、支給等の決定を行った。さらに、被認定者遺族等の申出により労災給付の支給決定が確定するまで救済給付の支給を保留する事案が複数あり、被認定者遺族等の要望に沿うよう支払いを保留した上で、確定後に迅速かつ適正な支給に努めた。
- ・ 療養者関係の給付では、医療費の償還払いについて、高額療養費の支給額の照会に対する健康保険組合等からの回答の受領までに時間を要した案件の増加等により平均処理日数は前年度より増加しているが、第二期中期計画期間(平成 21 年度～平成 25 年度)の実績並みとなっている。下半期より、高額療養費の照会を行う際に、希望回答期限を明記し、参考として回答様式を同封する取組を行った結果、処理期間が上半期 69 日であったのに対し、下半期は 57 日とやや短縮している。初回療養手当についても前年度より若干短縮されている。
- ・ 被認定者遺族等への給付では、平成 25 年度にはこれに該当する案件に対しての支給実績がなかった、「救済給付の請求をした遺族が当該支給を受ける前に死亡した場合の制度上の取扱いについて、確認に時間を要した案件」及び「遺族の申出により労災保険給付の請求結果が確定するまで救済給付の支給を保留していた案件」についての給付を行ったこと等により、平均処理日数としては前年度より増加している。ただし、上記の案件を除いた処理期間は、葬祭料 31 日(対前年度▲4 日)、未支給の医療費等 59 日(対前年度 1 日増)、救済給付調整金 70 日(対前年度±0 日)とほぼ前年度並み又は若干短縮されている。これ以外に処理期間に影響を及ぼした要因としては、未支給の医療費等については、支給すべき遺族の確定に長期間を要した案件が複数含まれていること、救済給付調整金については、現物給付額の確認が不要な医療手帳未交付(申請中死亡等)の割合が前年度に比べ減少していることがあげられる。
- ・ 特別遺族弔慰金・特別葬祭料については、遺族の申出により労災保険給付の請求結果が確定するまで救済給付の支給を保留していた案件の給付を行ったことにより、平均処

理期間としては前年度より微増している。なお、当該案件を除いた処理期間は、未申請死亡 15 日（対前年度±0 日）、施行前死亡 15 日（対前年度 2 日増）とほぼ前年度並みとなっている。

●平成 26 年度 支給までの処理期間

（単位：日）

| 区 分 | | 処理期間 | | | |
|---------------|-----------|------------------------------|----------|---------------|----|
| | | 平成 26 年度 特殊案件を 除く(注 1) | 平成 25 年度 | 第二期中期 計画期間 | |
| 療養者関係 | ・医療費（償還） | 63 | 63 | 52 | 64 |
| | ・療養手当（初回） | 17 | 17 | 19 | 23 |
| 被認定者遺族等関係 | ・葬祭料 | 36 | 31 | 35 | 36 |
| | ・未支給の医療費等 | 64 | 59 | 58 | 83 |
| | ・救済給付調整金 | 78 | 70 | 70 | 91 |
| 特別遺族弔慰金・特別葬祭料 | ・未申請死亡 | 18 | 15 | 15 | 17 |
| | ・施行前死亡 | 15 | 15 | 13 | 20 |

（注 1）平成 25 年度には支給実績のなかった「遺族の申出により労災保険給付の請求結果が確定するまで救済給付の支給を保留していた案件」及び「救済給付の請求をした遺族が当該支給を受ける前に死亡した案件」を除いた実績。なお、平成 25 年度には、当該案件に相当する事案への支給実績はなく、処理期間の算定対象にも含まれていない。

（注 2）療養手当（初回）及び特別遺族弔慰金・特別葬祭料は、認定から支給までの日数。他は請求から支給までの日数。

（注 3）処理期間は、いずれも平均値。期間中に支給を行ったものを対象としており、第二期中期計画期間における業務実績報告とは算出方法を変更している。

④ 認定更新業務の実施

ア. 申請漏れの防止

申請漏れないよう、次のとおり取り組んだ。

- ・認定の有効期間が満了する日の属する月を単位に対象者を整理
- ・満了月の 7 か月前に認定更新申請書及び診断書様式等を送付
- ・満了月の 4 か月前に認定更新申請の催告を開始
- ・満了月の 2 か月前を目途に認定更新申請に係る認定等の決定、更新者に対し新しい医療手帳を交付

イ. 認定更新の状況

平成 26 年度は、平成 26 年 6 月から平成 27 年 5 月までに有効期間が満了する者を対象に認定更新等の決定を行った。

平成 27 年 5 月までに認定の有効期間が満了する 60 件のうち 55 件の申請を受け付け、更新等の決定（更新 52 件、更新しない 3 件）を行った。5 件については、更新申請の意思がないことが確認された。なお、平成 23 年 3 月からの認定更新者の累計は 288 名となっている。

●認定更新の状況

(単位:人)

| 更新等 決定年度 | 認定の有効期間 満了月 | 認定疾病 | 被認定者 | 更新等 対象者 | 更新 申請者 | 更新 | 更新 しない |
|-------------|------------------|------|-------|------------|-----------|-----|-----------|
| 平成 22 年度 | 平成 23 年 3 月 ～ | 中皮腫 | 284 | 60 | 60 | 60 | 0 |
| | | 肺がん | 71 | 15 | 15 | 15 | 0 |
| | 平成 23 年 5 月 | 計 | 355 | 75 | 75 | 75 | 0 |
| 平成 23 年度 | 平成 23 年 6 月 ～ | 中皮腫 | 366 | 30 | 30 | 26 | 4 |
| | | 肺がん | 117 | 26 | 26 | 23 | 3 |
| | 平成 24 年 5 月 | 計 | 483 | 56 | 56 | 49 | 7 |
| 平成 24 年度 | 平成 24 年 6 月 ～ | 中皮腫 | 414 | 49 | 49 | 49 | 0 |
| | | 肺がん | 109 | 27 | 26 | 24 | 2 |
| | 平成 25 年 5 月 | 計 | 523 | 76 | 75 | 73 | 2 |
| 平成 25 年度 | 平成 25 年 6 月 ～ | 中皮腫 | 354 | 26 | 25 | 25 | 0 |
| | | 肺がん | 99 | 20 | 17 | 14 | 3 |
| | 平成 26 年 5 月 | 計 | 453 | 46 | 42 | 39 | 3 |
| 平成 26 年度 | 平成 26 年 6 月 ～ | 中皮腫 | 370 | 32 | 32 | 32 | 0 |
| | | 肺がん | 79 | 28 | 23 | 20 | 3 |
| | 平成 27 年 5 月 | 計 | 449 | 60 | 55 | 52 | 3 |
| 累計 | | 中皮腫 | 1,788 | 197 | 196 | 192 | 4 |
| | | 肺がん | 475 | 116 | 107 | 96 | 11 |
| | | 計 | 2,263 | 313 | 303 | 288 | 15 |

(注) 被認定者欄の値は、更新等決定前の認定の際に定められた認定の有効期間の満了する日が、認定の有効期間満了月欄の範囲に含まれる被認定者数である。

(8) 石綿肺の診断等に関する支援業務の実施

- ・ 著しい呼吸機能障害までは認められないものの石綿肺又はびまん性胸膜肥厚とされる方の重症化防止や、放射線画像の不足等により著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺等とは判定されない方の適切な再申請に資することを目的に、平成 22 年度から開始した本業務について、平成 26 年度も環境省からの委託を受け実施した。
- ・ 業務の主たる内容は、著しい呼吸機能障害が認められるには至らないと判定された石綿肺等の方を対象とする健康管理と放射線画像の不足等により不認定と判定された方を対象とする画像撮影補助である。
- ・ 専門委員会を 3 回開催し、各対象者に係る健康管理の方針等を検討した。
第 1 回：平成 26 年 8 月 26 日 第 2 回：平成 27 年 1 月 30 日
第 3 回：平成 27 年 2 月 27 日
- ・ 専門委員会で決定した実施内容に基づき、対象者への事業案内、健康診断受診者への保健指導及び画像撮影補助対象者との調整等を行った。
- ・ 平成 26 年度末時点の対象者は 11 名（健康管理 7 名、画像撮影補助 4 名）となっている。

自己評価

●自己評価：A

●評定理由

- ・ 計測に時間を要している石綿繊維計測について、平成 22 年度から実施している石綿繊維計測機関の育成事業の成果を踏まえ、民間の検査機関 2 機関と契約を締結し、計測を開始することができた。
- ・ 現在治療中の申請者が適切な医療サービスを受けられるよう、指定疾病でないとされた案件について、申請者だけではなく受診中の医療機関に対しフィードバックすることができた。
- ・ 申請・請求の受付から認定等の決定までの平均処理日数は、電子顕微鏡による石綿繊維計測の結果によって判定が行われた特殊事例を除き 116 日であり、案件毎の進捗管理を徹底したことにより前年度（115 日）並の処理期間を維持することができた。なお、療養中の方々からの認定申請の総件数のうち 3 か月以内に処理できた割合は、環境省の医学的判定において追加資料を求められなかったものの、審議が 2 回以上あった影響などを受けて 4 割に留まった。
- ・ 被認定者が石綿健康被害医療手帳を使用する医療機関に対して、医療費請求のしくみについて説明したパンフレットを配布するなど、被認定者からの請求が円滑に行われるための取組や、救済給付の適切な支給に係る取組を進めることができた。
- ・ 救済給付の支給については、処理期間を長くする要因に対して可能なものについては改善の取組を行うなど、全体として適正な支給を行うことができた。
- ・ 認定更新申請手続きの遡憑を漏れなく行い、認定更新に係る事務を適切に行うことができた。

●今後の取組

- ・ 環境省から求められる追加資料のうち病理標本の収集については、判定基準の改正を受けて、基本的な染色標本については医学的判定の申出前に医療機関に求めることとされたことから、医療機関から当該染色標本に限らず可能な限り資料を収集し判定申出を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らし処理期間の短縮に努めたい。
- ・ 被認定者が受診する医療機関等に対し医療費の取扱いをより分かりやすく案内するなど、被認定者からの請求がより円滑になるような取組を進め、引き続き救済給付の支給に係る事務を適切に実施する。
- ・ 更新等対象者が申請漏れにより更新を受ける資格を失うことのないよう、引き続き、手続きの案内、申請の遡憑を適切に実施する。

2. 救済給付の支給に係る費用の徴収

平成 26 年度計画の概要

- 特別事業主からの特別拠出金の徴収業務を行う。

平成 26 年度業務実績

対象となる特別事業主 4 者に対し、年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、2 事業者から延納申請（4 期に分納）が出され、全納分及び延納分の徴収すべき額（計 125, 727, 608 円）を徴収した。

自己評価

- 自己評価：B
- 評定理由

特別拠出金については、救済給付の支給に係る費用として、特別事業主より確実に徴収した。

- 今後の取組

特別拠出金の徴収は、引き続き着実な徴収を行うこととする。

3. 制度運営の円滑化等

平成 26 年度計画の概要

- (1) 保健所等への情報提供
各地域で説明会を実施し、担当者の相談・受付業務の知識を深め、申請手続の円滑化を図る。
- (2) アンケート調査
被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、制度周知広報及び相談・受付業務の改善等の参考にする。
- (3) 医療機関等への申請手続等の周知
申請等に係る手引を送付するなど、医療機関等に対して、申請手続等の周知を行う。
- (4) 調査・情報収集の実施
環境省等と連携し、被認定者の石綿ばく露に関する調査等を行う。
- (5) 医療機関等への知見の還元等
診断技術の向上を図るため、中皮腫の確定診断に係る細胞診について中皮腫実習研修会を実施するほか、石綿関連疾患に関わる学会等でセミナーを開催する。
- (6) 救済制度に関する情報の公開
救済制度の認定・給付の状況等について、随時及び年次で情報を公開する。

平成 26 年度業務実績

- (1) 保健所等への情報提供
 - ① 保健所等窓口担当者の申請手続や相談についての必要な知識・技術の向上を図るための保健所担当者説明会を9ブロック（参加数 274 名）で行うとともに、自治体説明会（5 か所：参加数 72 名）を開催した。
説明会では、機構から救済制度及び申請・給付の手続きについての説明及び各労働局による労災保険制度、専門医による石綿関連疾患についての医学的情報の説明を行った。



- (2) 自治体主催研修会への講師派遣
自治体からの要請に応じ、自治体が主催する制度に関する研修会に機構職員を派遣し、制度等に関して説明を行った。(5 か所：参加者 111 名)
(資料編 P81_石綿 9 平成 26 年度保健所説明会等実績)

- (2) アンケート調査
アンケート調査の実施内訳は次のとおり。

- ① 制度利用（石綿健康被害救済手帳所持者）アンケート（4月実施、回収862）
 - ② 被認定者（療養者）アンケート（認定時、回収数473）
 - ③ 未申請死亡者遺族アンケート（認定時、回収数80）
 - ④ 施行前死亡者遺族アンケート（認定時、回収数9）
 - ⑤ 学会セミナーアンケート（12か所、回収数635）
 - ⑥ 保健所説明会アンケート（14か所、回収数276）
 - ⑦ 中皮腫細胞診実習研修会アンケート（東京開催分 回収数40、大阪開催分 回収数38）
- （資料編 P82_石綿10 平成26年度被認定者等アンケート調査概要）
 （資料編 P84_石綿11 セミナー等アンケート調査概要）

(3) 医療機関等への申請手続等の周知

① 申請等に係る手引等の送付【新規】

申請者等は、医療機関から制度に関する情報を得ることが多いことから、従来の申請実績病院（H25年度1,452病院）に加え、四病院団体協議会（日本医療法人協会、日本病院会、全日本病院協会、日本精神科病院協会）の加盟病院も対象に、計5,667か所の医療機関に医師向け手引き、パンフレット、ポスターを送付し制度周知を行った。



医療機関に配布した医師向け手引き、パンフレット（抜粋）



病院の待合室に掲出されているポスター（上段右）

② 学会でのブース出展【新規】

石綿関連疾患は、人間ドックなど検診により発見されることもあるため、第55回日本人間ドック学会学術大会にブース出展し、疾病や制度の紹介を行うとともにパンフレット等を配布した。（9月4・5日）

③ 病院新聞【新規】

多数の医療機関等が購読している病院新聞（発行部数：約1万8千部）に広告を掲載した。（9月4日、10月30日）

また、学会（日本人間ドック学会：9月・日本核医学学会：11月）において各400部の配布を行った。

④ 医療専門誌の広告掲載

医療専門誌に広告掲載を行った。

「画像診断 2月号」、「医学のあゆみ 1月17日号」、「病理と臨床 1月号」、「臨床画像 2月号」、「日本胸部臨床 1月号」、「日本医事新報 12月20日号」、「MMJ（毎日メディカルジャーナル）10月号」



掲載面

⑤ ホームページ【新規】

多数の医療機関が加盟する四病院団体協議会の協力のもと、各団体ホームページに協力依頼文書及び石綿トップページの URL の掲載を行った。（4月）

また、日本医療法人協会ホームページに、機構ホームページのリンクバナーを実施した。（8月）

⑥ 地方医師会主催研修会の準備【新規】

地方医師会主催の研修会での専門医による講演の調整を行い、平成 27 年度に鹿児島県医師会及び秋田県医師会主催の研修会で実施することとした。（沖縄県医師会は実施に向けて調整中）

（4）調査・情報収集の実施

制度の円滑な運営を図るため、以下の事業を実施した。

① 被認定者に関するばく露状況調査

救済制度における被認定者の職歴や居住歴等より、石綿ばく露の実態を把握することを目的として、本年度もデータの集計等を行った。

また、すでに集計が完了している過年度分の「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ等で公表した。

② 中皮腫登録事業

機構に集まる中皮腫の治療内容や生存期間の情報を活用し、その結果を広く認定患者や、医療機関に対し情報提供することを目的に、環境省からの委託業務として、本年度も救済制度で認定される中皮腫症例に関する情報をデータベースに登録し、データの整理、集計等を行った。

③ 肺内石綿繊維計測ガイドラインの作成

石綿繊維計測機関育成事業が終了したことから、計測の手引きとしての「肺内石綿繊維計測ガイドライン」を作成し、関係機関に配布した。

(5) 医療機関等への知見の還元等

認定に必要な医学的な検査、計測の標準化を図るため、以下の事業を実施した。

① 中皮腫細胞診実習研修会の開催

医療機関を対象に中皮腫の確定診断の一つである細胞診断の周知及び診断精度の向上を目的として実施した。

- ・ 6月14日 (関東地区：東京) 細胞検査士等 40名参加
- ・ 12月21日 (関西地区：大阪) 細胞検査士等 39名参加



② 石綿小体計測精度管理事業

労災病院等、一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関における計測精度の確保・向上と計測精度の均てん化を図ることを目的として実施。

本年度も各医療機関(13機関)の参加により、第一回検討委員会(7月24日)において実施方針を決定の上、石綿小体標本の計測を実施し、その結果については第二回検討委員会(2月21日)において各医療機関の検査技師等を含めて誤差要因等の分析等を行い、測定マニュアルの改訂時に反映することとした。

③ 学会セミナーの開催

申請手続き等の周知及び診断技術の向上を図るため、医療関係者を対象とした学会セミナーを12か所で開催した。

| 学会名 | 開催日 | 場所 | 参加者 |
|--|----------|-------------------------|-----|
| 第103回日本病理学会総会(春) | 4月26日(土) | 広島国際会議場／ANAクラウンプラザホテル広島 | 82名 |
| 第87回日本産業衛生学会 | 5月24日(土) | 岡山コンベンションセンター | 66名 |
| 第31回日本呼吸器外科学会 | 5月29日(木) | ホテル日航東京 | 90名 |
| 第53回日本肺癌学会中国・四国支部会／第51回日本呼吸器学会中国・四国地方会 | 7月12日(土) | 米子コンベンションセンター | 69名 |

| | | | |
|----------------------|-----------|------------------|---------|
| 第73回日本癌学会学術総会 | 9月27日(土) | パシフィコ横浜 | 89名 |
| 第73回日本呼吸器学会九州支部 | 10月10日(金) | 鹿児島市勤労者交流センター | 65名 |
| 第21回石綿・中皮腫研究会 | 10月11日(土) | 名古屋国際会議場 | 63名 |
| 第53回全国自治体病院学会 | 10月31日(金) | シーガイアコンベンションセンター | 87名 |
| 第53回日本臨床細胞学会総会 秋期大会 | 11月9日(日) | 海峡メッセ下関 | 240名 |
| 第62回日本職業・災害医学会学術大会 | 11月17日(月) | 神戸国際会議場 | 16名 |
| 第106回日本呼吸器学会東海地方会(秋) | 11月29日(土) | アクトシティー浜松 | 106名 |
| 第22回日本CT検診学会学術集会 | 2月13日(金) | 大阪国際会議場 | 134名 |
| 計12学会 | | | 計1,107名 |



(6) 救済制度に関する情報の公開

申請・認定状況等を始めとする最新情報をホームページ上で公表し、下記②及び③については報道発表を行った。

- ① 毎月の申請等受付・認定状況
- ② 被認定者に関するばく露状況調査の報告について
- ③ 石綿健康被害救済制度運用状況に関する統計資料
- ④ 石綿による健康被害の救済に関する法律における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方等の改正について

自己評価

●自己評価：A

●評定理由

- ・ 申請者等は医療機関からの情報提供により制度を知り得ることが多いことから、医療機関向け周知のさらなる取組を推進した。
- ・ 医療機関への周知として、四病院団体協議会と連携し、申請に係る手引き等の医療機関への配布先の拡大、各団体のホームページのリンク掲載やバナーを貼るなど、各種の広報を行った。
- ・ 医療機関等への申請手続等の周知については、四病院団体協議会との協力により医師向け手引きやパンフレット等の配布箇所を増やし、これまで以上に広範囲に周知することができた。
- ・ 学会及び中皮腫細胞診断実習研修会等セミナーの開催により、医師及び細胞検査技師等に対し石綿関連疾患に関する知識及び診断技術の向上を図ることができた。

●今後の取組

制度運営の円滑化のため、医療機関等への申請手続等の周知については重要であることから、引き続き各種の周知業務を推進する。

4. 救済制度の広報・相談の実施

平成 26 年度計画の概要

(1) 制度に関する広報等

新聞広告等により広範な広報を実施するとともに、地方公共団体主催のイベント等とも連携して制度の周知を図る。

(2) 制度等に関する相談等

無料電話相談や相談窓口を通じて、救済制度及び申請手続について分かりやすく説明を行う。

平成 26 年度業務実績

(1) 制度に関する広報等

・制度の周知を広く行うため以下の取組を実施。

① 一般向け広報

ア. 新聞

3 全国紙及び 25 地方紙（認定者数 100 名以上の都道府県の地方紙）へ広告を行った。

（平成 26 年 12 月～平成 27 年 1 月）



産経新聞



福島民報

イ. 交通広告【一部新規】

首都圏 JR の主要路線等に電車内にポスター掲出（1 月 13 日～2 月 9 日）を行うとともに関西地区では、大阪の 4 私鉄（京阪、近鉄、阪神、南海）ターミナル駅構内で大型広告（高さ 2m40cm×横 3m20cm）を掲出した。（期間：2 月 2 日～8 日）



首都圏 JR



近鉄大阪難波駅



京阪京橋駅

（資料編 P86_石綿 12 交通広告路線等）

ウ. イベント

(ア) 自治体主催イベント

秋田県が主催する一般向けイベント「第14回あきたエコ&リサイクルフェスティバル」の出展ブースにおいて制度の周知を図った。(9月7日・8日、来場者数約28,000名)
(26年度は、地球環境基金部と合同で出展)



(イ) ラジオ局主催イベント【新規】

ラジオ局(毎日放送)が主催する一般向けイベント「毎日カルチャースペシャル ラジオウォーク」においてブース出展し、制度紹介及び窓口相談を行った。また、レポーターと職員による制度紹介について番組で放送した。(3月21日、来場者数約27,000名)

エ. 講演会

新聞社(琉球新報社)が地域住民に対して行う健康に関する講演会において救済制度等について講演を行い、制度の周知を行った。(11月18日、参加者約200名)



オ. インターネット

(ア) ホームページでの情報提供

機構ホームページの石綿トップページにおいて、制度の周知、申請の方法、認定の状況等に関する情報提供を行った。

<サイトアクセス件数(平成26年度実績82,246件、前年度実績69,642件)>

(資料編P87_石綿13 機構ホームページ「アスベスト(石綿)健康被害」のアクセス数)

(イ) 他機関ホームページへのバナー掲載【新規】

建築物に使用されている石綿に起因して発生する健康被害及び健康障害を未然に防止するための研修等を実施している日本環境衛生センターと連携し、相互のホームページにバナーを掲載することができた。(9月)

バナーデザイン

石綿健康被害救済制度のご案内
0120-389-931
(独)環境再生保全機構

(ウ) リスティング広告

石綿サイトへのアクセスを促すため、検索エンジン（Yahoo!）を使ってのリスティング広告を行った。（平成 26 年 10 月～平成 27 年 1 月）

（資料編 P86_石綿 12 Web リスティング広告実績）

カ. ラジオ【新規】

大阪府・兵庫県を中心としたラジオ局の 2 番組において、パーソナリティによる 80 秒枠の生 CM で救済制度及び相談窓口等の紹介を行った。（2 月 18 日、2 月 23 日、各 1 回実施）

② 患者・家族向け広報

患者・家族向け雑誌に広告を行った。

「がんサポート 2 月号」、「訪問看護と介護 1 月号」、「月刊ケアマネジメント 1 月号」、「きょうの健康 2 月号」



掲載面

③ 自治体向け広報【新規】

各地方自治体の東京事務所の環境省担当者に対し、救済制度及び機構全体業務の紹介するための説明会を総務部及び地球環境基金部と合同で実施した。（7 月 9 日）

④ 特定業種向け広報

ア. 石綿関連業種に関する業界誌

「建設専門紙 32 紙」（1 月 13 日～17 日掲載）、「E-Contecture1 月号」、「日本海事新聞 1 月 14 日号」、「ボイラ・ニュース 1 月号」、「空衛 1 月号」に広告を行った。



掲載面

イ. 業界誌への救済制度に関する寄稿【新規】

全国管工事業協同組合連合会が発刊する機関誌「全管連ジャーナル 10 月号」への寄稿により制度紹介等を行った。

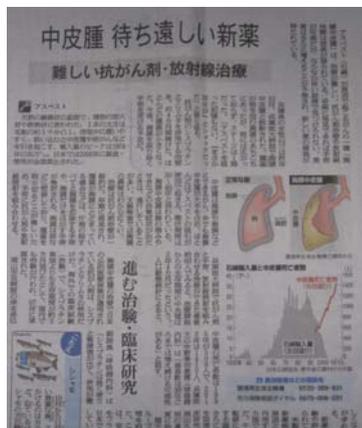
⑤ 申請等に係る手引等の送付

平成 26 年 6 月に救済制度の判定基準の一部改正に伴い手引き等を改訂し、自治体、保健所、地方環境事務所、医療機関、都道府県労働局、労働基準監督署へ送付した。

⑥ その他【新規】

新聞社の取材を受けることにより、制度周知に関する新聞記事が掲載された。

- ア. 7 月 24 日 産経新聞 健康面「石綿被害」
- イ. 1 月 7 日 毎日新聞 社会面「石綿『細胞診』で救済増」
- ウ. 2 月 17 日 朝日新聞 医療面「中皮腫 待ち遠しい新薬」
- エ. 3 月 6 日 朝日新聞 3 面「住民ら石綿救済 1 万 40 人 1 月末」



2 月 17 日 朝日新聞

(2) 制度等に関する相談等

- ・ 窓口相談、無料電話相談の受付を行った。
 - ア. 窓口相談件数は、平成 26 年度実績 32 件（前年度実績 31 件）
 - イ. 無料電話受付件数は、平成 26 年度実績 7,439 件（前年度実績 7,553 件）
（資料編 P88_石綿 14 平成 26 年度窓口相談・フリーダイヤル件数）

自己評価

●自己評価：A

●評定理由

- ・ 一般向け広報については、従来の広報に加え交通広告における大型広告を活用した広報、認定患者等が多数いる関西圏におけるラジオ放送やラジオ局イベントでの広報など、幅広く制度等の周知を図ることができた。
- ・ 石綿取扱事業者に関する広報も重要であることから管工事業機関誌においても制度周知を図ることができた。
- ・ 地方自治体の東京事務所の環境省担当者を対象として、救済制度等の紹介を行う説明会を開催し救済制度の周知等を図ることができた。

●今後の取組

引き続き、救済制度の広報活動を推進し、救済制度の周知徹底を図り、救済制度の認知度を向上させる。

また、広報のあり方を今一度検討するとともに、新たな広報手段についても検討の上、積極的に取り入れる。

5. 安全かつ効率的な業務の実施

平成 26 年度計画の概要

(1) 認定・給付システムの運用等

情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。また、認定・給付の進捗状況等を随時把握することで業務を適切に管理する。

(2) 個人情報の保護等

職員に個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を実施し、申請書類等の管理を厳格に行う。

平成 26 年度業務実績

(1) 認定・給付システムの運用等

システムの安定的運用を継続させるため、より高度な情報セキュリティ強化をすべく平成 25 年度にサーバ機器等のハードウェアをデータセンターに移行し、引き続き安定的運用を行った。

(2) 個人情報の保護等

① 個人情報保護及び情報セキュリティの徹底を図るため、以下の規則・手順書に基づき、石綿健康被害救済部の全職員向けに個人情報保護及び情報セキュリティ研修を実施した。

- ・石綿健康被害救済部における個人情報保護及び情報セキュリティ対策実施規則
- ・石綿健康被害救済部個人情報取扱手順書
- ・石綿健康被害救済部情報セキュリティ対策実施手順書

② 総務省が行う情報システム統一研修に対するセキュリティ担当者の参加（第 1 回：8 月 27 日～29 日、第 2 回：9 月 17 日～19 日）

③ 情報セキュリティ対応の検証【新規】

石綿健康被害救済部では石綿健康被害者の機微な個人情報を保有していることから、外部機関による石綿健康被害救済業務に係る情報セキュリティ対応状況等について、調査・評価を実施した。(3 月)

自己評価

●自己評価：B

●評定理由

- ・平成 25 年度にサーバ機器等のハードウェアをデータセンターに移行したことにより、引き続き安定的運用を行うことができた。
- ・個人情報保護及び情報セキュリティ対策について、石綿部は個人情報を多数扱うことから、部内職員を対象とした個人情報保護及び情報セキュリティ研修を実施するとともに、総務省が行う情報システム統一研修についてセキュリティ対策の最新情報を得るため部内担当職員を参加させた。
- ・救済業務に係る情報セキュリティ対応状況に関して、外部機関による調査・評価を実施した結果、情報の取り扱いには十分な配慮を持って行われている旨の評価であった。(具体的には、

アクセス権限の設定や各種媒体について施錠可能な保管庫での保管、セキュリティ研修の実施等)

●今後の取組

引き続き、認定・給付システムの安定的運用を図るとともに、個人情報の保護及び情報セキュリティの強化を図る。

6. 救済制度の見直しへの対応

平成 26 年度計画の概要

- 環境省における救済制度の見直しの検討状況について、情報の収集に努める。

平成 26 年度業務実績

環境省と定期的に意見交換を行うなどして情報収集に努めた。

また、被認定者に係るばく露状況調査の結果や制度運用に係る統計資料を環境省に提供した。
今後とも引き続き情報の収集に努める。

自己評価

- 自己評定：B

- 評定理由

環境省との意見交換を行い、情報収集に努めている。

- 今後の取組

今後とも引き続き意見交換を行う。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

◆平成 26 年度に新たに取組んだ事項

1. 組織運営方針の周知（詳細は 1.（2）①イ）

- ・ 平成 26 年 4 月と 10 月の上半期、下半期の開始日と平成 27 年 1 月の仕事始めにあたって理事長から全役職員に対し、機構のミッションや機構の業務運営の方針について訓示を行い、理事長の考えを周知した。
- ・ 平成 26 年 5 月に、第 3 期中期計画の開始にあたって理事長から管理職に対し、各部共通して取り組む重要事項等について訓示を行い、理事長の考えを周知した。
- ・ 上記訓示の要点は以下のとおり。

（1） 情報発信

機構の取組や成果の情報発信の強化を図るため設置した戦略広報チームにおいては、各部間の連携及びトップダウンとボトムアップの融合を図りつつ、情報発信のあり方（各部の情報発信＝機構の広報）や手法について検討を進め、より効果的な情報発信の実現を目指す。

（2） 人材育成

対外的な業務（NGO・NPO、自治体等）における人材育成に加え、機構内の施策として課長等リーダー職の PDCA 研修を実施するなど、職員各層の人材育成にも積極的に取り組む。

（3） 新しい業務範囲

中期計画に盛り込まれている項目を含め新しい施策の実行に注力する。また、昨年度行った事業のあり方検討結果（予防事業、地球環境基金業務）の具現化に向け取り組む。

（4） 横串機能の強化

戦略広報チームや契約手続審査委員会など、組織横断的な体制による横串機能の強化を図る。また、役員懇談会においては、全組織的なテーマについて幅広く議論し、課題の抽出と解決に向けた検討を行い、組織運営の強化を図る。

2. 各重要事項等への取組状況

（1） 情報発信への取組

機構及び各部の情報発信の強化を図るため組織横断的なメンバーからなる戦略広報チームを設置し、機構の取組や成果等の情報発信のあり方や手法についての検討及び職員への周知等を実施した。

① 広報に関する意識統一等

- ・ 各部の事業を通して、機構全体の情報発信を強化することを目的に、戦略広報チーム（理事長、理事及び各部広報担当者より構成）会議を 3 回、各部広報担当者の打合せを 3 回開催し、機構内部の広報の現状把握後、今後の共通運用定めについて情報共有し、より効果的な情報発信の手法について検討し、広報委員会において各部へ情報共有した。
- ・ 戦略広報チームでの意見をもとに、マスメディアに関する対応方法をまとめた「マスメディアへのアプローチ方法について」を検討し、各部へ周知を行った。(H26. 12)
また、プレスリリース、イベント開催、出版物、ホームページ等に関する項目についてまとめた「広報運用定め(その 1)」を制定し、各部へ対応指示を行った。(H26. 12)

- ・ 戦略広報チームでの検討状況について、機構内部の電子掲示板を利用し、全役職員へ情報共有した。
- ② プレスリリース
- ・ 新たな取組の一つとして、機構ホームページ上にプレスリリースページを設け、各部の事業に関するプレスリリース内容を機構ホームページ上で見られるようにした。(H26. 8)
 - ・ プレスリリース用の機構雛形を作成し、総務部（企画課情報管理係）において各部より提出される資料案の修正等確認を統一的去行い、事業の情報を計 12 回リリースした。
- ③ 他機関との連携による情報発信
- ・ 環境省主催のエコライフフェアに出展し、環境クイズなどを実施、2 日間で 324 名の方々に参加していただいた。(H26. 6. 7-8)
 - ・ 川崎市環境功労者表彰式において、理事長が「市民活動の事例と今後のあり方～環境再生保全機構の業務を通じて～」というテーマで講演を行った。(H26. 6. 9)
 - ・ 環境省主催の「CO2 削減・ライトダウンキャンペーン」に参加し、66kWh の消費電力量を削減できたほか、東京新聞紙面に機構名が掲載された。(H26. 7. 7)
 - ・ 自治体東京事務所環境省担当関係者会議において、地方自治体東京担当者を対象に機構についての業務説明会を実施した。(H26. 7. 9)
 - ・ 一般財団法人日本環境衛生センター主催のアジア 3R 自治体間ネットワーク会合において、理事が「機構の 3R に取り組む NGO 支援」というテーマで発表を行った。(H26. 11. 13)
 - ・ 川崎国際環境技術展実行委員会主催の技術展に出展し、機構についての業務説明を行った。(H27. 2)
 - ・ 大韓民国環境管理公団を招き、機構の業務内容を報告する等、情報交換を行った。(H27. 2)
- ④ ホームページ等各種媒体による情報の発信
- ・ 機構の行う各事業についてより理解を深めていただくために公開している動画についてその視聴機会の増加を図るため、YouTube に機構チャンネルを開設した。(H26. 11)
 - ・ 平成 16 年 4 月 1 日に当機構が設立され、平成 26 年で 10 周年を迎えたことを捉え、これまでの事業を総括するとともに広く一般に当機構の活動を情報発信するため、10 周年誌（A 4 判、全 32 頁、フルカラー）を作成した。誰でも読みやすく広報の要素を取り入れることを目的の一つとし、地方自治体等約 2,000 箇所へ配布したほか、機構ホームページにて公開した。(H27. 3)

(2) 人材育成への取組

- ① 「ERCA 研修計画」の策定（詳細は 2. (1) ①）
- ・ 管理職、課長代理・調査役等階層別のスキル向上を図る「階層別研修」等と、部門ごとの業務の理解及び専門性の向上を図る「業務専門性研修」を 2 本の柱とする「ERCA 研修計画」を役員懇談会の議論を踏まえ、平成 26 年 7 月に定め、職員の人材育成に積極的に取り組んだ。

- ・ 「階層別研修」については、新たに部長になった職員等を対象とした各階層別の新任研修や課長等を対象に2等級PDCA研修等を内容とする平成26年度及び27年度の2か年の計画を定めた。
 - ・ 「業務専門性研修」については、各部において計画された研修を実施した。さらに、平成27年度の計画について各部と理事長の意見交換会において確認を行い、研修内容の調整、部門間の共有・連携を図った。
- ② 2等級PDCA研修の実施（詳細は2.（1）②）
- ・ 2等級PDCA研修については、課題設定・報告会（H26.5～6）、中間報告会（H26.11）、最終報告会（H27.3）を実施した。

【階層別研修の実施計画】

| | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-------------------|------------------------------|---|
| 1～2等級 (部課長級) | 2等級PDCA 新任部長研修 新任2等級研修 | 2等級PDCA 課長級研修(全員) 新任部長研修 新任2等級研修 |
| 3等級 (課長代理、調査役) | 課長代理～調査役研修(全員) 新任3等級研修 | 実施スケジュール等の関係上、新任3～4等級研修は、平成27年度より本格的に実施。 新任3等級研修 |
| 4等級 (係長、主任) | 係長～主任研修(全員) 新任4等級研修 | 新任4等級研修 |
| 5～6等級 (係員) | 新入職員研修 内定者研修 | 係員級研修(全員) (3～5年目職員に主眼) 新入職員研修 内定者研修 |

平成28年度以降は、各階層の集合研修を1年おきに実施。
また、公開講座への参加による「新任〇〇研修」は毎年実施。

（3）新しい業務範囲への取組

中期計画に盛り込まれている項目を含め新しい施策について検討を始めた。また、PM2.5に関する知識の普及やNGO・NPOへの助成メニューの細分化など平成25年度に行った事業のあり方検討結果（公害健康被害予防事業、地球環境基金業務）の具現化を図った。

（4）横串機能の強化への取組

① 理事長と各部及び職員の意見交換（詳細は1.（2）①イ）

平成26年11月、12月に、内部統制基本方針に基づき、各部と理事長の意見交換会を通じて、1) 情報発信の強化、2) 部としての人材育成、3) ボトムアップを促進する仕組み、4) 部内外の横の連携など、各部共通して取り組む重要事項について理事長が確認を行った。

また、職員（主任級以下）と理事長との意見交換を通じて、現状の課題と取組状況など、職員の業務に取り組む姿勢について理事長が確認を行った。意見交換会で出された意見については、研修の充実など「組織全体として検討する課題」、事業現場における

実践型の人材育成など「各部において検討する課題」、引継書様式や引継事項の標準化など「若手職員を中心とした検討チームにより検討する課題」に区分して総務部を中心に順次検討を行うこととし、具体的な検討内容（実施可否、検討や実施の時期等）を付した上で、機構全体にフィードバックを行った。

② 役員懇談会の実施と結果の反映（詳細は1.（2）①イ）

平成26年度は役員懇談会を23回（平成25年度は15回）開催し、平成25及び26年度に役員懇談会で抽出した機構内の課題について、意見交換を行った。役員懇談会では、それぞれの課題について担当部署の職員からの報告を踏まえて、課題解決のための検討を行い、可能なものから実施した。検討結果の実務への反映例は以下のとおり。

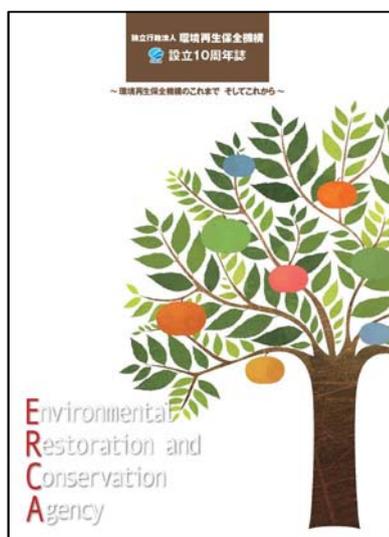
ア. 外部からの意見・要望対応のルール化

機構と関わりのある組織や人々からの意見・要望・照会に対し、迅速かつ適切な対応を図り、その内容を機構の業務運営に反映する必要があることから、各部で対応している外部からの意見・要望・照会について情報を共有するとともに、その対応内容を事業に反映するため、「意見・要望・照会対応記録票」にて、事業を担当した課長等から理事長、関係役職員に報告するルールを平成26年7月から開始した。

なお、平成27年3月までに33件の報告があった。（総務部4件、補償業務部1件、予防事業部5件、地球環境基金部5件、石綿健康被害救済部17件、事業管理部1件）

イ. 環境再生保全機構設立10周年誌の作成

平成16年4月1日に当機構が設立されて平成26年で10周年を迎え、これを契機としてこれまでの当機構の行ってきた事業を総括するため、10周年誌を作成した。作成にあたっては、横断的な組織体制で取り組むこととし、企画編集を担う各部の調整役として機構勤務歴が10年に満たない若手職員が、10年間の事業等の推移を遡ってまとめ、紙面化することにより、人材育成の強化につなげた。



『環境再生保全機構設立10周年誌』

（資料編 P89_共通1 平成26年度役員懇談会の議題）

1. 組織運営

平成 26 年度計画の概要

(1) 業務実施体制の見直しの検討

承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の検討を行う。また、管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るため検討を行う。

(2) 内部統制の強化

コンプライアンスに関する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図る。また、コンプライアンス推進委員会において、定期的に内部統制状況に関する確認等を行うとともに、監事による内部統制の評価を行う。

情報セキュリティ委員会において、情報セキュリティリスク及び施策の確認等を行うとともに、情報セキュリティ監査を定期的実施し、適切な情報セキュリティレベルの確保を図る。

平成 26 年度業務実績

(1) 業務実施体制の見直しの検討

① 承継業務に係る業務実施体制の検討

- ・ 承継業務に関し、債権残高の動向等を踏まえ、業務集約化に向けた課題等の整理検討を開始した。

② 管理業務に係る事務処理効率化等の検討

- ・ 予算から決算に至るまでの事務効率化を図るために、新たな経理システムの構築に着手した。
- ・ 給与関係事務の効率的な実施のために、年末調整事務及び法定調書作成事務の一部外部委託について検討を開始した。

(2) 内部統制の強化

① 統制環境の強化

ア. 研修等の実施

- ・ 平成 26 年 4 月に、新卒採用職員（6 名）を対象として、コンプライアンス等に関する講話を実施し、社会人として働く上での基本的事項を習得させた。
- ・ 平成 26 年 9 月及び平成 27 年 1 月に、法務省の主催する「人権に関する国家公務員等研修会」に職員を派遣し、人権問題に関する理解と認識を深めた。（計 16 名）
- ・ 平成 26 年 12 月にコンプライアンスに関する日頃の実施状況について確認するため、全役職員の自己点検を実施した。
- ・ 平成 27 年 1 月に全役職員に対して、国、民間企業における違反事例を中心として、コンプライアンスの基礎的事項に関する研修を実施した。
- ・ 総務省の主催する「情報システム統一研修」に職員を派遣し、個人情報保護等に必要情報セキュリティに関する知識・技術を深めた。（H26.6～11、計 6 名）
- ・ 全役職員に対して情報セキュリティ対策基準等の内容について自己点検を実施した上で、情報セキュリティ研修を行い、対策基準等の定着化を図った。また同研修では『独

立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について」の一部改正について（平成 26 年 12 月 26 日総務省行政管理局長通知）』を受け改正した機構の個人情報の保護管理規程の趣旨を全役職員へ周知した。（H27. 3）

イ. 組織運営方針の周知

- ・ 平成 26 年 4 月と 10 月の上半期、下半期の開始日と平成 27 年 1 月の仕事始めにあたって理事長から全役職員に対し、機構のミッションや機構の業務運営の方針について訓示を行い、理事長の考えを周知した。
- ・ 平成 26 年 5 月に、第 3 期中期計画の開始にあたって理事長から管理職に対し、各部共通して取り組む重要事項等について訓示を行い、理事長の考えを周知した。

（理事長訓示の要点）

- ・ 情報発信

機構の取組や成果の情報発信の強化を図るため設置した戦略広報チームにおいては、各部間の連携及びトップダウンとボトムアップの融合を図りつつ、情報発信のあり方（各部の情報発信＝機構の広報）や手法について検討を進め、より効果的な情報発信の実現を目指す。

- ・ 人材育成

対外的な業務（NGO・NPO、自治体等）における人材育成に加え、機構内の施策として課長等リーダー職の PDCA 研修を実施するなど、職員各層の人材育成にも積極的に取り組む。

- ・ 新しい業務範囲

中期計画に盛り込まれている項目を含め新しい施策の実行に注力する。また、昨年度行った事業のあり方検討結果（予防事業、地球環境基金業務）の具現化に向け取り組む。

- ・ 横串機能の強化

戦略広報チームや契約手続審査委員会など、組織横断的な体制による横串機能の強化を図る。また、役員懇談会においては、全組織的なテーマについて幅広く議論し、課題の抽出と解決に向けた検討を行い、組織運営の強化を図る。

- ・ 平成 26 年 11 月、12 月に、内部統制基本方針に基づき、各部と理事長の意見交換会を通じて、1) 情報発信の強化、2) 部としての人材育成、3) ボトムアップを促進する仕組み、4) 部内外の横の連携など、各部共通して取り組む重要事項の進捗状況について理事長が確認を行った。

また、職員（主任級以下）と理事長との意見交換会を通じて、現状の課題と取組状況など、職員の業務に取り組む姿勢について理事長が確認を行った。意見交換会で出された意見については、研修の充実など「組織全体として検討する課題」、事業現場における実践型の人材育成など「各部において検討する課題」、引継書様式や引継事項の標準化など「若手職員を中心とした検討チームにより検討する課題」に区分して総務部を中心に順次検討を行うこととし、具体的な検討内容（実施可否、検討や実施の時期等）を付した上で、機構全体にフィードバックを行った。

② 内部統制強化の具体的な取組

ア. リスク管理の強化

- ・ リスク管理委員会を計 2 回（H26. 10、H27. 2）開催した。
- ・ 平成 26 年 10 月に開催した委員会では平成 25 年度実施したリスク管理状況の自己点検結果を詳細に分析し、現状における管理上の課題等の洗い出しを行った。（H26. 10）
- ・ 平成 27 年 2 月に開催した委員会では洗い出された課題等の確認及び今後の方針等について検討を行い、「従来の重要リスク」68 項目について各部で重複している想定リスクを整理し、34 項目とした上で、リスク評価の見直しやリスクカテゴリーの見直し等により新たに 38 項目を追加するなど、リスクを再整理した結果、今後機構全体として管理すべき「新しい重要リスク」として 72 項目を選定した。（H27. 2）

<重要リスクの再整理>

| 従来の重要リスク | 重複整理後 | 見直し結果 | 新しい重要リスク |
|----------|-------|-------|----------|
| 68* | 34 | +38 | 72 |

* 平成 25 年度に実施したリスク管理状況の自己点検結果の分析及び見直しにより、1 項目減の 68 項目になった。

- ・ 独立行政法人通則法等の改正を受けた内部統制システム強化の必要性等を踏まえ、日常のモニタリングを強化し、今後のリスク管理を徹底する観点から、新たに選定した重要リスクについて「事務事故等の報告制度」「危機情報の報告制度」の二つの制度を導入し、理事長、監事等へ必要な情報が速やかに報告される体制を整備する方針を決定した。（H27. 2）
- イ. 「ERCA 業務継続計画（BCP）」に基づく対応手順の整理、試行

「ERCA 業務継続計画」に基づく首都直下地震被災時の業務継続を円滑に行うため、役職員の安否確認手順、災害対策本部の立ち上げ手順、非常時優先業務としている石綿健康被害救済給付金の支払い手順等を整理した「ERCA 業務継続対応表」を作成した。（H27. 2）

また、同対応表に基づき、災害対策本部の設置訓練、役職員の安否確認訓練を実施し、その実効性を検証した。（H27. 3）

ウ. 情報セキュリティ対策の強化

情報セキュリティ委員会を計 5 回（H26. 7 月、8 月、12 月、H27. 1 月、2 月）開催し、情報セキュリティリスクの確認及び各種対策に取り組み、適切な情報セキュリティレベルの確保を図った。また、これまでは主に外部からの不正行為の防御について取り組んできたが、内部及び外部委託先からの不正な情報持ち出し等のリスク分析を実施し、対策への取組を開始した。

（ア）情報システム管理体制の整備

- ・ 各部が管理している情報システムのセキュリティ強化及び最適化等のため、情報システムを開発・導入する際の企画・調達等を総務部（企画課情報管理係）が一元管理する運営を平成 26 年 4 月から開始し、各部担当者への説明会を実施した上で、平成 26 年度は 39 案件について対応した。
- ・ 各部で管理しているモバイル PC 等の統一的なセキュリティ管理を強化するため、総務部（企画課情報管理係）によるセキュリティ対策を一括して管理する方針を決定し、

運用を開始した。(H26.11)

- ・ 機構の情報システム全体方針の策定、CSIRT（コンピュータインシデント対応チーム）の整備等を実施し、各部との更なる連携に努め、情報システム管理体制の強化を図った。(H27.2)

(イ) 各種規程等の改正

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成26年5月19日情報セキュリティ政策会議）」の改定及び『「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について」の一部改正について（平成26年12月26日総務省行政管理局長通知）』を踏まえた機構の各種規程等の改正内容を情報セキュリティ委員会で審議し、周知した。(H26.11～H27.3)

(ウ) 情報共有

- ・ 年間の情報セキュリティ委員会の運営を通じて、平成26年度の情報セキュリティ計画、情報セキュリティ事案及び情報システムの障害等に関する情報共有を推進した。
- ・ 最高情報セキュリティアドバイザーとの定例会議を毎月行い、各部及び機構全体の情報セキュリティに係る助言を受け、情報セキュリティレベルの向上を図った。

(エ) 情報システムのセキュリティ対策強化

- ・ 標的型メール等、メール経由のサイバー攻撃への対応のため、不正メール対策を導入し、受信される不正メールを大幅に減少させた。(H26.11)
- ・ 機構ホームページのセキュリティ対策については、毎年度専門事業者による年次脆弱性診断を実施しているが、平成26年度は診断対象を拡大、診断レベルを強化して実施した。(H26.11)

また、外部から機構ホームページの潜在的な脆弱性を指摘するご意見があったことを受けて、類似の事例がないか確認するため、全ページを対象に潜在リスクが考えられるページの抽出を実施した。(H27.3)

- ・ 近年、一般企業において個人情報を取り扱う情報システムの外部委託先による重大な漏えい事故が発生していること等を踏まえて、情報セキュリティ委員会において、内部及び外部委託先の不正による情報持ち出し等リスクへの対策計画を策定した上で、順次対応を開始した。(H26.12)

エ. 役員懇談会の実施

平成26年度は役員懇談会を23回（平成25年度は15回）開催し、役員懇談会で抽出した機構内の課題について、意見交換を行った。役員懇談会では、それぞれの課題について担当部署の職員からの報告を踏まえて、課題解決のための検討を行い、可能なものから実施した。検討結果の実務への反映例は以下のとおり。

(ア) 外部からの意見・要望対応のルール化

機構と関わりのある組織や人々からの意見・要望・照会に対し、迅速かつ適切な対応を図り、その内容を機構の業務運営に反映する必要があることから、各部で対応している外部からの意見・要望・照会について情報を共有するとともに、その対応内容を事業に反映するため、「意見・要望・照会対応記録票」にて、事案を担当した課長等から理事長、関係役職員に報告するルールを平成26年7月から開始した。

なお、平成27年3月までに33件の報告があった。（総務部4件、補償業務部1件、

予防事業部 5 件、地球環境基金部 5 件、石綿健康被害救済部 17 件、事業管理部 1 件)

(イ) 人材育成に係る研修実施計画の策定

平成 26 年 7 月に「ERCA 研修計画」を策定し、機構全体として行う「階層別研修」等と部門ごとに行う「業務専門性研修」を 2 本の柱とする研修体系を定めた。

(ウ) 環境再生保全機構 10 周年誌の作成

平成 16 年 4 月 1 日に当機構が設立されて平成 26 年で 10 周年を迎えたことを捉え、これまでの当機構の行ってきた事業を総括するとともに広く一般に当機構の活動を情報発信するため、10 周年誌を作成した。作成にあたっては、横断的な組織体制で取り組むこととし、企画編集を担う各部の調整役として機構勤務歴が 10 年に満たない若手職員が、10 年間の事業等の推移を遡ってまとめ、紙面化することにより、人材育成の強化につなげた。

(資料編 P89_共通 1 平成 26 年役員懇談会の議題)

オ. 独立行政法人通則法等の改正への対応

- ・ 改正後の独立行政法人通則法の規定により、業務方法書に記載すべきとされた事項について、主務大臣に業務方法書の変更認可申請を行い、平成 27 年 3 月 30 日に認可された。
- ・ 改正後の独立行政法人通則法及び『「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）』により各法人において内部規程等を整備することとされた事項である「統制環境」「リスクの評価と対応」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング」「ICT への対応」について、機構における対応状況を確認し、今後の対応について整理を行った。

③ 内部統制評価等

ア. 内部監査

平成 26 年度内部監査実施計画に基づき、監査室により以下の項目について内部監査を実施した。

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ・ 契約手続に係る監査 | ・ 旅費の請求手続等に係る監査 |
| ・ 会計担当職の事務引継ぎに係る監査 | ・ 統制環境の整備及び運用状況に係る監査 |
| ・ 物品管理に係る監査 | ・ 過年度の内部監査結果報告書における指摘 |
| ・ 労務管理に係る監査 | 事項等に係る監査（フォローアップ監査） |

上記項目に係る監査結果の報告書は理事長に提出するとともに理事会で報告し周知を図った。

また、改善等の措置が必要と認める事項については理事長から被監査部門の長に改善等の措置を講ずるよう指示を行い、被監査部門の長は速やかに改善措置報告書を理事長に提出し、必要な措置等を講じた。

イ. 監事監査

監事からは内部統制システムに関し、報告書の提出を受けた。（以下、一部抜粋。）

「内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。」

ウ. コンプライアンス推進委員会の開催

理事長と理事に加え、理事長が委嘱する外部有識者3名をもって組織するコンプライアンス推進委員会を平成27年2月に開催し、独立行政法人通則法改正に係る対応状況、リスク管理の状況、業務継続計画に基づく業務継続対応の検討状況及び内部統制の状況の確認等を行った。(H27.2)

エ. 保有個人情報の管理及び利用状況に関する監査等

各課に配置している個人情報保護管理者を対象に、保有個人情報の管理及び利用状況に関する点検を実施し(H27.2)、その結果を受け、監査を行った。(H27.3)

自己評価

●自己評価：A

●評定理由

(1) 業務実施体制の見直しの検討

- ・ 承継業務に係る債権回収業務の課題等の整理・検討を開始した。
- ・ 新たな経理システムの構築に着手した他、管理業務に係る事務処理効率化の検討を開始した。

(2) 内部統制の強化

①統制環境の強化

ア. 研修等の実施

コンプライアンスに関する自己点検や研修等を計画的に行い、役職員の法令等の遵守及び業務の適正な執行等の推進を図った。

イ. 組織運営方針の周知

- ・ 平成26年4月、10月、平成27年1月に全職員に対し、また、平成26年5月に管理職に対し、それぞれ理事長から訓示を行い、業務の運営方針や各部共通して取り組む重要事項に係る理事長の考え方を周知した。
- ・ 各部と理事長との意見交換会、職員と理事長との意見交換会を通じて、理事長が組織運営上の課題や各部の取組状況を確認することにより、ガバナンス上の要対応事項、検討事項等を洗い出すことができ、機構全体として改善施策を企画立案し、推進していく体制を整備することができた。

②内部統制強化の具体的な取組

ア. リスク管理の強化

リスク管理について、自己点検結果の分析により抽出された諸課題の改善を図ることで、複雑化していた管理状況が整理され、経営レベルで管理の徹底を図っていく「重要リスク」として72項目を明確化するなど、今後の管理の有効性を高めることができた。

イ. 「ERCA 業務継続計画 (BCP)」に基づく対応手順の整理、試行

「ERCA 業務継続対応表」の作成により、職員の安否確認から非常時優先業務の実施までの工程が整理され、平時から必要な事前対策に取り組むことにより、発災直後の業務レベルの確保を確実にすることができた。

ウ. 情報セキュリティ対策の強化

ホームページを含む情報システムの企画、調達等について、総務部(企画課情報管理係)

の統一的な管理により情報セキュリティ全般の強化及び情報システムの最適化を推進できた。

エ. 役員懇談会の実施

役員懇談会については、平成 25 年度 15 回開催に対し平成 26 年度は 23 回開催し、機構の重要な諸課題に関して理事・監事等が意見交換を行い、「外部からの意見・要望対応のルール化」、「人材育成に係る研修実施計画の策定」などを実現し諸課題に対応することができた。

オ. 独立行政法人通則法等の改正への対応

- ・ 独立行政法人通則法の改正等を受けた業務方法書の変更認可申請を行い、平成 27 年 3 月 30 日に主務大臣の認可を受けることができた。
- ・ 『「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局長通知）』等により各法人において内部規程等を整備することとされた「統制環境」「リスクの評価と対応」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング」「ICT への対応」の各項目について、機構における対応状況を確認し、今後の整備の方向性等について整理を行うことができた。

③内部統制評価等

- ・ 内部監査結果は、理事会で報告し周知を図るとともに、改善等の措置が必要と認められた事項については有効な改善施策が実施され、業務運営への確に反映されたことを確認することにより、内部統制の強化を図ることができた。
- ・ 外部有識者 3 名を含むコンプライアンス推進委員会を開催し、独立行政法人通則法改正に係る対応状況やリスク管理等について審議した。

●今後の取組

(1) 業務実施体制の見直しの検討

- ・ 承継業務に係る債権回収の状況等を注視しながら、引き続き組織全体の業務実施体制について検討を進める。
- ・ 経理システムの再構築については、平成 27 年度中に開発を完了するとともに、管理業務については、旅費関係事務や給与関係事務を中心に、効率化の検討を進める。

(2) 内部統制の強化

- ・ コンプライアンスについては、研修や自己点検等を計画的に行い、役職員の法令等の遵守及び業務の適正な執行等のさらなる推進を図る。
- ・ 理事長との意見交換会で把握されたガバナンス上の要対応事項、検討事項等に関して、洗い出された課題と検討内容を踏まえ、具体的な改善策に取り組む。
- ・ リスク管理については、平成 26 年度に再整理された重要リスク 72 項目についてリスク管理を徹底する観点から導入した「事務事故等の報告制度」「危機情報の報告制度」の二つの制度の定着化を図るなど、経営レベルでのモニタリングの強化を図る。
- ・ 業務継続計画等の実効性を高めるため、担当職員以外でも円滑に対応できるよう、非常時優先業務の手順書等を作成するとともに、実施訓練等を通じて、検証と改善を継続的に行う。
- ・ 情報セキュリティ対策の強化については、平成 27 年度に予定している机上 PC の更新にあ

わせて、引き続きサイバー攻撃への対策を着実に実施するとともに、内部及び外部委託先からの不正な情報持ち出しへの対策を推進していく。

- ・ 個人情報の管理等に関する項目（マイナンバー制度、外部委託先における個人情報の管理状況点検等）の対策を推進し、役職員及び外部委託先への周知徹底を図る。
- ・ 今後役員懇談会で検討すべきテーマについては、役員等が提案し意見交換した上で、重要な諸課題を整理しており、引続き役員懇談会等で議論し課題解決に向けた取組を行っていく。
- ・ 独立行政法人通則法等の改正に伴う業務方法書の改正に関して、内部規程等の対応を含め内部統制強化の実効性を確保する。
- ・ 改正後の独立行政法人通則法の規定に基づき、省令により定められた監事監査の報告事項に適切に対応する。

2. 業務運営の効率化

平成 26 年度計画の概要

(1) 経費の効率化・削減等

① 一般管理費

中期計画の目標を達成すべく所要の削減を見込んだ予算を作成し、効率的執行に努める。

② 業務経費

中期計画の目標を達成すべく所要の削減を見込んだ予算を作成し、効率的執行に努める。

③ 人件費等

給与水準検証及び適正化に取り組み、その結果を公表する。

(2) 随意契約等の見直し

- ・ 「随意契約等見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付する。また、契約手続審査委員会等による事前の審査及び契約監視委員会による事後の点検等を受けることにより、随意契約、一者応札等の改善に取り組み、競争性の確保に努める。特に企画競争等を行う場合には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第 21 条の 3 の趣旨を踏まえつつ、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。
- ・ 監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること、契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等についてチェックを受けることなどにより、競争性・透明性等の確保に努める。

平成 26 年度業務実績

(1) 経費の効率化・削減等

① 一般管理費の効率化・削減

一般管理費（26 計画予算額→26 実績額）：▲58 百万円（434 百万円→376 百万円）

一般管理費（人件費を除く。）については、中期計画の削減目標（▲6.5%）を達成すべく所要の額を見込んだ平成 26 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、情報システム関係経費の縮減等（▲60 百万円）を図るなど、効率的な執行に努めた。また、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、26 年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。

（単位：千円、%）

| 区分 | 平成 26 年度 (中期計画) A | 区分 | 平成 26 年度 (年度計画) B | |
|----|-------------------------|------|-------------------------|----------------|
| | | | 計画予算 | 中期計画比 (B/A) |
| 共通 | 420,955 | 計画予算 | 434,003 | 3.1 |
| | | 実績 | (86.5) 375,572 | ▲10.8 |

(注 1) B 欄の上段 () 書きは計画予算に対する執行率である。

(注 2) B 欄の計画予算額は、経費の配賦率を見直した影響により A 欄の数字を上回っている。

② 業務経費の効率化・削減

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務のうち、補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（▲4%）を達成すべく所要の額を見込んだ平成26年度予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた。

また、業務経費についても、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、26年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。

（単位：千円、%）

| 区分 | 平成26年度 （中期計画） A | 平成26年度（年度計画） | |
|----------|-----------------------|--------------|---------------------------|
| | | B | 中期計画比 （B/A） |
| 公健 勘定 | 315,853 | 計画予算 | 315,853 0.0 |
| | | 実績 | (79.5) 251,190 ▲20.5 |
| 石綿 勘定 | 249,778 | 計画予算 | 249,778 0.0 |
| | | 実績 | (74.9) 187,025 ▲25.1 |
| 基金 勘定 | 820,901 | 計画予算 | 820,901 0.0 |
| | | 実績 | (88.7) 728,384 ▲11.3 |
| 承継 勘定 | 132,178 | 計画予算 | 132,178 0.0 |
| | | 実績 | (58.7) 77,560 ▲41.3 |
| 合計 | 1,518,710 | 計画予算 | 1,518,710 0.0 |
| | | 実績 | (81.9) 1,244,159 ▲18.1 |

（注1）B欄の上段（ ）書きは計画予算に対する執行率である。

（資料編 P91_共通2 予算・決算の概要、経費削減及び効率化目標との関係）

【各勘定の減少要因】

各勘定の予算に対する主な減少要因は以下のとおりである。

- ・公健勘定（26計画予算額→26実績額）：▲65百万円（316百万円→251百万円）

汚染負荷量賦課金の徴収に必要な業務費（▲27百万円）及び徴収委託費等（▲23百万円）の縮減等のほか、管理費の全体的な節減等（▲14百万円）。

- ・石綿勘定（26 計画予算額→26 実績額）：▲63 百万円（250 百万円→187 百万円）
救済業務における救済給付申請者数が予定より少なかったこと等による全体的な経費の縮減等▲48 百万円）のほか、管理費の全体的な節減等（▲14 百万円）。
- ・基金勘定（26 計画予算額→26 実績額）：▲93 百万円（821 百万円→728 百万円）
助成事業等における助成金の精算等による減等（▲69 百万円）のほか、管理費等の全体的な節減等（▲23 百万円）。
- ・承継勘定（26 計画予算額→26 実績額）：▲55 百万円（132 百万円→78 百万円）
債権回収委託費等の縮減等（▲38 百万円）のほか、管理費の全体的な節減等（▲11 百万円）。

③ 人件費等

- ・平成 25 年度の検証結果や取組状況、国家公務員の給与水準と比較したラスパイレス指数に関する資料をホームページ上で公表した。（H26.6）
- ・平成 25 年度の実績 対国家公務員指数 106.4（地域・学歴勘案 106.4）

●ラスパイレス指数推移（平成 21～26 年度）

| 項目 | 21 年度 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| ラスパイレス指数 （対国家公務員指数） | 112.1 | 112.8 | 108.5 | 108.3 | 106.4 | 108.0 （見込み） |

（資料編 P92_共通 3 年平均給与額の推移）

- ・平成 26 年 12 月、平成 26 年人事院勧告を踏まえ、平成 26 年度の給与について、本俸額の引き上げ、賞与支給割合の引き上げ等を内容とする給与規程の改正等を行った。
- ・同勧告における国家公務員の「給与制度の総合的見直し」の方針を踏まえ、平成 27 年度からの給与について、平成 27 年 3 月に、本俸額の引き下げ、特別都市手当の支給割合の引き上げ等を内容とする給与規程の改正等を行った（平成 27 年 4 月 1 日施行）。

（2）随意契約等の見直し

① 契約に係る競争の推進

契約監視委員会の点検を踏まえて策定した、「随意契約等見直し計画」（平成 22 年 4 月策定）（以下「見直し計画」という。）に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付することとしている。平成 26 年度契約件数は 80 件、契約金額 784 百万円の契約を行い、競争性のない随意契約は無く、すべて競争性のある契約となった。

また、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化することが求められたところであるが、現行規定で対応が出来ることから当面改正は行わず、必要に応じて適切に対応することとした。

【契約の状況】

(単位：件、百万円)

| 区分 | 平成 20 年度実績 | | 平成 25 年度実績 | | 平成 26 年度実績 | |
|-----------------|------------|-------|------------|-------|------------|-------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 競争性のある契約 | 128 | 1,732 | 61 | 1,274 | 80 | 784 |
| うち (企画競争・公募) | (47) | (402) | (1) | (16) | (18) | (272) |
| 競争性のない随意契約 | 25 | 176 | 2 | 5 | 0 | 0 |
| 合計 | 153 | 1,908 | 63 | 1,278 | 80 | 784 |

(注 1) 独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 40 条の規定に基づき、主務大臣が選定した会計監査人と締結する契約は、「企画競争」契約として整理している。

【競争性のある契約に付した割合】

| 平成 20 年度実績 | 平成 25 年度実績 | 平成 26 年度実績 |
|---------------------|-------------------|--------------------|
| 83.7% (128 件/153 件) | 96.8% (61 件/63 件) | 100.0% (80 件/80 件) |

【競争性のない随意契約に付した割合】

| 平成 20 年度実績 | 平成 25 年度実績 | 平成 26 年度実績 |
|--------------------|-----------------|---------------|
| 16.3% (25 件/153 件) | 3.2% (2 件/63 件) | —% (0 件/80 件) |

一者応札・応募の改善については、平成 24 年 3 月に策定した「一者応札(応募)改善方策」に基づき、適正な準備期間等の確保などの改善に取り組んでいるところであるが、今年度一者応札・応募が 3 件(公募 2 件を除く。)発生した。これを受け、契約手続審査委員会として発生原因を分析するとともに、改善方策に照らしてその対応状況について検証し、一者応札・応募に対する一層の改善を図るため、次に掲げる対応策を講じた。

- ア. 各部は、契約手続を開始する前、契約手続審査委員会の審査を受ける際に、一者応札・応募の可能性の有無を報告し、委員会は一者応札の回避に向けた対応を審査するとともに、情報の共有化を図る。
- イ. 各部は、一者応札・応募の発生の可能性があると判断した時には委員会に報告後、理事長及び担当理事に事業執行の判断を仰ぎ、各部の判断ではなく組織として合意形成を図る。
- ウ. 研修などを通じ、競争性のない随意契約及び一者応札・応募に対する職員意識の醸成を図る。

また、契約の適正性を確保するため、契約に係る事務手続きマニュアル等の抜本的な改正を実施するとともに、契約担当者に対する研修を平成 26 年 11 月と平成 27 年 2 月に実

施した。

加えて、一般競争入札等への参加者を増やす取組として、平成 27 年 1 月末より調達に係るメールマガジンの運用を開始し、メールマガジンに登録した者に随時調達情報を提供した。

【一者応札・応募の件数】

(単位：件)

| | 平成 20 年度実績 | | 平成 25 年度実績 | | 平成 26 年度実績 | |
|-------------|------------|---------------|------------|-------------|------------|--------------|
| | | うち一者応札 | | うち一者応札 | | うち一者応札 |
| 一般競争 契約 | 81 | (16.0%) 13 | 60 | (1.7%) 1 | 62 | (4.8%) 3 |
| 企画競争・ 公募 | 47 | (31.9%) 15 | 1 | (-%) 0 | 18 | (11.1%) 2 |
| 計 | 128 | (21.9%) 28 | 61 | (1.6%) 1 | 80 | (6.3%) 5 |

(注) 平成 26 年度実績「うち一者応札」における「企画競争・公募」欄については、「参加意思確認型公募」により募集し、結果的に 1 者しか応募がなかったものであり、競争性の確保に努めた結果である。

② 契約に係る審査体制

ア. 機構内における審査体制

(ア) 契約手続審査委員会による審査

平成 25 年度に設置した契約手続審査委員会において、調達案件の事前審査を実施してきたところであるが、今年度も引き続き委員会による審査を実施し、調達等に係る公正性の確保、契約手続きの厳格な運営を図るとともに、今年度より昨年度委員会で審査を受けた同条件の案件については、分科会審査とすることで効率的かつ機動的な委員会運営に努めた。

委員会及び分科会は、少額随契以外の支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、委員会 27 回、分科会 20 回を開催し、80 案件の審査を実施するとともに、契約手続等の統一的なルール等の策定を行った。

【策定した主なルール等】

- ・ 委員会の審査を受けた調達案件であって、同様の条件等で事業を実施する場合、分科会による審査を実施
- ・ 反社会的勢力の排除規定の新設（会計規程実施細則及び契約事務取扱細則の改正を含む。）
- ・ 発送先（件数）が未確定で総価方式による契約ができない場合、単価契約を採用
- ・ 一者応札・応募の可能性のある調達案件への対策等
- ・ 予定価格積算に当り、市場価格又は今までの経験値を踏まえ実勢値に応じた積算などを行うこと

(イ) その他の審査等

・参加資格停止措置

一般競争入札において、落札者が契約締結を辞退した事案があり、理事長をトップとする「資格停止措置に関する審査会」を開催、検討を行った結果、1か月の参加資格停止措置が相当であるとして、落札者に通知した。

・少額随契案件の審査

少額随契等（委員会及び分科会の審査対象外）は、経理部において全件審査を実施した。

・予定価格の設定

予定価格の設定にあたっては、「予定価格算定にあたっての留意点について」（平成25年8月1日付契約担当職（取決め））等に基づき対応しているところであるが、今年度は予定価格積算の適正性の分析・検証を実施し、予定価格の積算に当たっては今までの経験値や市場価格を確認するなど実勢値に応じた積算を行うよう徹底することとした。なお、今後も予定価格の設定状況及び入札額の動向を継続的に検証できるように契約手続審査委員会において入札率のデータ収集を行うこととした。

・1000万円以上の予定価格の設定

1000万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、経理部担当理事の審査を実施した。

・100万円以上の契約

毎月理事会に報告し点検のうえ、ホームページで公表した。

・内部監査

内部監査による改善提言を受け、分科会を活用するため分科会審査基準を設定した。また、反社会的勢力の排除を調達資料に反映させるため規程整備を行うなど契約事務の適正化を図った。

イ. 契約監視委員会による審査

契約監視委員会において、平成26年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況について事後評価を受けたが、特段の意見はなかった。また、機構の契約の全体像について説明し、今後も引き続き適切に管理していくことを報告した。

なお、平成26年度に発生した一者応札・応募（3件（公募2件を除く））及びその対応策について、また、入札落札者の契約締結辞退により「参加資格停止措置」を行ったことについては、事案発生の都度、各委員に報告を行った。

③ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第21条の3の趣旨を踏まえた対応機構において、民間団体がその専門的な知見及び地域の特性を生かすことができるよう、価格だけではなく、その技術性、専門性を十分考慮した参入の増大に努めており、平成26年度において民間団体がその専門性を生かせる分野として「スタッフ向け環境NGO・NPOレベルアップ実践研修（各地域別）」など9件がNPO等との契約となった。

④ 契約の公表8類型について適切に公表し、透明性の確保に努めた。なお、当機構と関連公益法人等との取引の額が事業収入に占める額が1/3以上で、かつ、当機構の役職員経験者で当該法人の役員等に再就職している取引先は、該当がなかった。

- (資料編 P93_共通 4-① 平成 26 年度契約の現状)
- (資料編 P95_共通 4-② 平成 26 年度契約に関する取組状況)
- (資料編 P97_共通 5 契約監視委員会等の概要について)
- (資料編 P99_共通 6 随意計画等見直し計画)
- (資料編 P102_共通 7 一者応札(応募)改善方策)

(3) 効率的な業務運営に向けた改善への取り組み

経費の効率化、決算業務の更なる効率化・早期化に資するため、

- ① 決算作業時のファイルを共有する等により作業内容、ノウハウを共有し、決算の更なる効率化・合理化に資する基礎作り
- ② 決算の合理化や管理会計への対応を行うため、プロジェクト管理等の分析機能や共通経費の自動配賦、チェックリストの自動化などの経理システム再構築を行い 28 年 4 月から移行するための作業を行った。

自己評価

●自己評価：B

●評定理由

(1) 一般管理費及び業務経費の効率化・削減

① 一般管理費

一般管理費については、中期計画の削減目標を達成すべく所要の額を見込んだ平成 26 年度予算を作成し、情報システム関係経費の縮減等を図るなどの効率的な執行に努め、目標を上回る削減を達成した。

② 業務経費

業務経費については、各業務の対象経費について中期計画の削減目標を達成すべく所要の額を見込んだ平成 26 年度予算を作成し、公健勘定における汚染負荷量賦課金の徴収等に必要業務経費及び各勘定の管理諸費それぞれについて業務の効率化に努め、目標を上回る削減を達成した。

③ 人件費

平成 25 年度ラスパイレス指数については、前年度から 1.9 ポイント下回る水準となっているが、これまでの給与水準適正化のための継続的な取組効果のほか、国からの出向者の異動等指数算定対象職員の変動によるところが大きい。

(2) 随意契約等の見直し

① 契約に係る競争の推進

平成 26 年度に締結した契約において、競争性のない随意契約はなかった。また、契約の公表 8 類型について、適切に公表し透明性の確保を図った。

一者応札・応募が 3 件発生したが、その改善に向けた対応策を策定し、さらなる改善に取り組んだ。

調達の内容に応じて企画募集や参加確認型公募を行うなど、透明性、競争性の確保に努めた。

競争性のない随意契約、一者応札・応募の改善を目的とした人材育成等のため、「契約

事務マニュアル」等を整備するとともに、契約に係る研修を実施した。

随意契約等見直し計画の達成目標（件数及び契約額並びに全体に占める件数及び契約額の割合）をいずれも達成した。

② 契約に係る審査体制

ア. 機構内における審査体制

契約手続審査委員会により、80 案件の審査及び契約手続等の統一的なルール等について適切に審査を行った。

イ. 契約監視委員会による審査

平成 26 年度に一者応札が 3 件発生したこと、一般競争入札の落札者が契約締結を辞退した業者に対する「参加資格停止措置」を行ったことについて各委員へ適切に報告した。平成 26 年度の契約 80 案件について、平成 27 年 4 月 7 日に委員会を開催し点検を受けたが、特段の指摘はなかった。

(3) 効率的な業務運営に向けた改善への取り組み

現状にとどまることなく、常に効率化への意識を持って業務に取り組み、更なる改善のための具体的な方策を行うことができた。

●今後の取組

(1) 経費の効率化・削減

一般管理費及び業務経費ともに、今後も適切な予算執行に努めるとともに、独法通則法改正に伴う独法会計基準の見直しに対応していくため、27 年度計画予算から策定方法を抜本的に見直す。

人件費等については引き続き、人事院勧告や社会一般の情勢等を考慮しながら、給与水準の適正化に取り組む。

(2) 随意契約等の見直し

今後も引き続き、契約に係るルール等の適切な策定に努め、契約監視委員会及び契約手続審査委員会を適切に開催することで、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。

現行の随意契約見直し計画の枠組み等の見直しについて、総務省からの指示による調達等合理化計画を策定することとし、新たなルールの下で随意契約等の継続した改善に取り組む。

(3) 効率的な業務運営に向けた改善への取り組み

28 年 4 月から新経理システムへの移行が着実に進められるよう作業を実施する。

3. 業務における環境配慮

平成 26 年度計画の概要

- 業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施する。
また、平成 25 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する。

平成 26 年度業務実績

(1) 環境報告書の作成・公表等

- ・ 機構の事業活動が環境分野の社会貢献活動であることを踏まえ、「環境報告書 2014」では業務の実施に付随する環境配慮の記載にとどまらず、業務の質の向上を目指して実施した取組（創設 20 周年を迎えた地球環境基金の軌跡・事業見直し等）や機構が行う社会貢献活動等を幅広く掲載するなど、機構の事業を効果的に伝える広報ツールと位置づけて作成し、ホームページに公表（H26.9）するとともに、関係機関等に送付した（H26.10、約 1,700 部）。
- ・ 昨年度に引き続き職員の通勤や機構の業務活動に伴う二酸化炭素排出量を算出し、同報告書に掲載した。
- ・ 機構全体で社会貢献活動（CSR）を推進するため、CSR に関する講演会等への参加、川崎市及び民間企業へのヒアリング、ボランティア活動への試行的な体験参加などを行い、職員による社会貢献活動の推進策を検討した。



『環境報告書 2014』

(2) 環境負荷低減への取組

- ・ 平成 26 年度の環境配慮のための実行計画を定め、同計画に基づき、全役職員を対象に自己点検を実施した。
(資料編 P104_共通 8 平成 26 年度環境配慮のための実行計画)
- ・ 入居ビル専有部分の OA 機器、照明等の電気使用量を対象とし、昨年度に引き続き以下の項目に留意し電気使用量の削減に日常的に取り組んだ。
 - ・ 執務室内の照明一部取り外し
 - ・ 昼休みや退出時の自主的な部分消灯
 - ・ 執務室エリアの照明のゾーン管理
 - ・ 離席時の PC モニターの電源オフ
- ・ 電気使用量の削減を図るため、平成 27 年 3 月に石綿健康被害救済部、監査室の執務スペースを中心に LED 蛍光灯 175 本に交換した。

(参考) ※平成 26 年度温室効果ガス量は暫定値

| 年度 | 電気使用量 | 対 18 年度増減比 | 温室効果ガス量 | 対 18 年度増減比 |
|----|-------------|------------|---------------------------|------------|
| 26 | 91,665Kwh | ▲59.4% | 48,582Kg-CO ₂ | ▲41.4% |
| 25 | 101,664 Kwh | ▲55.0% | 53,861 Kg-CO ₂ | ▲35.0% |
| 24 | 115,796 Kwh | ▲48.8% | 60,641 Kg-CO ₂ | ▲26.8% |
| 23 | 117,089 Kwh | ▲48.2% | 54,036 Kg-CO ₂ | ▲34.8% |
| 22 | 182,562 Kwh | ▲19.2% | 66,743 Kg-CO ₂ | ▲19.5% |
| 21 | 185,982 Kwh | ▲17.7% | 69,246 Kg-CO ₂ | ▲16.5% |
| 20 | 190,956 Kwh | ▲15.5% | 78,358 Kg-CO ₂ | ▲5.5% |
| 19 | 206,578 Kwh | ▲8.6% | 86,559 Kg-CO ₂ | 4.4% |
| 18 | 225,975 Kwh | | 82,890 Kg-CO ₂ | |

自己評価

●自己評価：B

●評定理由

- ・環境報告書を計画通り公表することができた。
- ・環境報告書の作成に当たり、業務の実施に付随する環境配慮にとどまらず、各事業の実施を環境分野の社会貢献活動として位置づけて編集し、CSR 報告の要素を備えたものに仕上げることもできた。また、有効な広報ツールとして活用し、情報提供の充実に資することができた。

●今後の取組

- ・引き続き、業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図る。
- ・平成 26 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する。
- ・平成 26 年度に行った社会貢献活動に関する検討内容等を踏まえ、推進施策の検討、地域との関係構築等を進め、機構職員による社会貢献活動の推進体制の整備に取り組む。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算（人件費の見積りを含む。）

2. 収支計画

3. 資金計画

平成 26 年度計画の概要

（1）予算

| | |
|------------------|------|
| ① 総計 | 別表－1 |
| ② 公害健康被害補償予防業務勘定 | 別表－2 |
| ③ 石綿健康被害救済業務勘定 | 別表－3 |
| ④ 基金勘定 | 別表－4 |
| ⑤ 承継勘定 | 別表－5 |

（2）収支計画

| | |
|------------------|-------|
| ⑥ 総計 | 別表－6 |
| ⑦ 公害健康被害補償予防業務勘定 | 別表－7 |
| ⑧ 石綿健康被害救済業務勘定 | 別表－8 |
| ⑨ 基金勘定 | 別表－9 |
| ⑩ 承継勘定 | 別表－10 |

（3）資金計画

| | |
|------------------|-------|
| ⑪ 総計 | 別表－11 |
| ⑫ 公害健康被害補償予防業務勘定 | 別表－12 |
| ⑬ 石綿健康被害救済業務勘定 | 別表－13 |
| ⑭ 基金勘定 | 別表－14 |
| ⑮ 承継勘定 | 別表－15 |

26年度計画予算と実績（概略）

法人総計としての収入は、計画額約 649 億円に比し実績額約 625 億円と▲24 億円(▲3.7%)の減少となった。また、法人総計としての支出は、計画額約 655 億円に比し実績額約 597 億円と▲約 58 億円(▲8.8%)の減少となった。

各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。

【法人総計】

(単位：百万円)

| 事項 | 計画予算 | 実績 | 差額 |
|----|--------|--------|--------|
| 収入 | 64,940 | 62,549 | ▲2,392 |
| 支出 | 65,520 | 59,725 | ▲5,795 |

【公害健康被害補償予防業務勘定】

(単位：百万円)

| 事項 | 計画予算 | 実績 | 差額 |
|----|--------|--------|--------|
| 収入 | 46,634 | 43,955 | ▲2,680 |
| 支出 | 46,730 | 43,631 | ▲3,099 |

収入のうち、賦課金等の業務収入が納付金の減少等に伴い計画に比し▲2,644 百万円の減少となったこと等による。

支出については、公害健康被害補償予防業務経費における認定患者数が予算に比し計画を下回ったため。

【石綿健康被害救済業務勘定】

(単位：百万円)

| 事項 | 計画予算 | 実績 | 差額 |
|----|-------|-------|--------|
| 収入 | 5,069 | 5,173 | 104 |
| 支出 | 4,997 | 3,555 | ▲1,442 |

収入は、石綿健康被害救済基金の運用による利息収入等が 90 百万円増加したこと等による。

支出については、患者等に対する救済給付費が計画に比し少なかったこと等から、▲1,442 百万円の減少となった。

【基金勘定】

(単位：百万円)

| 事項 | 計画予算 | 実績 | 差額 |
|----|-------|-------|--------|
| 収入 | 2,819 | 2,830 | 11 |
| 支出 | 4,422 | 3,371 | ▲1,051 |

収入は、都道府県補助金収入で▲24 百万円計画を下回ったものの、運用収入等の増加により計画を上回る実績となった。

支出については、計画に比し▲1,051 百万円の減少となっているが、PCB 廃棄物の処理が計画に比し予定を下回ったため、中間貯蔵・環境安全事業(株)に対する助成金が少なかったこと等による。

【承継勘定】

(単位：百万円)

| 事項 | 計画予算 | 実績 | 差額 |
|----|--------|--------|------|
| 収入 | 10,418 | 10,591 | 173 |
| 支出 | 9,371 | 9,168 | ▲203 |

収入は、計画に比し 173 百万円増加しているが、業務収入(事業資産の譲渡収入及び貸付回収金)等が計画を 3,612 百万円増加したこと等による。なお、業務収入の増加により資金調達が必要なくなった(▲3,500 百万円)。

支出については、▲203 百万円となっているが、サービサー委託に伴う債権回収委託費が予定を下回ったこと等による。

平成26年度計画予算（総計）

（単位：百万円）

| 区分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|----------------|--------|--------|---------|
| [収入] | | | |
| 運営費交付金 | 1,689 | 1,689 | - |
| 国庫補助金 | 942 | 940 | △ 2 |
| その他の政府交付金 | 12,309 | 12,303 | △ 6 |
| 都道府県補助金 | 700 | 676 | △ 24 |
| 長期借入金 | 3,500 | - | △ 3,500 |
| 業務収入 | 44,296 | 45,279 | 982 |
| 受託収入 | - | 5 | 5 |
| 運用収入 | 1,312 | 1,287 | △ 25 |
| その他収入 | 192 | 370 | 178 |
| 計 | 64,940 | 62,549 | △ 2,392 |
| [支出] | | | |
| 業務経費 | 55,864 | 50,152 | △ 5,713 |
| 公害健康被害補償予防業務経費 | 46,487 | 43,392 | △ 3,095 |
| うち人件費 | 375 | 250 | △ 125 |
| 石綿健康被害救済業務経費 | 4,702 | 3,300 | △ 1,402 |
| うち人件費 | 362 | 259 | △ 103 |
| 基金業務経費 | 4,293 | 3,247 | △ 1,047 |
| うち人件費 | 144 | 121 | △ 24 |
| 承継業務経費 | 382 | 213 | △ 169 |
| うち人件費 | 216 | 136 | △ 80 |
| 受託経費 | - | 5 | 5 |
| 借入金等償還 | 8,700 | 8,700 | - |
| 支払利息 | 163 | 144 | △ 19 |
| 一般管理費 | 793 | 724 | △ 68 |
| うち人件費 | 359 | 349 | △ 10 |
| 計 | 65,520 | 59,725 | △ 5,795 |

(基金勘定)

(単位：百万円)

| 区分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|-----------|---------|---------|----------|
| 資金支出 | 179,970 | 157,974 | △ 21,996 |
| 業務活動による支出 | 5,336 | 5,819 | 483 |
| 投資活動による支出 | 165,033 | 150,736 | △ 14,296 |
| 財務活動による支出 | - | 1 | 1 |
| 翌年度への繰越金 | 9,601 | 1,418 | △ 8,183 |
| 資金収入 | 179,970 | 157,974 | △ 21,996 |
| 業務活動による収入 | 12,891 | 8,786 | △ 4,105 |
| 運営費交付金収入 | 884 | 884 | - |
| 国庫補助金収入 | 700 | 700 | - |
| 都道府県補助金収入 | 700 | 811 | 111 |
| 運用収入 | 525 | 495 | △ 30 |
| 政府受託収入 | - | - | - |
| その他の収入 | 10,082 | 5,896 | △ 4,186 |
| 投資活動による収入 | 165,633 | 148,060 | △ 17,573 |
| 財務活動による収入 | 10 | 9 | △ 1 |
| 前年度よりの繰越金 | 1,436 | 1,119 | △ 318 |

(承継勘定)

(単位：百万円)

| 区分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|-----------|--------|--------|---------|
| 資金支出 | 10,622 | 12,735 | 2,113 |
| 業務活動による支出 | 1,731 | 1,969 | 238 |
| 投資活動による支出 | 36 | 1,706 | 1,669 |
| 財務活動による支出 | 8,701 | 8,701 | 0 |
| 翌年度への繰越金 | 154 | 359 | 205 |
| 資金収入 | 10,622 | 12,735 | 2,113 |
| 業務活動による収入 | 6,886 | 10,579 | 3,693 |
| 運営費交付金収入 | 473 | 473 | - |
| 業務収入 | 6,387 | 9,927 | 3,540 |
| その他の収入 | 25 | 179 | 153 |
| 投資活動による収入 | 32 | 1,912 | 1,881 |
| 財務活動による収入 | 3,500 | - | △ 3,500 |
| 前年度よりの繰越金 | 204 | 244 | 39 |

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

| 区分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|-------------|--------|---------|---------|
| 資金支出 | 90,770 | 118,081 | 27,311 |
| 業務活動による支出 | 46,971 | 44,133 | △ 2,838 |
| 投資活動による支出 | 36,600 | 73,182 | 36,582 |
| 財務活動による支出 | 2 | 2 | - |
| 翌年度への繰越金 | 7,196 | 763 | △ 6,433 |
| 資金収入 | 90,770 | 118,081 | 27,311 |
| 業務活動による収入 | 45,570 | 43,939 | △ 1,631 |
| 運営費交付金収入 | 332 | 332 | - |
| 国庫補助金収入 | 242 | 229 | △ 13 |
| その他の政府交付金収入 | 8,347 | 8,342 | △ 5 |
| 業務収入 | 35,810 | 34,229 | △ 1,580 |
| 運用収入 | 840 | 804 | △ 36 |
| その他の収入 | - | 3 | 3 |
| 投資活動による収入 | 36,600 | 73,050 | 36,450 |
| 前年度よりの繰越金 | 8,600 | 1,092 | △ 7,508 |

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

| 区分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|--------------|--------|---------|---------|
| 資金支出 | 75,325 | 138,653 | 63,328 |
| 業務活動による支出 | 5,149 | 3,604 | △ 1,545 |
| 投資活動による支出 | 69,200 | 134,104 | 64,904 |
| 財務活動による支出 | - | - | - |
| 翌年度への繰越金 | 975 | 945 | △ 31 |
| 資金収入 | 75,325 | 138,653 | 63,328 |
| 業務活動による収入 | 5,069 | 5,171 | 102 |
| その他の政府交付金収入 | 3,962 | 3,957 | △ 5 |
| 地方公共団体等拠出金収入 | 1,035 | 1,050 | 15 |
| 受託収入 | - | 3 | 3 |
| その他の収入 | 72 | 162 | 90 |
| 投資活動による収入 | 69,200 | 132,900 | 63,700 |
| 前年度よりの繰越金 | 1,055 | 582 | △ 474 |

平成26年度資金計画（総計）

（単位：百万円）

| 区分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|-------------|---------|---------|----------|
| 資金支出 | 356,687 | 427,442 | 70,755 |
| 業務活動による支出 | 59,188 | 55,526 | △ 3,662 |
| 投資活動による支出 | 270,869 | 359,728 | 88,859 |
| 財務活動による支出 | 8,703 | 8,704 | 1 |
| 翌年度への繰越金 | 17,927 | 3,485 | △ 14,443 |
| 資金収入 | 356,687 | 427,442 | 70,755 |
| 業務活動による収入 | 70,416 | 68,475 | △ 1,941 |
| 運営費交付金収入 | 1,689 | 1,689 | - |
| 国庫補助金収入 | 942 | 929 | △ 13 |
| その他の政府交付金収入 | 12,309 | 12,299 | △ 10 |
| 都道府県補助金収入 | 700 | 811 | 111 |
| 業務収入 | 43,232 | 45,206 | 1,974 |
| 受託収入 | - | 3 | 3 |
| 運用収入 | 1,365 | 1,299 | △ 66 |
| その他の収入 | 10,179 | 6,239 | △ 3,940 |
| 投資活動による収入 | 271,464 | 355,922 | 84,458 |
| 財務活動による収入 | 3,510 | 9 | △ 3,501 |
| 前年度よりの繰越金 | 11,296 | 3,036 | △ 8,260 |

| (基金勘定) | (単位：百万円) | | |
|----------------------|----------|-------|-------|
| 区分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
| 費用の部 | 4,448 | 3,486 | △ 962 |
| 經常費用 | 4,448 | 3,486 | △ 962 |
| 基金業務経費 | 4,315 | 3,357 | △ 957 |
| 地球環境基金業務費 | 925 | 815 | △ 110 |
| ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費 | 3,083 | 2,223 | △ 860 |
| 維持管理積立金業務費 | 306 | 319 | 13 |
| 一般管理費 | 129 | 124 | △ 5 |
| 減価償却費 | 4 | 5 | 1 |
| 臨時損失 | - | 0 | 0 |
| 収益の部 | 4,448 | 3,486 | △ 962 |
| 經常収益 | 4,448 | 3,486 | △ 962 |
| 運営費交付金収益 | 884 | 758 | △ 126 |
| ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益 | 3,060 | 2,204 | △ 856 |
| 地球環境基金運用収益 | 210 | 212 | 2 |
| 維持管理積立金運用収益 | 289 | 307 | 18 |
| 資産見返負債戻入 | 4 | 4 | 0 |
| 臨時利益 | - | 0 | 0 |
| 純利益 | 0 | 0 | 0 |
| 総利益 | 0 | 0 | 0 |

| (承継勘定) | (単位：百万円) | | |
|------------|----------|--------|-------|
| 区分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
| 費用の部 | 5,781 | 8,525 | 2,744 |
| 經常費用 | 5,781 | 8,525 | 2,744 |
| 承継業務費 | 5,152 | 8,080 | 2,929 |
| 一般管理費 | 476 | 311 | △ 165 |
| 減価償却費 | 3 | 3 | △ 0 |
| 財務費用 | 150 | 130 | △ 20 |
| 臨時損失 | - | 0 | 0 |
| 収益の部 | 6,426 | 11,131 | 4,705 |
| 經常収益 | 6,426 | 11,131 | 4,705 |
| 運営費交付金収益 | 473 | 310 | △ 164 |
| 事業資産譲渡元金収入 | 5,155 | 8,084 | 2,929 |
| 資産見返負債戻入 | 3 | 3 | △ 0 |
| 財務収益 | 769 | 1,058 | 289 |
| 雑益 | 25 | 1,677 | 1,651 |
| 臨時利益 | - | 0 | 0 |
| 純利益 | 645 | 2,606 | 1,961 |
| 総利益 | 645 | 2,606 | 1,961 |

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

| 区分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|-----------------|--------|--------|---------|
| 費用の部 | 46,756 | 43,585 | △ 3,171 |
| 經常費用 | 46,756 | 43,585 | △ 3,172 |
| 公害健康被害補償予防業務経費 | 46,492 | 43,335 | △ 3,157 |
| 補償業務経費 | 45,466 | 42,479 | △ 2,987 |
| 予防業務経費 | 1,025 | 856 | △ 170 |
| 一般管理費 | 245 | 228 | △ 17 |
| 減価償却費 | 20 | 21 | 2 |
| 臨時損失 | - | 0 | 0 |
| 収益の部 | 46,649 | 43,653 | △ 2,997 |
| 經常収益 | 46,649 | 43,593 | △ 3,056 |
| 運営費交付金収益 | 332 | 249 | △ 83 |
| 国庫補助金収益 | 242 | 227 | △ 15 |
| その他の政府交付金収益 | 8,347 | 8,343 | △ 4 |
| 業務収入 | 36,874 | 33,951 | △ 2,923 |
| 資産見返負債戻入 | 9 | 10 | 1 |
| 運用収入 | 839 | 809 | △ 30 |
| 財務収益 | 6 | 1 | △ 5 |
| 雑益 | - | 3 | 3 |
| 臨時利益 | - | 60 | 60 |
| 純利益 (△純損失) | △ 107 | 68 | 175 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 | 107 | 7 | △ 100 |
| 総利益 (△総損失) | △ 0 | 75 | 75 |

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

| 区分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|------------------|-------|-------|---------|
| 費用の部 | 5,023 | 3,577 | △ 1,446 |
| 經常費用 | 5,023 | 3,577 | △ 1,446 |
| 石綿健康被害救済業務経費 | 4,702 | 3,298 | △ 1,404 |
| 一般管理費 | 295 | 249 | △ 46 |
| 受託経費 | - | 5 | 5 |
| 減価償却費 | 26 | 26 | △ 0 |
| 臨時損失 | - | 0 | 0 |
| 収益の部 | 5,023 | 3,577 | △ 1,446 |
| 經常収益 | 5,023 | 3,577 | △ 1,446 |
| 石綿健康被害救済基金預り金取崩益 | 4,090 | 2,854 | △ 1,236 |
| その他の政府交付金収益 | 907 | 693 | △ 214 |
| 受託収入 | - | 5 | 5 |
| 資産見返負債戻入 | 26 | 26 | △ 0 |
| 臨時利益 | - | 0 | 0 |
| 純利益 | 0 | 0 | 0 |
| 総利益 | 0 | 0 | 0 |

平成26年度収支計画（総計）

（単位：百万円）

| 区分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|----------------------|--------|--------|---------|
| 費用の部 | 62,008 | 59,173 | △ 2,834 |
| 経常費用 | 62,008 | 59,173 | △ 2,835 |
| 公害健康被害補償予防業務経費 | 46,492 | 43,335 | △ 3,157 |
| 石綿健康被害救済業務経費 | 4,702 | 3,298 | △ 1,404 |
| 基金業務経費 | 4,315 | 3,357 | △ 957 |
| 承継業務経費 | 5,152 | 8,080 | 2,929 |
| 一般管理費 | 1,145 | 912 | △ 233 |
| 減価償却費 | 53 | 55 | 2 |
| 受託経費 | - | 5 | 5 |
| 財務費用 | 150 | 130 | △ 20 |
| 臨時損失 | - | 0 | 0 |
| 収益の部 | 62,546 | 61,847 | △ 699 |
| 経常収益 | 62,546 | 61,787 | △ 759 |
| 運営費交付金収益 | 1,689 | 1,317 | △ 372 |
| 国庫補助金収益 | 242 | 227 | △ 15 |
| その他の政府交付金収益 | 9,254 | 9,035 | △ 219 |
| 石綿健康被害救済基金預り金取崩益 | 4,090 | 2,854 | △ 1,236 |
| ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益 | 3,060 | 2,204 | △ 856 |
| 受託収入 | - | 5 | 5 |
| 業務収入 | 42,029 | 42,035 | 6 |
| 運用収入 | 1,339 | 1,329 | △ 10 |
| その他の収益 | 42 | 43 | 1 |
| 財務収益 | 775 | 1,059 | 284 |
| 雑益 | 25 | 1,680 | 1,655 |
| 臨時利益 | - | 60 | 60 |
| 純利益 | 538 | 2,674 | 2,135 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 | 107 | 7 | △ 100 |
| 総利益 | 645 | 2,681 | 2,036 |

別表-4

(基金勘定)

(単位：百万円)

| 区分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|---------|-------|-------|---------|
| [収入] | | | |
| 運営費交付金 | 884 | 884 | - |
| 国庫補助金 | 700 | 700 | - |
| 都道府県補助金 | 700 | 676 | △ 24 |
| 運用収入 | 478 | 495 | 17 |
| その他収入 | 57 | 75 | 18 |
| 計 | 2,819 | 2,830 | 11 |
| [支出] | | | |
| 業務経費 | | | |
| 基金業務経費 | 4,293 | 3,247 | △ 1,047 |
| うち人件費 | 144 | 121 | △ 24 |
| 一般管理費 | 129 | 125 | △ 4 |
| うち人件費 | 58 | 60 | 3 |
| 計 | 4,422 | 3,371 | △ 1,051 |

別表-5

(承継勘定)

(単位：百万円)

| 区分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|--------|--------|--------|---------|
| [収入] | | | |
| 運営費交付金 | 473 | 473 | - |
| 長期借入金 | 3,500 | - | △ 3,500 |
| 業務収入 | 6,387 | 10,000 | 3,612 |
| その他収入 | 57 | 118 | 61 |
| 計 | 10,418 | 10,591 | 173 |
| [支出] | | | |
| 業務経費 | | | |
| 承継業務経費 | 382 | 213 | △ 169 |
| うち人件費 | 216 | 136 | △ 80 |
| 借入金等償還 | 8,700 | 8,700 | - |
| 支払利息 | 163 | 144 | △ 19 |
| 一般管理費 | 125 | 110 | △ 15 |
| うち人件費 | 61 | 54 | △ 7 |
| 計 | 9,371 | 9,168 | △ 203 |

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

別表-2

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

| 区分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|----------------|--------|--------|---------|
| [収入] | | | |
| 運営費交付金 | 332 | 332 | - |
| 国庫補助金 | 242 | 240 | △ 2 |
| その他の政府交付金 | 8,347 | 8,346 | △ 1 |
| 業務収入 | 36,874 | 34,230 | △ 2,644 |
| 運用収入 | 834 | 792 | △ 41 |
| その他収入 | 6 | 16 | 10 |
| 計 | 46,634 | 43,955 | △ 2,680 |
| [支出] | | | |
| 業務経費 | | | |
| 公害健康被害補償予防業務経費 | 46,487 | 43,392 | △ 3,095 |
| うち人件費 | 375 | 250 | △ 125 |
| 一般管理費 | 243 | 239 | △ 4 |
| うち人件費 | 108 | 117 | 9 |
| 計 | 46,730 | 43,631 | △ 3,099 |

別表-3

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

| 区分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|--------------|-------|-------|---------|
| [収入] | | | |
| その他の政府交付金 | 3,962 | 3,957 | △ 5 |
| 業務収入 | 1,035 | 1,050 | 15 |
| 受託収入 | - | 5 | 5 |
| その他収入 | 72 | 162 | 90 |
| 計 | 5,069 | 5,173 | 104 |
| [支出] | | | |
| 業務経費 | | | |
| 石綿健康被害救済業務経費 | 4,702 | 3,300 | △ 1,402 |
| うち人件費 | 362 | 259 | △ 103 |
| 受託業務費 | - | 5 | 5 |
| 一般管理費 | 295 | 250 | △ 45 |
| うち人件費 | 131 | 118 | △ 14 |
| 計 | 4,997 | 3,555 | △ 1,442 |

財務の状況について

1. 当期総利益

平成26年度の総利益は、2,681百万円であり、その主な発生要因は、承継勘定における建設譲渡事業に係る貸倒引当金戻入及び利息の収支差等によるものである。

各勘定別の当期総利益については、下記のとおり。

(単位：百万円)

| | 当期総利益 | 主な発生要因 |
|------|-------|--|
| 公健勘定 | 75 | 二種経理において特定賦課金の収益が少なかったこと等による損失(▲62)及び業務経理における経費の縮減・退職給付引当金戻入等による利益等(137) |
| 石綿勘定 | — | — |
| 基金勘定 | — | — |
| 承継勘定 | 2,606 | 建設譲渡事業に係る貸倒引当金戻入分(1,571)及び利息収支差(928)等 |
| 計 | 2,681 | |

注) 各勘定における損益構造要因について

- ・公健勘定では、予防経理において基金による運用収入を財源に事業を行う等、損益が発生することとなる。
- ・承継勘定では、貸付金等に係る回収利息と借入金に係る支払利息との差額が生じることにより損益が発生している。
- ・なお、石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を財源に充てること、また、基金勘定は、運営費交付金による業務運営並びにPCB廃棄物処理基金等を財源に充てることから、両勘定において損益は発生しない構造となっている。

2. 利益剰余金

利益剰余金は、前年度末の199億12百万円に対して、平成26年度は、国庫納付額20億28百万円、繰越積立金取崩額7百万円、当期積立額26億81百万円を計上し、当期末残高は205億58百万円となった。

各勘定別の利益剰余金については、下記のとおり。

(単位：百万円)

| | ①25年度末 | ②国庫納付額 | ③繰越積立 金取崩額 | ④当期 積立額 | 26年度末 (①-②-③+④) |
|------|--------|--------|---------------|------------|--------------------|
| 公健勘定 | 930 | 255 | 7 | 75 | 742 |
| 石綿勘定 | — | — | — | — | — |
| 基金勘定 | 460 | 460 | — | — | — |
| 承継勘定 | 18,523 | 1,313 | — | 2,606 | 19,816 |
| 計 | 19,912 | 2,028 | 7 | 2,681 | 20,558 |

3. 運営費交付金債務

各勘定の当期の運営費交付金債務残高は下記のとおり。

(単位：百万円)

| | ①25年度末 | ②当期発生額 | ③当期取崩額 | 26年度末 (①+②-③) | 主な要因 |
|------|--------|--------|--------|------------------|-----------------------------------|
| 公健勘定 | — | 76 | — | 76 | 業務の効率化による経費の縮減等(36)及び人件費の縮減等(40) |
| 基金勘定 | — | 122 | — | 122 | 業務の効率化による経費の縮減等(100)及び人件費の縮減等(21) |
| 承継勘定 | — | 162 | — | 162 | 業務の効率化による経費の縮減等(75)及び人件費の縮減等(87) |
| 計 | — | 360 | — | 360 | |

4. 資金の運用実績

公害健康被害予防基金、地球環境基金等の金融資産の運用にあたっては、個々の資金の性質を踏まえた上で、効率的かつ、きめ細かな資金運用に取り組んだ。

- ・ 普通預金に必要以上の資金を残さないよう、大口定期預金、譲渡性預金への積極的かつ効率的な運用を行った結果、資金運用比率は前年に比し 0.35 ポイント増の 97.66%となった。
- ・ 運用利息の優位性を踏まえ、大口定期預金より好条件が見込める譲渡性預金を中心に運用を行うとともに、想定を超える支払ニーズに備え、満期日前の解約が可能な大口定期預金限定の運用を一部行った。
- ・ 公害健康被害予防基金、地球環境基金は、運用方針に基づく長期運用を前提としつつ、現下の金利情勢、特に下半期は一段と低金利化が進行したことを考慮し、将来的な金利変動に対応するため、再運用の一部は預金運用を選択した。
- ・ PCB 廃棄物処理基金、維持管理積立金といった取崩型の資金については、資金の将来推計を整理した上で、中期運用は金利の優位性が乏しい状況を踏まえて預金運用を中心に選択し、一部を長期運用とする効率的かつ機動的な運用とした。

<表1>資金別・種類別の平均残額対比

(単位:百万円)

| 【平成25年度】 | | | | | 資産合計 |
|----------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 普通預金 | 大口定期 | 譲渡性預金 | 有価証券等 | 運用額計 | |
| A | B | C | D | B+C+D=E | A+E |
| 7,035 | 20,268 | 119,087 | 114,739 | 254,094 | 261,129 |
| 2.69% | 7.76% | 45.60% | 43.94% | 97.31% | 100% |

<表2>運用件数の対比

(単位:件)

| | H25年度 | H26年度 | 増減 |
|--------------|-------|-------|----|
| 総件数 | 94 | 102 | 8 |
| 大口定期預金 | 10 | 16 | 6 |
| 譲渡性預金 | 84 | 86 | 2 |
| 運用期間3ヶ月以内の件数 | 60 | 74 | 14 |

| 【平成26年度】 | | | | | 資産合計 |
|----------|-------|---------|--------|---------|---------|
| 普通預金 | 大口定期 | 譲渡性預金 | 有価証券等 | 運用額計 | |
| A | B | C | D | B+C+D=E | A+E |
| 6,327 | 9,762 | 159,279 | 94,879 | 263,920 | 270,247 |
| 2.34% | 3.61% | 58.94% | 35.11% | 97.66% | 100% |

| 【平成26年度】-【平成25年度】 | | | | | 資産合計 |
|-------------------|---------|--------|---------|---------|-------|
| 普通預金 | 大口定期 | 譲渡性預金 | 有価証券等 | 運用額計 | |
| A | B | C | D | B+C+D=E | A+E |
| ▲708 | ▲10,506 | 40,192 | ▲19,860 | 9,826 | 9,118 |
| ▲0.35% | ▲4.15% | 13.34% | ▲8.83% | 0.35% | |

(資料編 P91_共通 2 予算・決算の概要、経費削減及び効率化目標との関係)

(資料編 P109_共通 9-① 簡潔に要約された財務諸表 (法人全体))

(資料編 P111_共通 9-② 財務情報 財務諸表の概況)

(資料編 P113_共通 9-③ 事業の説明 財源構造)

(資料編 P114_共通 10 運用方針について)

自己評価

●自己評価：B

●評定理由

- ・ 一般競争入札の徹底等業務運営の効率化により経費の節減に努めた結果、国から財源措置された運営費交付金の縮減が図れた。
- ・ 短期間であっても効果的な資金の管理・運用に努めることによって、運用効率を更に高めることができた。(資金運用比率 H25年度：97.31%→H26年度：97.66%)。また、金利低下が進行する中、将来的な金利変動にも対応した柔軟かつ機動的な運用を実施した。

●今後の取組

- ・ 今後も引き続き、一般競争入札の徹底等業務運営の効率化により経費の節減に努め、国から財源措置された運営費交付金の縮減を図っていく。
- ・ 今後も引き続き、短期間であっても安全で効果的な資金の管理・運用に努めることによって、運用効率を更に高めていくとともに、将来的な金利変動時に利息収入の増加が図れるよう機動的な運用に努める。

4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

平成 26 年度計画の概要

- (1) 破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という）を本中期計画期間中に 100 億円以下に圧縮するために、
- ① 約定弁済先の管理強化
 - ② 返済懇請
 - ③ 厳正な法的処理
 - ④ 迅速な償却処理
- に積極的に取り組む。
- 特に、①の約定弁済先の管理強化にあたっては、経営状況に目を配り、決算書を徴取後速やかに分析するなどして延滞発生未然防止に努めるとともに、万一、延滞が発生した際は、速やかに原因究明を行い、延滞の解消を図る。
- また、②の返済懇請にあたっては、延滞となっている債権であっても、返済確実性があると認められる債務者については、完済に向けた弁済方法について、改めて期限の利益を再付与し、約定化することにより、延滞の早期解消を図る。
- (2) 機構の正常債権以外の債権への取組状況及び正常債権から正常債権以外の債権への期中の変動状況を明らかにする。
- (3) 返済確実性が見込めない債権は、サービサーを積極的に活用し、回収強化を図る。
- (4) 財政融資資金の借入金の返済、機構債券の償還を着実に実施し、本中期目標期間中に完済することとする。
- (5) 借入金等の返済のための資金調達にあたっては、極力有利な条件での借入れを行い、調達コストの抑制を図る。

平成 26 年度業務実績

- (1) 「正常債権以外の債権」の圧縮のための取組
- ① 当初約定弁済先の新たな延滞発生等はない。今後についても経営状況に目を配り、決算書等を徴取の上決算分析を行い、財務内容等を注視していくこととする。
 - ② 平成 25 年度末で延滞となっていた債権のうち、完済が見込める債務者について、新たに期限の利益を付与し再約定化した債権は 2 件、債権残高約 5 億円となっている。今後も返済懇請により延滞の早期解消を図ることとする。
 - ③ 法的処理は、平成 25 年度から係属していた 6 件（競売 1 件、仮差押 2 件、訴訟 1 件、仮処分 2 件）のうち 4 件（競売 1 件、仮差押 1 件、訴訟 1 件、仮処分 1 件）が終結。新たに 3 件（競売 1 件、訴訟 2 件）を実施し、うち 2 件（訴訟 2 件）は平成 26 年度内に終結した。平成 27 年度には 3 件（競売 1 件、仮差押 1 件、仮処分 1 件）が係属することになった。
 - ④ 平成 26 年度の貸倒償却処理は 1 件、約 18 億円であった。
- (2) 債権残高の期中変動状況
- 平成 26 年度期首からの債権残高の変動状況は下表のとおりである。平成 26 年度末現在の正常債権以外の債権残高は 167 億円であり、平成 26 年度期首残高 218 億円から 51 億円圧縮した。

●債権残高変動状況表

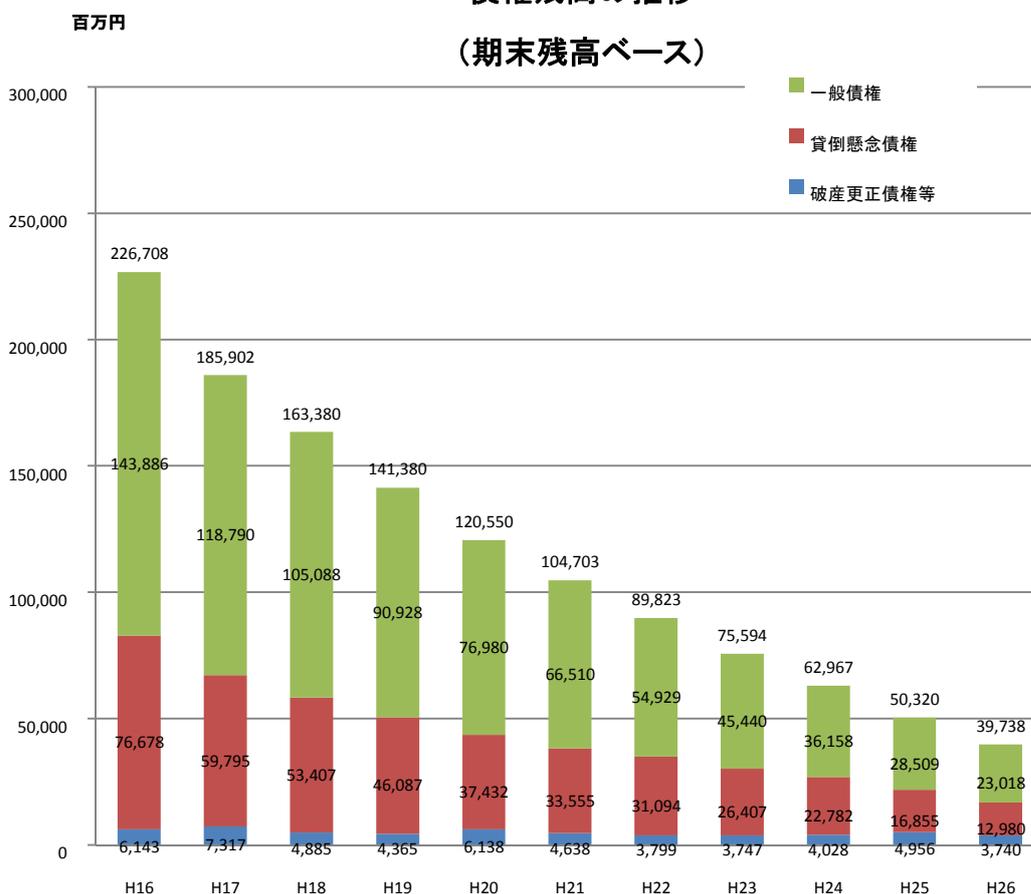
(単位：百万円)

| 債権区分 | H26年度 期首残高 | 回収 | 償却 | 移入 | 移出 | H26年度 期末残高 |
|---------|---------------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 破産更生債権等 | 4,956 | 304 | 1,761 | 1,435 | 587 | 3,740 |
| 貸倒懸念債権 | 16,855 | 3,028 | - | 587 | 1,435 | 12,980 |
| 小計 | 21,812 | 3,331 | 1,761 | 2,022 | 2,022 | 16,719 |
| 一般債権 | 28,509 | 5,490 | - | - | - | 23,018 |
| 合計 | 50,320 | 8,822 | 1,761 | 2,022 | 2,022 | 39,738 |

- (注) 1. 破産更生債権等において1,761百万円の貸倒償却を実施した。
 2. 破産更生債権等から貸倒懸念債権に移行した債権は587百万円である。
 3. 貸倒懸念債権から破産更生債権債等に移行した債権は1,435百万円である。

債権残高の推移

(期末残高ベース)



(3) サービス委託債権からの回収

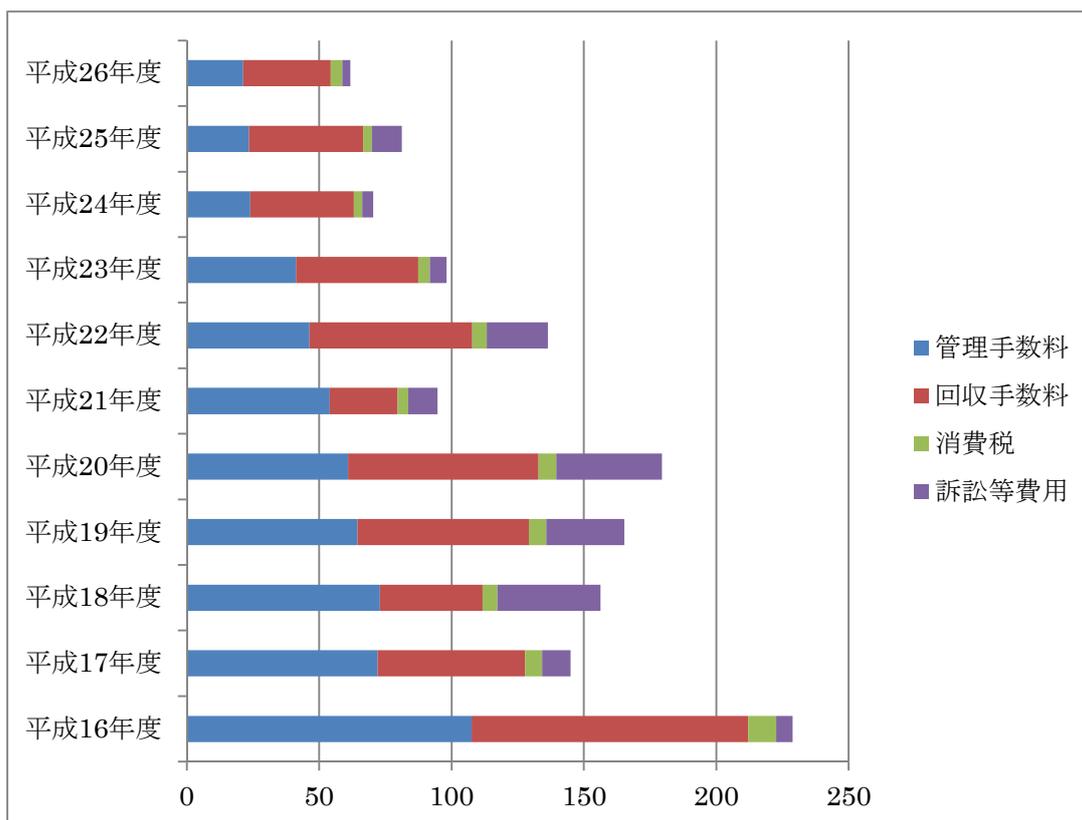
平成26年度のサービス委託債権からの回収額は1,098百万円で、委託費は62百万円であった。委託費に対する回収額は17.7倍であり、効率良く回収が図られた。今後もサービスを積極的に活用し、効率的な回収に努めることとする。

●サービスへの委託費と委託債権からの回収額

| 年 度 | 委託費 A | 委託債権からの 回収額B | B/A |
|--------|--------|-----------------|-------|
| 平成26年度 | 0.62億円 | 11.0億円 | 17.7倍 |
| 平成25年度 | 0.81億円 | 11.3億円 | 14.0倍 |
| 平成24年度 | 0.70億円 | 9.7億円 | 13.9倍 |
| 平成23年度 | 0.98億円 | 19.3億円 | 19.7倍 |
| 平成22年度 | 1.4億円 | 14.1億円 | 10.1倍 |
| 平成21年度 | 0.9億円 | 12.0億円 | 13.3倍 |
| 平成20年度 | 1.8億円 | 20.1億円 | 11.2倍 |
| 平成19年度 | 1.7億円 | 27.6億円 | 16.2倍 |
| 平成18年度 | 1.6億円 | 16.3億円 | 10.2倍 |
| 平成17年度 | 1.4億円 | 18.8億円 | 13.4倍 |
| 平成16年度 | 2.3億円 | 35.9億円 | 15.6倍 |

●サービス委託費内訳

(単位：百万円)



(4) 長期借入金等の償還

平成 26 年度も財政融資資金借入金及び環境再生保全機構債券の償還を確実に実行した。

●財政融資資金借入金

| | |
|-------------|--------------|
| 平成 25 年度末残高 | 5,084,607 千円 |
| 償 還 日 | 償 還 額 |
| H26. 5. 26 | 903,845 千円 |
| H26. 9. 22 | 946,152 千円 |
| H26. 11. 25 | 903,845 千円 |
| H27. 3. 20 | 946,152 千円 |
| 平成 26 年度末残高 | 1,384,613 千円 |

●環境再生保全機構債券

| | |
|-------------|---------------|
| 平成 25 年度末残高 | 15,000,000 千円 |
| 償 還 日 | 償 還 額 |
| H26. 9. 19 | 5,000,000 千円 |
| 平成 26 年度末残高 | 10,000,000 千円 |

●政府保証借入金

| | |
|-------------|--------------|
| 平成 25 年度末残高 | 2,800,000 千円 |
| 平成 26 年度末残高 | 2,800,000 千円 |

(5) 借入金の調達コスト削減

平成 26 年度は回収が順調に進んだこと等により、政府保証民間借入による新たな資金調達の必要がなく、調達コストの削減ができた。

自己評価

●自己評価：A

●評定理由

中期計画期間中に正常債権以外の債権（中期計画期初残高 218 億円）を 100 億円以下に圧縮するという数値目標達成のため、①約定弁済先の管理強化、②返済催告、③厳正な法的処理及び④迅速な償却処理に積極的に取り組んだ結果、平成 26 年度は 51 億円を圧縮し、残高は 167 億円となった。中期計画の 1 カ年当たりの平均圧縮額 24 億円に対し、達成率 213 %となった。また、サービサーを積極的に活用し、効率的な回収を図るなど、その他の計画についても適切に実施した。

●今後の取組

今後の経済情勢の変化等に伴って新たな正常債権以外の債権の発生等も想定されることから、個別債権の管理を厳格に行い、新たな正常債権以外の債権の発生防止及び回収額の増額に努めていくこととする。

IV. 短期借入金の限度額

平成 26 年度計画の概要

- 短期借入金の限度額は、単年度 10,000 百万円とする。

平成 26 年度業務実績

・短期借入金の借入状況

平成 26 年度の短期借入金残高の最高額は、平成 26 年 9 月 19 日から平成 26 年 9 月 24 日の期間の 5,500 百万円であり、限度額 10,000 百万円の範囲内であった。今後も資金の計画的、機動的な管理に努め、借入れを行っていくこととする。

借入期間：26. 9. 17～26. 9. 24（借入金額 2,100 百万円）

借入期間：26. 9. 17～26. 9. 26（借入金額 2,600 百万円）

借入期間：26. 9. 19～26. 9. 24（借入金額 800 百万円）

借入期間：26. 9. 26～26. 10. 24（借入金額 2,100 百万円）

借入期間：26. 11. 21～26. 12. 19（借入金額 2,500 百万円）

借入期間：26. 12. 19～26. 12. 26（借入金額 2,500 百万円）

借入期間：26. 12. 26～27. 1. 26（借入金額 1,400 百万円）

借入期間：27. 1. 26～27. 2. 26（借入金額 1,300 百万円）

借入期間：27. 2. 26～27. 3. 25（借入金額 1,100 百万円）

借入期間：27. 3. 19～27. 3. 25（借入金額 800 百万円）

自己評価

- 自己評価：B

- 評定理由

資金の計画的、機動的な管理に努めた結果、借入金残高の最高額は 55 億円であり、限度額の 100 億円を下回ったことに加え、財投借入金等の償還を円滑・確実に実施することができた。

- 今後の取組

資金の計画的、機動的な管理に努め、借入れを行っていくこととする。

V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

| | |
|---------------|--|
| 平成 26 年度計画の概要 | |
| なし | |

VI. 剰余金の使途

| | |
|---------------|--|
| 平成 26 年度計画の概要 | |
|---------------|--|

| | |
|----|--|
| なし | |
|----|--|

VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

| |
|---------------|
| 平成 26 年度計画の概要 |
|---------------|

| |
|----|
| なし |
|----|

2. 職員の人事に関する計画

平成 26 年度計画の概要

- (1) 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るため、職員研修計画に基づく各種研修を実施する。
- (2) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事・給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。
- (3) 人員に関する指標 (参考) 期初の常勤職員数 140 人

平成 26 年度業務実績

(1) 職員研修計画に基づく研修の実施等

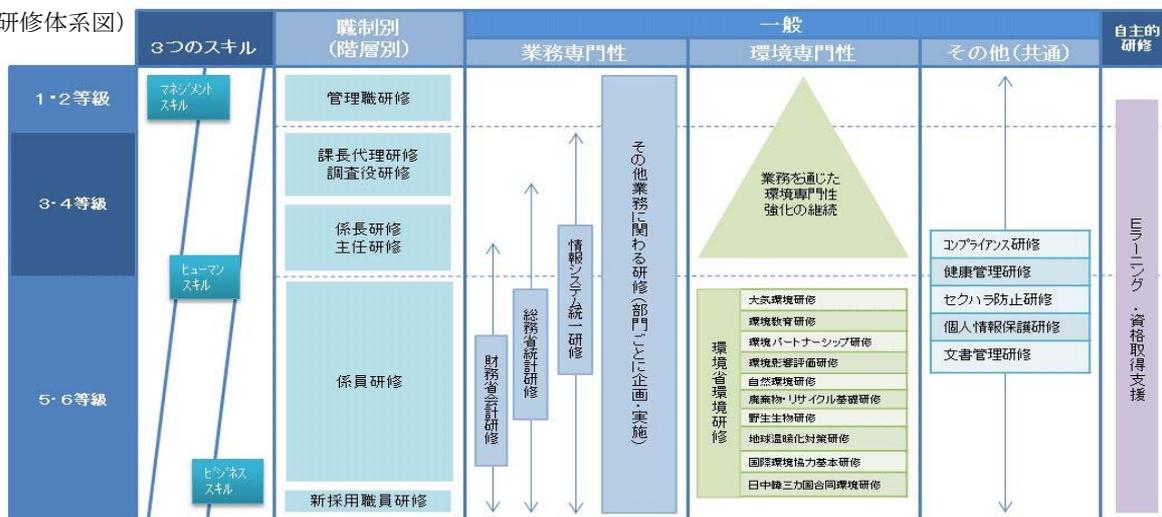
① 研修計画の策定等

- ・ 平成 26 年 7 月に「ERCA 研修計画」を役員懇談会での議論を踏まえ策定し、機構全体として行う「階層別研修」と部門ごとに行う「業務専門性研修」を 2 本の柱とする研修体系を定めた。
 - ・ 同研修計画においては、マネジメント、コミュニケーション、ビジネススキル等の基礎的スキルの向上を目的とした「階層別研修」等について、総務部を中心に企画・実施することとした。
 - ・ また、各部門の業務に必要な専門的知識の習得については、部門ごとに「業務専門性研修」を企画・実施し、向上を図ることとした。
- ERCA 研修計画 2本の柱**

 - 業務専門性研修**
 - 各部門の業務に必要な専門的知識等の習得
 - 各部門において企画・実施
 - 階層別研修**
 - マネジメント、コミュニケーションなど、階層ごとに求められる基礎的スキルの向上
 - 組織全体として、総務部を中心に企画・実施

環境施策のエキスパートを目指して
- ・ これらの研修の計画・実施については、組織横断的に情報共有を図り、組織全体として、あるいはそれぞれの部門において、より一層効果的・効率的な人材育成を行うことを企図している。
 - ・ 同計画に基づき、各部門において平成 26 年度業務専門性研修の内容を検討・実施するとともに、平成 27 年度の実施内容及び予定を策定した (H27.1)。

(研修体系図)



(資料編 P115_共通 11 平成 27 年度独立行政法人環境再生保全機構研修計画(年間スケジュール))

② 各種研修の実施

- ・ 課長級職員を対象とした研修として、PDCA 手法を用いた課題解決のための取組を実施しており、課題設定及び報告会 (H26. 4～5)、中間報告会 (H26. 11) 並びに最終報告会 (H27. 3) を実施した。
- ・ 職員の業務に必要な知識・技術の習得、能力開発を目的として、内部研修を実施するとともに、外部研修にも派遣を行っている。

●平成 26 年度実績（受講者数＜講座数＞）

| 区分 | 階層別 | 一般 | | | 自主 | 計 |
|----|--------|---------|--------|---------|-------|----------|
| | | 業務専門性 | 環境専門性 | その他（共通） | | |
| 内部 | 69 <5> | — | — | 446 <6> | — | 515 <11> |
| 外部 | 13 <4> | 43 <25> | 11 <9> | 8 <1> | 3 <2> | 78 <41> |
| 計 | 82 <7> | 43 <21> | 11 <9> | 454 <7> | 3 <2> | 593 <52> |

注：上記実績（平成 26 年度）は、総務部が全部門対象に実施した講座に関する実績であり、各部門で独自に実施した講座等の数は含まない。

（資料編 P119_共通 12 平成 26 年度職員研修実績）

- ・ 主な研修は次のとおり。

ア. 階層別研修

（ア）内部研修の定期的な実施

定期的に階層別研修を実施することとし、平成 26 年度においては「課長代理・調査役研修」及び「係長・主任研修」を集合研修形式で実施した。(H27. 2～3)

（イ）外部研修への派遣

様々な業種・団体からの受講者との意見交換・情報交換を通じた職員の更なる成長を企図して、平成 26 年度新たに新任昇任者研修を計画し、新任部長（1 名）及び新任課長等（4 名）を外部公開講座に派遣した。(H26. 11～12)

また、平成 26 年度より新たに、国家公務員本府省課長級又は課長補佐級の職員を対象として人事院公務員研修所が開催する行政研修に、課長職 1 名、課長代理職 1 名を派遣した。(H26. 11、H27. 1)

イ. 業務専門性研修

業務に必要な会計事務、統計事務、情報システム等に関する知識・技術を習得するために、財務省政府会計事務職員研修、総務省統計研修、情報システム統一研修等に積極的に職員（17 名）を派遣した。(H26. 5～H27. 2)

また、部門ごとに、個別の業務に必要な知識・技術を習得するための研修を行った。

ウ. 環境専門性研修

環境行政に関する知見等を深めるため、環境省環境調査研修所の開催する研修に職員（9 名）を派遣した。(H26. 6～H27. 2)

エ. その他（共通）研修

（ア）メンタルヘルス研修等の充実

労働安全衛生法の一部改正やメンタル不調の予防等のために、①課長代理職以上を

対象とする「ラインケア研修」、②係長～係員級を対象とする「セルフケア研修（産業医講演会）」を実施した。（H27. 2）

（イ）多様な人材が働きやすい職場づくりのための研修の実施

障がい者の採用に当たり、支援センターの担当者等を講師として、業務上の配慮事項等に関する研修を実施した。（H26. 7、H26. 11）

また、平成 26 年度より、組織全体として障がい者雇用に対する理解や受入体制整備を一層促進することとし、各部門での担当業務洗い出し作業のほか、公共職業安定所の雇用指導官等を講師として、より円滑な職場での受け入れ・定着を図るための研修を実施した。（H27. 3）

オ. 自主的研修

職員の士気向上、知識技術向上のための資格取得支援策について、従来の「簿記」（1 名）に加えて、メンタルヘルスケア体制の充実のため「メンタルヘルス・マネジメント検定」（2 名）の資格取得支援を決定した。（H26. 6）

平成 27 年 3 月末までに、1 名が「メンタルヘルス・マネジメント検定Ⅰ種（マスターコース）」、1 名が簿記 3 級に合格した。

③ 人事交流

- ・ 職員の環境行政に関する専門的知識の習得を図るため、環境省等に職員を 5 名出向又は実務研修生として派遣している（環境省総合環境政策局、環境保健部、地球環境局等）。
- ・ 平成 20 年度から 26 年度までの間に、環境省等への出向又は実務研修を経験した職員は 14 名に上り、環境施策の立案等に携わった経験を、当機構における業務遂行に活かしているところである。

（2）人事評価制度の適正な運用等

- ・ 平成 25 年度の評価結果を平成 26 年 4 月昇給に反映するとともに、同年 6 月期賞与にも反映している。
- ・ 中間フォローアップ面談（H26. 10）の実施など、適切に運用できている。
- ・ 人事評価制度の運用に関するコンサルティングを受けることとし、外部業者への委託を行った。同コンサルティング結果（H27. 3）を受けて、平成 26 年度評価結果に関して職員に対するフィードバック方法の改善を行った。

自己評価

●自己評価：A

●評定理由

（1）職員研修計画に基づく研修の実施等

① 研修計画の策定等

- ・ 機構職員のキャリアパスを踏まえ機構全体として行う研修の体系として、階層別研修及び業務専門性研修を主要な柱とする「ERCA 研修計画」を新たに策定した。

② 各種研修の実施

- ・ メンタルヘルスケアや労務管理の必要性の高まりを踏まえた資格取得促進策を通じ、メン

タルヘルスマネジメントに係る人材育成に着手することができた。

- ・ 新たに、人事院公務員研修所が開催する行政研修（課長級、課長補佐級）への職員の派遣を計画・実施した。
- ・ 労働安全衛生法の改正や障害者雇用の必要性等に鑑み、ラインケアやストレスチェックに関する研修、障害者雇用に関する研修等を新たに企画・実施した。
- ・ 平成 26 年度においては、52 講座、延べ 593 名に対する研修を実施した。

③ 人事交流

- ・ 環境省等への職員出向等により、環境行政の実務を通して、職員の知識・技術を向上することができている。

(2) 人事評価制度の適正な運用等

- ・ 人事評価制度に基づく平成 25 年度の評価結果を、平成 26 年度の昇給及び平成 26 年度 6 月期賞与へ適切に反映することができた。
- ・ 人事評価制度について、より職員の士気向上・人材育成を図るものとなるよう運用等を改善するために、外部業者によるコンサルティングを実施した。その結果を踏まえ、人事評価結果のフィードバック方法を早速改善するなど、一部改善に着手できている。

●今後の取組

- ・ 今後とも、業務上の必要性、職員の中長期的な人材育成等を考慮しながら、職員の士気向上及び知識技術の向上のために、計画的に研修を実施する。
- ・ 平成 26 年度の人事評価制度コンサルティング結果を受けて、引き続き運用等の改善を行う。
- ・ 平成 27 年度においては、職員の更なる士気向上・人材育成を図るために、人事制度全般に関するコンサルティングを実施する。

3. 積立金の処分にに関する事項

平成 26 年度計画の概要

- 前中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに前中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。

平成 26 年度業務実績

- ・ 前中期目標期間以前に自己収入財源で取得した固定資産の減価償却等見合い 7,263 千円を取り崩した。

(参考) 主務大臣の承認を受けた金額

| | |
|-----------------------|----------------|
| ・ 公害健康被害予防事業の業務の財源 | 649 百万円 |
| ・ 債権管理回収業務の財源等 | 17,210 百万円 |
| ・ 自己収入で取得した資産の未減価償却残高 | 26 百万円(補償予防業務) |

自己評価

- 自己評価：B
- 評定理由及び今後の取組
 - ・ 前中期目標期間中に自己収入で取得した固定資産の減価償却について取崩し、適正な期間損益を計上した。今後も固定資産の減価償却に要する費用等に充て、適切に処理する。

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項

平成 26 年度計画の概要

- 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

平成 26 年度業務実績

- ・ 「電話交換機等の更新及び保守業務」（契約期間：27 年 1 月～32 年 3 月）及び「経理システム再構築及び運用保守業務」（契約期間：27 年 3 月～33 年 3 月）にかかる調達について、スケールメリットやソフトウェアの償却期間等を考慮し、次期中期目標期間にわたる契約を行った。

自己評価

- 自己評価：B
- 評定理由及び今後の取組
 - ・ 今後も、業務の必要性やスケールメリットなど、債務負担の必要性が認められるものについては、次期中期目標期間にわたって契約を行っていく。

見直し基本方針等への対応状況

<該当項目>

評価書：平成 25 年度独立行政法人環境再生保全機構業務実績の評価書（平成 26 年 8 月 22 日）

基本方針：独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）

独法改革等：独立行政法人改革等に関する基本方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）

●事務・事業

<公害健康被害補償業務>

| | |
|--|-------------------------------|
| <p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収業務に係る委託費については、民間競争入札の活用等により、年々減少し、平成 20 年度比で 7%以上の削減を図るという中期計画に定める削減目標を上回る 8.99%の削減を実現しており、引き続きさらなる削減努力に期待したい。 ・ 今後は、アンケート調査の結果で示されているオンライン申請できない理由に対する対応についても検討されたい。 ・ 今後は、研修会の遠隔開催や、都道府県等の内部で適切な引き継ぎ等が行われるような体制構築等に向けた検討がなされることが望ましい。 | <p>【該当項目】 評価書</p> |
| <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収関連業務に係る委託費について、第三期中期目標において平成 24 年度実績に比し 5%以上の縮減を図るとする目標を設定し、平成 26 年度は 8.61%の削減を達成した。 ・ アンケート調査結果をもとにオンライン申告を実施できない理由について分析し、オンライン申告を行う上での手続きや技術上の課題とされた事項の中から、システム改修が可能な事項について改修を行った。 ・ 納付業務システムに係る担当者研修会について、平成 26 年度は都道府県等において人事異動が最も多い 4 月と 7 月を基準とし、内部で適切な引き継ぎ等が行われるよう開催時期を 5 月と 8 月に東京と大阪で実施した。なお、中国・九州の遠隔の自治体に対しては、平成 27 年度に開催する計画を作成した。 <p>【公害健康被害補償業務】 1. 汚染負荷量賦課金の徴収（2）汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施、（3）納付義務者に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上、2. 都道府県等に対する納付金の納付（2）納付申請等に係る事務処理の効率化</p> | |
| <p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染負荷量賦課金の徴収業務については、引き続き、納付義務者に対する効果的な指導等を行いつつ、効率的に実施する。（22 年度から実施） | <p>【該当項目】 基本方針</p> |
| <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国 151 商工会議所において、4 月に申告・納付説明・相談会を実施し、納付義務者からの相談及び質問事項等に対し、きめ細かな対応・指導を行った。 ・ 納付義務者へのサービス向上を目的として、申告・納付説明会の出席事業者に対しアンケートを実施し、上記説明・相談会に反映した。 ・ 徴収関連業務の委託業務担当者に対し、申告書等の点検及び申告督促業務について研修を行い、納付義務者からの問い合わせへの対応、スムーズな受付業務に努めるとともに、申告期限までに申告がなかった納付義務者に対しては、丁寧かつ適切に対応し、454 事業所のうち 389 事業所を申告・納付に導いた。 ・ 徴収業務に係る委託費は、平成 24 年度比 8.61%の削減を図った。 <p>【公害健康被害補償業務】 1. 汚染負荷量賦課金の徴収（1）汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収、（2）汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施、（3）納付義務者に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上</p> | |

<公害健康被害予防事業>

| | |
|---|-------------------------------|
| <p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体でも事業の評価・分析を直接行うことができる「集計・分析システム」を構築したところでもあり、今後は、それを地域における事業に積極的に活かしていくことが求められる。 ・ 中期計画に基づき業務が適切に実施され一定の成果が出ているが、今後は、広報の費用対効果を検証することも必要である。 ・ 研修内容については良質かつ十分なものとして評価できるが、依然として、それに比した受講者数とは言えない状況でもあり、いかに受講者を拡大していくかが今後の課題である。 ・ 今後は、助成を行うことを目的とするだけでなく、ソフト3事業に重点化した助成事業の効果等について改めて検討評価を行うなどしてより良い助成事業の実施方策を検討していくべきである。 | <p>【該当項目】 評価書</p> |
| <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体が実施した事業の実施結果の評価・分析を速やかに行えるよう、平成25年度に構築した「集計・分析システム」の運用を平成26年4月から開始し、全ての地方公共団体において活用された。地方公共団体では、本システムにより集計された結果を踏まえ、次年度の事業内容に反映している。 <p>【公害健康被害予防事業】2. ニーズの把握と事業内容の改善（3）ソフト3事業の実施効果の継続的な測定・把握及び事業内容改善の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知識の普及事業の実施にあたっては、過去の参加者アンケート結果から参加者に利用されている広報ツールを把握し、より効果的な広報ツールの選択を行うとともに、国、地方公共団体及び関連学会と連携を図り、公共機関の広報ツールを積極的に活用するなど、効率的な広報の実施に努めている。 <p>【公害健康被害予防事業】2. ニーズの把握と事業内容の改善（2）ニーズの把握と事業への反映、4. 知識の普及及び情報提供の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害健康被害予防事業に従事する者を対象とした研修は、46地方公共団体においてソフト3事業等に従事する者を対象とした研修であり、当該年度の初任者の数、研修内容、開催地域等に応じて参加者が増減するものである。研修に参加できない者については、環境保健調査研究で開発したeラーニング学習支援システムを機構ホームページで運用し、ぜん息の知識を習得する機会を提供した。また、呼吸リハビリテーションスタッフ養成研修は、定員を大幅に上回る応募があったため、受講枠を60名から100名に拡大して対応した。 <p>【公害健康被害予防事業】5. 研修の実施（1）地方公共団体が行う公害健康被害予防事業従事者を対象とする研修、（2）公害健康被害予防事業対象地域の医療機関等に勤務する看護師、保健師、理学療法士等のメディカルスタッフを対象とする研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近年のぜん息やCOPDの治療環境の変化及び独立行政法人や基金等を巡る事業環境の変化を踏まえて、平成25年度末にまとめた公害健康被害予防事業の見直しの考え方に基づき、助成事業については、助成事業の効果的な実施に向けた内容の見直しを行うとともに、平成27年度からの助成に適用すべく「公害健康被害予防事業助成金交付要綱」を改正した。 <p>【公害健康被害予防事業】6. 助成事業（4）助成事業メニューの具体的な見直し</p> | |
| <p>【指摘事項等】</p> <p>○事業の抜本的な見直し</p> <p>『そらプロジェクト』の実施結果等を踏まえ、公害健康被害予防事業全体について事業内容等の抜本的な見直しを行なうとともに、以下の取組を実施する。（22年度から実施）</p> | <p>【該当項目】 基本方針</p> |

- ・ エコカーフェア、エコドライブコンテスト、大気汚染防止推進月間関連事業等を廃止する。
- ・ 地方公共団体への助成事業については、各メニューの必要性を精査し、予防事業としての役割の低下や実績、効果等に減少がみられる最新規制適合車等代替促進事業を廃止するなど真に必要な事業に限定する。
- ・ 地方公共団体への助成は、事業の種類及び規模ごとに定額助成の基準額を設定する。
- ・ 患者団体、関連学会等にヒアリングを実施し、ぜんそく患者のニーズに的確にこたえる事業内容に改善する。

【対応状況】

- ・ 環境省が平成 23 年 5 月 27 日に公表した「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査報告書（そらプロジェクト）」において、『幼児調査及び成人調査において、幹線道路における自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症や COPD との関連について、EC^(※) 及び NOx 個人曝露量推計値を指標とした解析の結果、自動車排出ガスへの曝露との関連性があるという一貫した結論は見いだせなかった。ただし、学童調査においては、EC 及び NOx 個人曝露量推計値を指標とした、予め解析計画で定められた主要な解析や、副次的な解析の一部において、自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症との間に関連性が認められることが指摘された。併せて、曝露推計などに起因する不確実性や関連性の程度を確定づけることの困難性についても指摘された。』とされているところ。

公害健康被害予防事業は、昭和 62 年の公害健康被害の補償等に関する法律の改正において、「大気汚染が総体として、慢性閉塞性肺疾患の自然史に対し、何らかの影響を及ぼしている可能性が否定できないという現状にあり、適切な対策を講じていく必要がある。」との中央公害審議会答申を踏まえて創設されたものであり、本趣旨に則れば、今回の「そらプロジェクト」の調査結果においても、大気汚染が何らかの影響を及ぼしている可能性が否定できない現状に変わりはなく、引き続き事業を継続していく必要がある。

「そらプロジェクト」の調査結果や、地域の大気汚染によるぜん息患者のニーズの把握結果や事業実施効果の的確な把握・評価結果等を踏まえて、学童期を対象とした事業（児童や養護教諭などを対象としたぜん息等講演会・講習会の実施や幹線道路沿いの学校等に対する大気汚染浄化植樹の推進等）を重点化する見直しを実施した。さらに、過去の大気汚染によりぜん息を発症した高齢者に対する事業についても、患者からニーズの高い事業（成人ぜん息・COPD に関する講演会の増設や高齢者へ呼吸リハビリテーションを行う理学療法士などへの研修事業等）を重点化する見直しを実施した。

また、事業関係者の意見を事業に反映し事業の見直しを継続するための仕組みとして、患者団体との連絡会を平成 24 年 3 月 12 日に実施し、地方公共団体については平成 23 年 12 月 13・16 日に連絡会議を実施し事業に対する意見交換を行った。

なお、予防事業としての役割・効果が減少した事業、目的に沿った効果の評価が困難な事業については、22 年度から実施を取りやめるなどの事業の見直しを行っている。

※EC (Elemental carbon) : 元素状炭素（自動車から排出される粒子状物質に含まれる炭素成分）

① 機構が直接実施する事業について

- ・ エコカーフェア、エコドライブコンテスト、大気汚染防止推進月間関連事業を廃止した。（22 年度）

② 地方公共団体が実施する事業への助成について

- ・ 最新規制適合車代替促進事業を廃止した。（23 年度）
- ・ 「ぜん息等に係る施設の整備※」に対する助成を廃止した。（23 年度）

※ ぜん息等に係る施設の整備：ぜん息等に関する専門外来診療部門に係る施設（診療室、検査室、X線室、待合室等）の新設、増設又は改築

- ・ 「小学校低学年及び高学年を対象としたぜん息キャンプ事業」における参加保護者を対象としたカリキュラムを実施できるよう平成 23 年度に措置し、平成 24 年度より実施した。

廃止した事業以外については、予防事業としての必要性を精査したところ、役割の低下、実績・効果等の減少が見られなかったため引き続き実施することとしている。なお、各事業の必要性の精査は、引き続き行う。

| |
|---|
| <p>③ 地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとの定額助成の基準額を設定し、23年度より実施している。</p> <p>④ ぜん息患者のニーズに的確にこたえる事業内容への改善を図る目的で、平成22年度にぜん息患者及びその家族並びに患者の治療・管理、保健指導に関わる方々の事業に対する最新のニーズを把握するため、患者団体（公害地域再生センターなど5団体）、関連学会（日本アレルギー学会など3団体）の医学専門家及び地方公共団体の環境保健部局（名古屋市など8ヶ所）へのヒアリングを実施した。</p> <p>平成23年度以降も、患者団体へのヒアリングや連絡会を実施し、平成25年度及び平成26年度は、より細かなニーズを把握するため小児・成人の分野別に連絡会を開催した。</p> <p>【公害健康被害予防事業】 2. ニーズの把握と事業内容の改善（2）ニーズの把握と事業への反映</p> |
|---|

<地球環境基金業務>

| | |
|---|---------------------------|
| <p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、基金のより一層の造成に向け、新たな基金の仕組みづくりなどの検討も必要であるが、平成25年度より開設したTwitterについては、費用対効果を含めた効果検証が必要である。 | <p>【該当項目】</p> <p>評価書</p> |
| <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報募金活動を更に強化するため、機構全体で取組む「寄付金推進委員会」を設置するとともに委員会を開催し、役職員が一丸となり募金獲得件数及び募金額の増大に向けた新たな募金方法等の検討を行い、新たな寄付方法の導入等を行った。 ① 寄付を直接助成に充て一部を地球環境基金に繰入れるスキーム「地球環境基金企業協働プロジェクト」を導入した。 ② 個人や企業等から、地球環境基金に継続的に寄付できる仕組み（サポーター制度）を創設した。 ・ Twitterについては、登録されたフォロワーからの二次拡散により情報が広がる利点がある。平成26年度末のフォロワー数55人から、約167,000人に地球環境基金事業に関する情報が拡散した。なお、費用については、開設に係る初期費用（15万円）のみで以降費用は生じていない。 <p>【地球環境基金業務】 3. 地球環境基金の運用等について（1）広報募金活動等</p> | |
| <p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO等が行う環境保全活動に対する支援に当たっては、環境政策上のニーズが高い課題や先進性・波及効果の高い活動に重点化し、効率的な業務運営を行う。また、積極的に基金獲得活動を行うことにより、自己収入を拡大する。（23年度から実施） | <p>【該当項目】</p> <p>基本方針</p> |
| <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度地球環境基金助成金の交付に当たっては、環境政策上ニーズの高い地球温暖化などの活動や「生物多様性条約戦略計画2011-2020（愛知目標）」の達成に向けた活動、「第三次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえた循環型社会形成に資する活動に加え、東日本大震災・原発事故により被災した地域における自然環境の現状把握及び再生・復元活動並びに環境教育、持続可能な開発のための教育（ESD）等の推進のための活動を特に重点的に支援することとし、さらに、活動が広範な国民参加や先駆性・独創性を有していることを基本的な考え方とする審査方針を地球環境基金助成専門委員会で決定した。 <p>【地球環境基金業務】 1. 助成事業に係る事項（1）助成の重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報募金活動を更に強化するため、機構全体で取組む「寄付金推進委員会」を設置するとともに委員会を開催し、役職員が一丸となり募金獲得件数及び募金額の増大に向けた新たな募金方法等の検討を行い、新たな寄付方法の導入等を行った。 ① 寄付を直接助成に充て一部を地球環境基金に繰入れるスキーム「地球環境基金企業協働プロジェクト」を導入した。 ② 個人や企業等から、地球環境基金に継続的に寄付できる仕組み（サポーター制度）を創設した。 | |

| |
|--|
| <p>③ 大口寄付を誘引するための環境大臣からの感謝状贈呈に係る要領を策定した。</p> <p>④ 機構のステークホルダーの協力を得て、寄付を募るパンフレット等を各所に設置した。</p> <p>・ また、募金獲得に向け次のような取組も併せて行った。</p> <p>① 助成団体の活動情報や地球環境基金事業の情報等を Twitter により発信</p> <p>② 助成団体の環境保全活動や活動の成果等を収録し、You tube への掲載を通して発信</p> <p>③ 助成団体による活動事例、振興事業（研修・講座）への参加者及び講師の声や、寄付者の声を取り入れた冊子「地球環境基金」を発行</p> <p>④ 環境保全活動について理解を深めてもらうため、助成団体の活動内容を取りまとめた冊子「基金レポート 2014」を引き続き発行</p> <p>⑤ 地球環境基金の事業内容や寄付へのお願いを記載した「地球環境基金オリジナルしおり」を、協力の得られた東京都、京都府、北海道の各書店商業組合を通じ、書店等に設置</p> <p>⑥ 継続寄付者や大口寄付者に対する事業の実施状況に関する説明を継続して実施</p> <p>⑦ 携帯電話を活用した募金方法を新設（対象となる画像にかざすだけで継続的に寄付ができる方法）</p> <p>以上のような取組から、平成 25 年度に比較して寄付件数及び寄付金額は増加した。</p> <p>【地球環境基金業務】 3. 地球環境基金の運用等について（1）広報募金活動等</p> |
|--|

<PCB 廃棄物処理基金助成業務>

| | |
|---|---------------------------|
| <p>【指摘事項等】</p> <p>・ 環境省で今後策定するPCB廃棄物の処理方策を踏まえ、適正に実施する。(22年度から実施)</p> | <p>【該当項目】</p> <p>基本方針</p> |
| <p>【対応状況】</p> <p>・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金の交付対象範囲の拡大を目的とした独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の改正を踏まえ、処理費用負担能力のない者への助成補助率の見直し等を行うため、独立行政法人環境再生保全機構業務方法書、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要綱を、平成 26 年度に改正した。</p> <p>・ 機構としては、同交付要綱に基づき中間貯蔵・環境安全事業株式会社から提出される助成金申請について適正に審査し助成を行っている。</p> <p>【ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務】（1）軽減事業への助成金の交付、（2）振興事業への助成金の交付</p> | |

<最終処分場維持管理積立金管理業務>

| | |
|--|---------------------------|
| <p>【指摘事項等】</p> <p>・ 本積立金については、積立者に運用状況等の情報提供を行いつつ、引き続き、適正な管理・運用を行う。(22年度から実施)</p> | <p>【該当項目】</p> <p>基本方針</p> |
| <p>【対応状況】</p> <p>・ 本積立金について、積立者に運用状況等の情報提供を行い、引き続き適正な管理のもと、資金需要を考慮しつつ中・長期の運用を行っている。</p> <p>【維持管理積立金の管理業務】（1）維持管理積立金の適切な管理、（2）維持管理積立金の適切な運用</p> | |

<石綿健康被害救済業務>

| | |
|---|------------------------------|
| <p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年6月末に大阪支部を廃止したところでもあり、被害者が確実に救済されるよう、今後とも関西地区における広報の強化に努める必要がある。 ・ 今後とも、未納付の船舶所有者に対して粘り強い徴収に努め、納付義務に関する意識の浸透を図ることが必要である。 | <p>【該当項目】 評価書</p> |
| <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関西地区における広報の強化として以下の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 交通広告を活用した広報 <ul style="list-style-type: none"> 関西4私鉄のターミナル駅において、救済制度や無料相談等に関する内容を掲載した大型広告(高さ2.4M×横3.2M)を行った。 (2) ラジオを活用した広報 <ul style="list-style-type: none"> 関西圏を中心に展開しているラジオ放送2局(ABC/朝日放送・MBS/毎日放送)の各番組において、同圏で著名な司会者の生CMにより、救済制度や無料相談について紹介を行った。 (3) ラジオ局主催イベントを活用した広報 <ul style="list-style-type: none"> 上記ラジオ放送局(MBS/毎日放送)が主催する一般向けイベント(奈良)においてブース出展し、制度紹介及び窓口相談を行った。また、レポーターと職員による制度紹介等を生放送により行った。 (4) 新聞による広報 <ul style="list-style-type: none"> 新聞社(朝日新聞大阪本社)の取材について積極的に対応等を行うことにより、救済制度に関する記事が同紙の各地本社版(東京本社版・大阪本社版・名古屋本社版・西部本社版)の1面記事扱いとなり、制度周知に寄与した。また、別途、同紙大阪本社の取材により、再度、同紙大阪本社版の紙面において救済制度及び無料電話相談に関して記事として取り扱われた。 <p>【石綿健康被害救済業務】 4. 救済制度の広報・相談の実施 (1) 制度に関する広報等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶所有者に係る一般拠出金について、未納付の船舶所有者に対して引続き定期的に催告文書を送るなど、公平な徴収に努めている。 <p>【石綿健康被害救済業務】 2. 救済給付の支給に係る費用の徴収</p> | |

<承継業務>

| | |
|--|--------------------------------|
| <p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 返済の確実性が見込まれない債権については、直轄による回収の計画的な実施、サービスへの管理監督の強化等により、弁済での回収額の増大に努める。(23年度から実施) | <p>【該当項目】 基本方針</p> |
| <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度期末の正常債権以外の債権残高は 218 億円であり、平成 25 年度期首残高 268 億円から 50 億円圧縮した。正常債権以外の債権を圧縮した主な要因は、回収で 4,784 百万円（平成 24 年度 4,575 百万円）、貸倒償却適状となった債権 214 百万円（平成 24 年度 79 百万円）を償却したことによるものである。 サービス委託債権からの回収額は、1,132 百万円で、委託費は 81 百万円であった。 <p>【Ⅱ業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置】 4. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理 (2) 債権残高の期中変動状況及び (3) サービス委託債権からの回収</p> | |
| <p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧環境事業団から承継した債権管理回収業務については、債権の回収状況を踏まえつつ、次期中期目標期間中に、業務の実施体制の見直しを行い組織の縮減を検討し、その結論を得る。 (26 年度から実施) | <p>【該当項目】 独法改革等</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> 今後の検討の進め方等、法人内部での検討を開始したところ。引き続き債権管理回収業務の実施体制に係る検討を行うことで組織の縮減について第三期中期目標期間終了までに結論を得ることとしたい。 <p>【Ⅱ業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置】 1. 組織運営 (1) 業務実施体制の見直しの検討</p> | |

●資産・運営等

<組織体制の見直し>

| | |
|--|-------------------------------|
| <p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各部の類似業務を集約するなど組織体制の効率化を図る。(23年度から実施) | <p>【該当項目】 基本方針</p> |
| <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事業部で実施していた資金の管理・運用業務について、平成23年度より経理部一元化を行い、効率化を図った。 石綿健康被害救済部において、平成24年度より給付課に専門職員を配置し、企画調整課と給付課に分かれていた労災認定された被認定者からの救済給付の返還請求手続きを給付課に一元化することにより、企画調整課の業務を削減するなど効率化を図った。 総務部企画課職員の併任による監査室の体制について、平成25年度より監査室員を全員専任にし、内部統制体制の強化を図った。 | |

<法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し>

| | |
|--|--------------------------------|
| <p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令順守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。 不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなど制裁措置の導入を図る。 | <p>【該当項目】 独法改革等</p> |
| <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正受給、不正使用を防ぐための交付後の監査を実施するとともに、事業の進捗中における報告又は指導及び調査を実施している。なお、石綿健康被害救済法による救済給付については、不正利得の徴収に関する条項に基づき対応している。 不正受給、不正使用を行った場合の制裁措置として、加算金及び延滞金の納付等の措置を講じている。なお、石綿健康被害救済法による救済給付については、不正利得の徴収に関する条項に基づき対応している。 | |

<その他>

| | |
|--|--------------------------------|
| <p>【指摘事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の余剰人材の事業部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。 各法人は、自らの事務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」(平成25年8月1日官民競争入札等監理委員会改訂)に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を含めた自主的な業務改善を図る。 | <p>【該当項目】 独法改革等</p> |
| <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主務省及び関係法人等と情報交換を行っているところ。 公共サービス改革基本方針(平成25年6月閣議決定)に基づきつつ、コストの分析を行うなどして、平成25年度に民間競争入札を行い、公害健康被害補償業務における汚染負荷量賦課金徴収関連業務について日本商工会議所と委託契約を締結、申告書等の検及び未申告督促業務を行うことなどにより、機構業務の効率化を図った。なお、今後該当する事業があれば対応を適宜検討する。 <p>【公害健康被害補償業務】 1. 汚染負荷量賦課金の徴収 (2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施</p> | |